

九州大学箱崎キャンパス跡地等の 基盤整備事業に係る計画段階環境配慮書

平成 28 年 1 1 月

独立行政法人都市再生機構
福岡市

< 目 次 >

第1章 対象事業の名称、事業予定者の氏名及び主たる事務所の所在地等	1
1.1 対象事業の名称	1
1.2 対象事業の種類	1
1.3 事業予定者の名称及び主たる事務所の所在地	1
第2章 対象事業の目的及び内容	2
2.1 対象事業の背景、経緯	2
2.2 対象事業の目的	2
2.3 対象事業の内容	3
2.3.1 事業実施想定区域及びその設定の根拠	3
2.3.2 事業計画、事業の規模及びその他の諸元	4
2.4 複数案の設定	5
第3章 対象事業実施想定区域及びその周囲の概況	6
3.1 自然的状況	6
3.1.1 大気環境の状況	6
3.1.2 水環境の状況	21
3.1.3 土壌及び地盤の状況	29
3.1.4 地形・地質の状況	32
3.1.5 動物、植物、生態系の状況	36
3.1.6 景観、人と自然との触れ合いの活動の場の状況	45
3.1.7 一般環境中の放射線の状況	47
3.2 社会的状況	48
3.2.1 人口・産業の状況	48
3.2.2 資源利用の状況	50
3.2.3 社会資本整備の状況	54
3.3 環境保全上の指定・規制の状況	65
3.3.1 環境基本法に基づく環境基準	65
3.3.2 大気汚染に係る規制	77
3.3.3 水質汚濁に係る規制	78
3.3.4 騒音に係る規制	81
3.3.5 振動に係る規制	85
3.3.6 悪臭に係る規制	89
3.3.7 土壌汚染対策法による要措置区域の指定に係る基準等	90
3.3.8 地下水の採取に係る規制	90
3.3.9 自然環境法令等による指定状況	91
3.3.10 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等	97
3.3.11 防災関連法令等による指定状況等	99

3.4	その他の必要な事項	102
3.4.1	公害苦情件数	102
3.4.2	地方公共団体等が実施する環境の保全に関する計画	103
第4章	計画段階配慮事項の選定	113
4.1	影響要因、環境要素の抽出	113
4.1.1	影響要因の抽出	113
4.1.2	環境要素の抽出	114
4.2	環境に及ぼす影響の検討	115
4.3	計画段階配慮事項の選定	116
4.4	計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法	118
第5章	計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	121
5.1	大気質	122
5.1.1	調査	122
5.1.2	予測	123
5.1.3	評価	123
5.2	騒音	124
5.2.1	調査	124
5.2.2	予測	125
5.2.3	評価	125
5.3	振動	126
5.3.1	調査	126
5.3.2	予測	127
5.3.3	評価	127
5.4	動物	128
5.4.1	調査	128
5.4.2	予測	129
5.4.3	評価	130
第6章	計画段階配慮の総合評価	131
第7章	専門家等による技術的助言	132
第8章	その他規則で定める事項	133

【別冊】資料編

- ・九州大学箱崎キャンパスにおける土壌汚染調査の結果について（平成28年6月27日、九州大学）
- ・旧工学部2号館土壌汚染場所における地下水調査結果について（平成28年10月21日、九州大学）
- ・九州大学箱崎キャンパス内で石積み遺構を発見 ―元寇防塁か？―（平成28年9月16日、九州大学）

第1章 対象事業の名称、事業予定者の氏名及び主たる事務所の所在地等

1.1 対象事業の名称

九州大学箱崎キャンパス跡地等の基盤整備事業

1.2 対象事業の種類

- ①その他の土地の造成
- ②土地区画整理事業

1.3 事業予定者の名称及び主たる事務所の所在地

①その他の土地の造成

名 称：独立行政法人都市再生機構九州支社
代表者の氏名：支社長 内山 省吾
住 所：福岡市中央区長浜2丁目2番4号

②土地区画整理事業

名 称：福岡市
代表者の氏名：福岡市長 高島 宗一郎
住 所：福岡市中央区天神1丁目8番1号

※土壌汚染対策などの工事は、対象事業とは別に九州大学が実施する

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の背景、経緯

九州大学は、既存施設の老朽化や狭隘化、航空機騒音等の理由により、箱崎、六本松、原町（粕屋町）地区のキャンパスを福岡市西区の元岡、桑原地区に統合移転し、世界的レベルの新たな教育拠点の創造を推進している。

これに伴い、箱崎キャンパスは、第9次福岡市基本計画（平成24年11月）及び福岡市都市計画マスタープラン（平成26年5月）において、「機能を充実・転換する地区」として、「市街地内の貴重な大規模活用可能地として、大学の移転進捗を踏まえ、新たな都市機能の導入などを検討する地区」に位置づけられ、九州大学と福岡市が連携し、跡地のまちづくりについて検討を進めてきた。

箱崎キャンパス跡地の計画的なまちづくりと円滑な跡地処分を進めるため、基本的な枠組みを示す「九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン」（平成25年2月）が、同検討委員会により福岡市長及び九州大学総長へ提言され、その後、将来ビジョンに基づき、「九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画」（平成27年3月）を福岡市と九州大学により策定したところである。

また、箱崎キャンパスの跡地利用に関して必要な事項を連絡、協議するため、福岡市と九州大学が設置した、学識経験者や地域の代表などで構成される「箱崎キャンパス跡地利用協議会」において、箱崎キャンパスと一体的に整備を行うことが有効と考えられる周辺地域（箱崎中学校や貝塚公園、九州大学の寮など）を、まちづくりの検討対象範囲に含めることとした。

この検討対象範囲のうち、北エリアは福岡市による土地区画整理事業、南エリアは都市再生機構による開発行為（その他の土地の造成）により、都市基盤整備を行うものである。

2.2 対象事業の目的

「九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画」（平成27年3月）等に基づき、地域拠点にふさわしい都市機能の導入と、良好な市街地の形成に向けて、跡地等の一体的なまちづくりと早期の土地利用転換を進めることを目的とする。

2.3 対象事業の内容

2.3.1 事業実施想定区域及びその設定の根拠

事業実施想定区域は、箱崎キャンパス（約 43ha）と一体的に整備を行うことが有効と考えられる周辺地域を含めた約 59ha とする。

事業実施想定区域の位置を図 2-1 に示す。

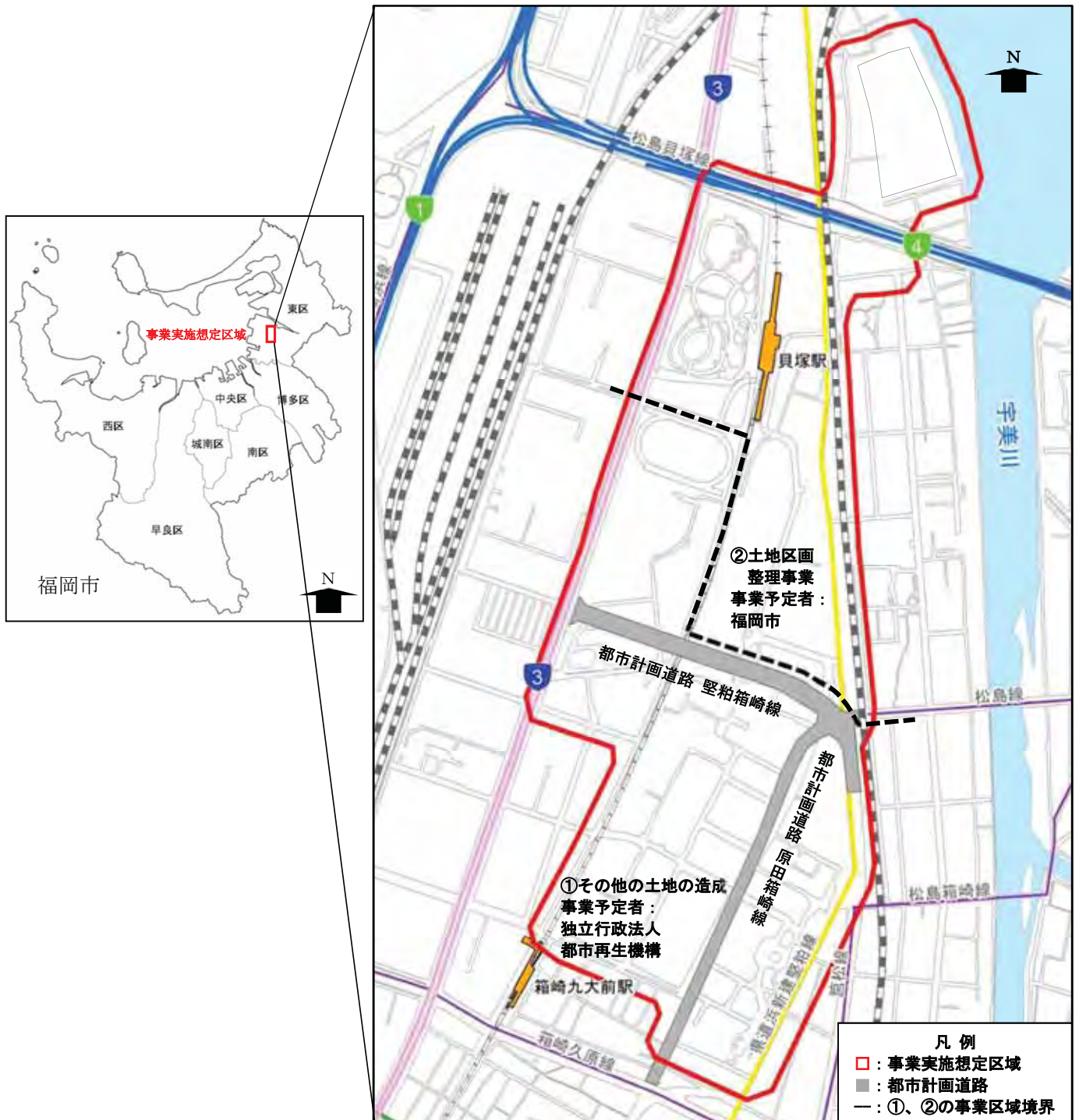


図 2-1 事業実施想定区域の位置

2.3.2 事業計画、事業の規模及びその他の諸元

(1) 事業の規模その他の諸元

規模：事業実施想定区域面積 約 59ha

内訳：①その他の土地の造成 約 34ha

②土地区画整理事業 約 25ha

(2) 事業計画

事業スケジュールを表 2-1 に示す。

造成工事及び基盤整備の工事期間は概ね平成 31 年度～36 年度を予定している。

表 2-1 事業スケジュール（予定）

事業年次	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
①その他の土地の造成	◆ 開発許可						
②土地区画整理事業	◆ 都市計画決定	◆ 事業認可					
九州大学が実施する調査等	◆建物解体 ◆埋蔵文化財発掘調査 ◆土壌汚染対策法に基づく調査、汚染土壌処理						

2.4 複数案の設定

本事業は、九州大学の統合移転事業を契機に、箱崎キャンパスの跡地利用を行うものであり、同キャンパスは、第9次福岡市基本計画及び福岡市都市計画マスタープランにおいて、「機能を充実・転換する地区」として、新しい都市機能の導入などを検討する地区に位置づけられ、土地利用転換を図ることとされていることから、事業を実施しない案については検討を行わないこととする。

また、事業実施想定区域については、同キャンパスの跡地利用と併せて、箱崎中学校の同キャンパスへの移転や、貝塚駅の駅前広場の整備、にぎわい・交流機能の導入とあわせた貝塚公園の再整理を行うこととしており、福岡市議会や跡地利用協議会等において検討内容を公表しながら進めてきた経緯を踏まえ、同キャンパス跡地に加え、箱崎中学校、九州大学寮、貝塚公園等を含む区域のみを対象とする。

事業実施想定区域における都市基盤整備計画については、まちの骨格を形成する道路として、都市計画道路堅粕箱崎線及び都市計画道路原田箱崎線の2路線を都市計画決定（平成28年9月5日）したところであり、今後、区域内の道路線形や幅員等について検討を行うこととしている。

また、土地利用計画については、跡地利用計画においてゾーンや導入機能の考え方を示しており、今後、より具体的な計画について検討を行うこととしている。

以上の状況から、計画段階配慮に当たっては複数案の設定は行わず、単一案で実施することとする。

第3章 対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象

気象観測地点を図 3-1-1 に示す。

福岡管区気象台の気象の状況は表 3-1-1 に示すとおりであり、平年値（統計期間 1981 年～2010 年）で、年平均気温は 17.0℃、平均相対湿度は 68%。年間降水量は 1,612.3mm、年最多風向は南東、年平均風速は 3.1m/s である。

表 3-1-1 気象の状況（福岡管区気象台）

項 目	現地気圧 (hPa)	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	相対湿度 (%)	平均風速 (m/s)	最多風向	日照時間 (時間)
統計期間	昭和56年～平成22年							平成2年～22年	昭和56年～平成22年
資料年数	30年							21年	30年
1月	1020.1	68.0	6.6	9.9	3.5	63	3.6	南東	102.1
2月	1018.8	71.5	7.4	11.1	4.1	63	3.0	南東	121.0
3月	1016.5	112.5	10.4	14.4	6.7	65	3.4	北	149.8
4月	1013.4	116.6	15.1	19.5	11.2	65	3.2	北	181.6
5月	1010.0	142.5	19.4	23.7	15.6	68	2.9	北	194.6
6月	1006.5	254.8	23.0	26.9	19.9	74	2.7	北	149.4
7月	1006.2	277.9	27.2	30.9	24.3	75	3.1	北	173.5
8月	1006.7	172.0	28.1	32.1	25.0	72	3.1	北	202.1
9月	1010.3	178.4	24.4	28.3	21.3	73	3.2	北	162.8
10月	1015.5	73.7	19.2	23.4	15.4	67	3.2	北	177.1
11月	1019.0	84.8	13.8	17.8	10.2	67	2.9	南東	136.3
12月	1020.5	59.8	8.9	12.6	5.6	64	3.2	南東	116.7
全年	1013.6	1612.3	17.0	20.9	13.6	68	3.1	南東	1867.0

出典：過去の気象データ検索(気象庁ホームページ)

一般環境大気測定局である東局（箱崎中学校）における平成 27 年度の風向・風速観測結果を表 3-1-2 及び図 3-1-2 に示す。

東局は多々良川河口に近いことから、北北西や東南東が多く出現し、概ね多々良川に沿った風向を示している。

表 3-1-2 風向・風速観測結果（東局）

項 目	平成27年										平成28年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
最多風向	NNW	ESE	NNW	SSE	ESE	NNE	ESE	ESE	SE		SSE	SSE	SSE
平均風速(m/s)	2.7	2.1	2.1	2.4	2.1	2.6	2.3	2.4	2.3		2.5	2.5	2.4
1時間値の風速最高値(m/s)	8.5	5.7	6.5	7.9	14.3	8.7	7.0	7.6	7.2		8.2	7.2	7.7

出典：福岡市の大気環境(福岡市ホームページ)

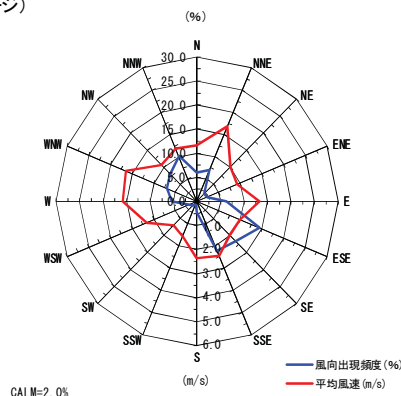


図 3-1-2 東局における風配図



図 3-1-1 大気測定局の位置図

福岡管区気象台における平成 27 年度の全天日射量と雲量の観測結果を表 3-1-3 に示す。

全天日射量の最大は 5 月で 19.7MJ/m²、雲量の最大は 6 月の 8.8 である。

表 3-1-3 全天日射量と雲量の観測結果（福岡管区気象台）

項 目	平成27年									平成28年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全天日射量 (MJ/m ²)	15.3	19.7	14.6	15.5	17.9	14.5	15.2	8.1	6.0	5.1	9.5	13.7
雲量	7.6	6.5	8.8	7.7	6.4	7.4	3.9	8.1	7.4	8.4	7.7	6.4

出典：過去の気象データ検索(気象庁ホームページ)

(2) 大気質

事業実施想定区域及びその周囲は図 3-1-1 に示すとおり、一般環境大気測定局が 2 局、自動車排出ガス測定局が 1 局ある。また、吉塚小学校では降下ばいじんの測定が行われている。

各測定局の測定項目を表 3-1-4 に示す。

表 3-1-4 大気汚染測定地点及び測定物質

局区分	測定局	用途地域	所在地	測 定 物 質										
				環境基準物質										降下ばいじん
				二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロエタン	ダイオキシン類
一般環境大気 測定局	東	第1種住居	東区宮松4丁目21 (箱崎中校庭)		○	○	○		○					
	吉塚	準工業	博多区吉塚6丁目8 (東吉塚小校庭)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車排出ガス 測定局	千鳥橋	準工業	博多区千代5丁目1		○		○	○						
吉塚小学校		準工業	博多区吉塚2丁目21-54											○

出典：福岡市大気測定結果報告書(平成26年度(2014年度)版)(平成28年2月、福岡市)
ふくおかの大気環境(福岡県ホームページ)

1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定結果及び経年変化を表 3-1-5～6 及び図 3-1-3 に示す。

平成 26 年度の測定結果では、吉塚局は環境基準を満足しており、経年変化については横ばいの傾向にある。

表 3-1-5 二酸化硫黄の測定結果（平成 26 年度）

測定局	年平均値	日平均値の 年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを 超えた日が2日以上 連続したことの有無 (○:無、×:有)	環境基準	環境基準との比較
	(ppm)	(ppm)			(○:達成、×:非達成)
吉塚	0.002	0.006	○	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下であり、か つ、1時間値が0.1ppm以下 であること。	○

注)環境基準との比較では、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲内にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の2%除外値)を環境基準(0.04ppm)と比較して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。(長期的評価)

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成26年度(2014年度)版)(平成28年2月、福岡市)

表 3-1-6 二酸化硫黄（年平均値及び日平均値の2%除外値）の経年変化

測定局	年平均値(ppm)					日平均値の2%除外値(ppm)				
	年度					年度				
	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
吉塚	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成26年度(2014年度)版)(平成28年2月、福岡市)

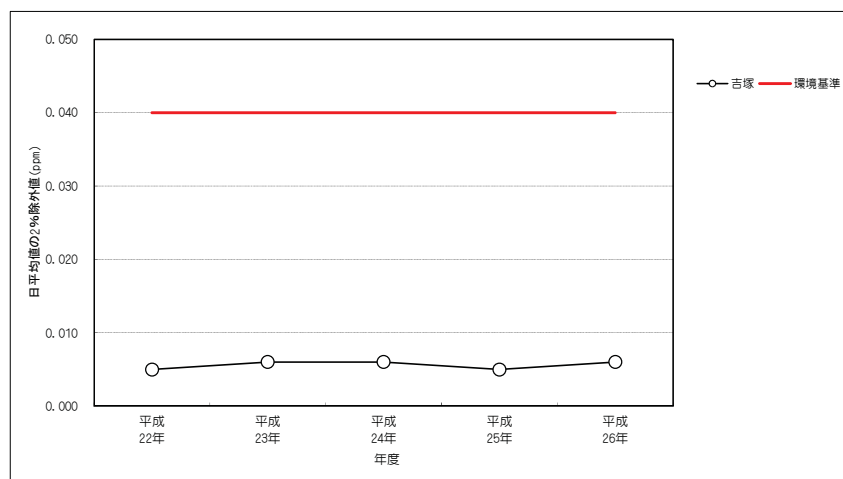


図 3-1-3 二酸化硫黄（日平均値の2%除外値）の経年変化

2) 二酸化窒素

二酸化窒素の測定結果及び経年変化を表 3-1-7～8 及び図 3-1-4 に示す。

平成 26 年度の測定結果では、各測定局ともに環境基準を満足しており、経年変化については横ばいの傾向にある。

表 3-1-7 二酸化窒素の測定結果（平成 26 年度）

測定局	年平均値	日平均値の 年間98%値	環境基準	環境基準との比較
	(ppm)	(ppm)		(○:達成、×:非達成)
東	0.015	0.031	1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmま でのゾーン内またはそ れ以下であること。	○
吉塚	0.014	0.031		○
千鳥橋	0.020	0.037		○

注)環境基準との比較では、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%にあたる測定値(1日平均値の98%値)を環境基準(0.06ppm)と比較して評価を行う。(長期的評価)

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成26年度(2014年度)版)(平成28年2月、福岡市)

表 3-1-8 二酸化窒素（年平均値及び日平均値の年間 98%値）の経年変化

測定局	年平均値(ppm)					日平均値の98%値(ppm)				
	年度					年度				
	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
東	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015	0.039	0.032	0.033	0.034	0.031
吉塚	0.014	0.016	0.016	0.015	0.014	0.038	0.033	0.033	0.033	0.031
千鳥橋	0.230	0.022	0.021	0.020	0.020	0.046	0.036	0.037	0.038	0.037

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成26年度(2014年度)版)(平成28年2月、福岡市)

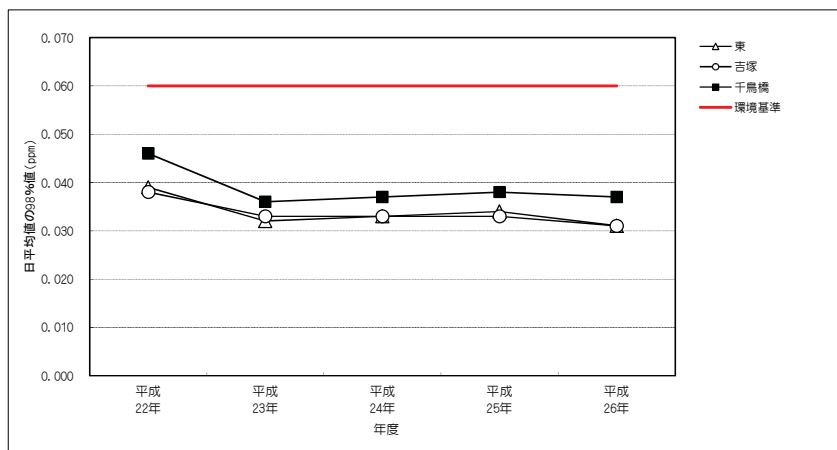


図 3-1-4 二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）の経年変化

3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定結果及び経年変化を表 3-1-9～10 及び図 3-1-5 に示す。

平成 26 年度の測定結果では、各測定局ともに環境基準を超過しており、経年変化についてはやや増加の傾向にある。

表 3-1-9 光化学オキシダントの測定結果（平成 26 年度）

測定局	年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた		昼間の1時間値が 0.12ppm以上の		環境基準	環境基準との 比較 (○:達成、 ×:非達成)
	(ppm)	日数 (日)	時間数 (時間)	日数 (日)	時間数 (時間)		
東	0.034	69	365	0	0	昼間の1時間値 が0.06ppm以下で あること。	×
吉塚	0.035	73	418	0	0		×

注)環境基準との比較では、昼間(5時～20時までの時間帯)の1時間値と環境基準(0.06ppm)とを比較して評価を行う。また、昼間の1時間値が0.12ppm以上は「光化学オキシダントに係る緊急時対策基本要綱」に基づく光化学オキシダント注意報の発令基準である。

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成26年度(2014年度)版)(平成28年2月、福岡市)

表 3-1-10 光化学オキシダント（昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数等）の経年変化

測定局	年度		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
東	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた	日数 (日)	85	47	43	49	69
		時間数 (時間)	467	209	175	287	365
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の	日数 (日)	0	0	0	0	0
		時間数 (時間)	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値 の年平均値	(ppm)	0.033	0.030	0.031	0.031	0.034
吉塚	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた	日数 (日)	74	52	63	72	73
		時間数 (時間)	403	281	313	407	418
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の	日数 (日)	0	0	0	0	0
		時間数 (時間)	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値 の年平均値	(ppm)	0.032	0.030	0.033	0.033	0.035

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成26年度(2014年度)版)(平成28年2月、福岡市)

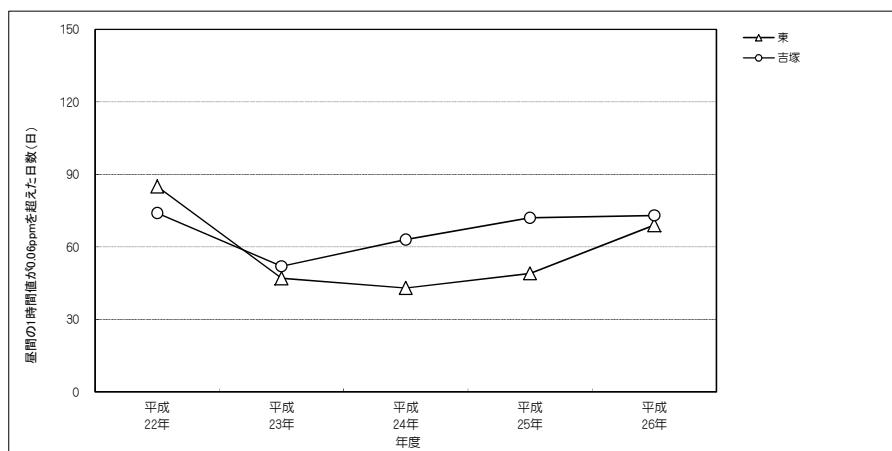


図 3-1-5 光化学オキシダント（昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数）の経年変化

4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果及び経年変化を表 3-1-11～12 及び図 3-1-6 に示す。

平成 26 年度の測定結果では、各測定局ともに環境基準を満足しており、経年変化についてはやや減少の傾向にある。

表 3-1-11 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 26 年度）

測定局	年平均値	日平均値の 年間2%除外 値	日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日が2日以上 連続したことの有無	環境基準	環境基準との 比較
	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(○: 無、×: 有)		(○: 達成、 ×: 非達成)
東	0.019	0.040	○	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、か つ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	○
吉塚	0.023	0.057	○		○
千鳥橋	0.024	0.057	○		○

注)環境基準との比較では、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲内にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の2%除外値)を環境基準($0.10\text{mg}/\text{m}^3$)と比較して評価を行う。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。(長期的評価)

出典: 福岡市大気測定結果報告書(平成26年度(2014年度)版)(平成28年2月、福岡市)

表 3-1-12 浮遊粒子状物質（年平均値及び日平均値の2%除外値）の経年変化

測定局	年平均値(mg/m^3)					日平均値の2%除外値(mg/m^3)				
	年度					年度				
	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
東	0.021	0.021	0.020	0.021	0.019	0.069	0.053	0.050	0.056	0.040
吉塚	0.028	0.025	0.030	0.027	0.023	0.073	0.057	0.067	0.071	0.057
千鳥橋	0.025	0.024	0.022	0.025	0.024	0.072	0.058	0.056	0.061	0.057

出典: 福岡市大気測定結果報告書(平成26年度(2014年度)版)(平成28年2月、福岡市)

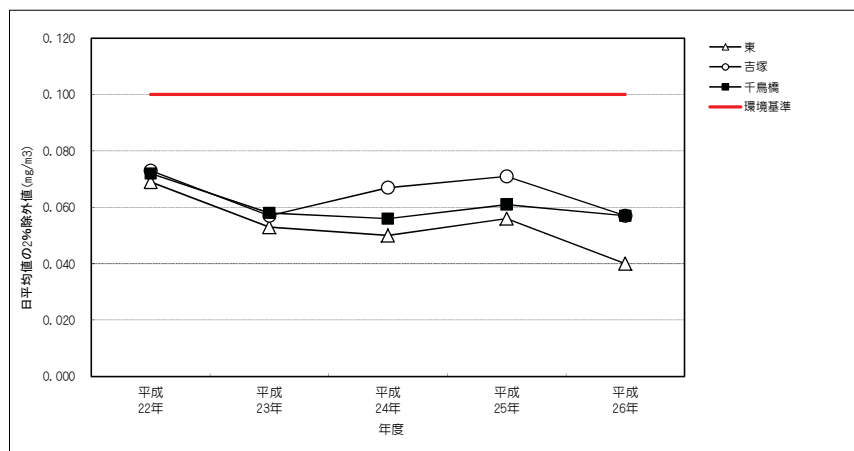


図 3-1-6 浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）の経年変化

5) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の測定結果及び経年変化を表 3-1-13～14 及び図 3-1-7 に示す。

平成 26 年度の測定結果では、各測定局ともに環境基準を超過しており、経年変化については横ばいの傾向にある。

表 3-1-13 微小粒子状物質の測定結果（平成 26 年度）

測定局	年 平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数	環境基準	環境基準との比 較
	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)		(○:達成、 ×:非達成)
吉塚	17.8	41.1	14	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、 かつ、1日平均値 が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であること。	×
千鳥橋	18.6	43.6	16		×

注)環境基準との比較では、1年間の測定を通じて得られた平均値を環境基準(15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)と比較して評価を行う。ただし、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%にあたる測定値(1日平均値の98%値)が環境基準(35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)を超過した場合は非達成とする。(長期的評価)

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成26年度(2014年度)版)(平成28年2月、福岡市)

表 3-1-14 微小粒子状物質（年平均値及び日平均値の年間 98% 値等）の経年変化

測定局	年度	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
吉塚	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		19.2	16.9	17.3	17.8
	日平均値の 年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		42.5	43.1	45.8	41.1
	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数		3	20	25	14
千鳥橋	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			25.1	19.0	18.6
	日平均値の 年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			47.6	48.1	43.6
	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数			7	26	16

注) 空欄は測定を行っていない。

測定開始月は、吉塚局が平成24年3月、千鳥橋局が平成25年3月である。

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成26年度(2014年度)版)(平成28年2月、福岡市)

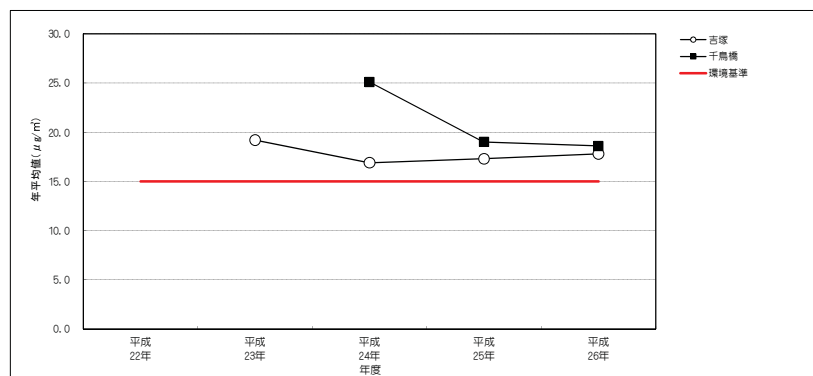


図 3-1-7 微小粒子状物質（年平均値）の経年変化

6) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の測定結果を表 3-1-15 に示す。

平成 26 年度の測定結果では、吉塚局は各項目ともに環境基準を満足している。

表 3-1-15 有害大気汚染物質の測定結果（平成 26 年度）

測定物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
吉塚局	0.82	0.033	0.14	0.94
環境基準	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ ($3\mu\text{g}/\text{m}^3$)以下であること。	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ ($200\mu\text{g}/\text{m}^3$)以下であること。	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ ($200\mu\text{g}/\text{m}^3$)以下であること。	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ ($150\mu\text{g}/\text{m}^3$)以下であること。
環境基準との比較	○	○	○	○

注)吉塚局の数値は年平均値。環境基準との比較では、1年間の測定を通じて得られた平均値を各環境基準(1年平均値)と比較して評価を行う。

出典：福岡市大気測定結果報告書(平成26年度(2014年度)版)(平成28年2月、福岡市)

7) ダイオキシン類

ダイオキシン類の測定結果を表 3-1-16 に示す。

平成 26 年度の測定結果では、吉塚局は環境基準を満足している。

表 3-1-16 ダイオキシン類の測定結果（平成 26 年度）

測定局	年平均値	環境基準	環境基準との比較
	($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)		(○:達成、×:非達成)
吉塚	0.014	1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。	○

注)環境基準との比較では、1年間の測定を通じて得られた平均値を環境基準($0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)と比較して評価を行う。

出典：ダイオキシン類の調査結果(福岡市ホームページ)

8) 降下ばいじん

降下ばいじんの測定結果及び経月変化を表 3-1-17～18 及び図 3-1-8 に示す。
平成 26 年度の測定結果では、吉塚小学校は参考値を満足している。

表 3-1-17 降下ばいじんの測定結果（平成 26 年度）

測定局	年平均値	参考値	参考値との比較 (○:達成、×:非達成)
	(ton/km ² /月)		
吉塚小	2.5	10ton/km ² /月以下 であること。	○

注)降下ばいじんは環境基準が無いため、「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値」(寄与分としての10ton/km²/月)を参考値として設定する。

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成26年度(2014年度)版)(平成28年2月、福岡市)

表 3-1-18 降下ばいじん（平成 26 年度）の経月変化

測定局	単位:ton/km ² /月)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
吉塚小	2.3	2.3	2.1	1.4		1.7	3.5	1.4	5.0	2.7	2.6	2.2

注)空欄は欠測

出典:福岡市大気測定結果報告書(平成26年度(2014年度)版)(平成28年2月、福岡市)

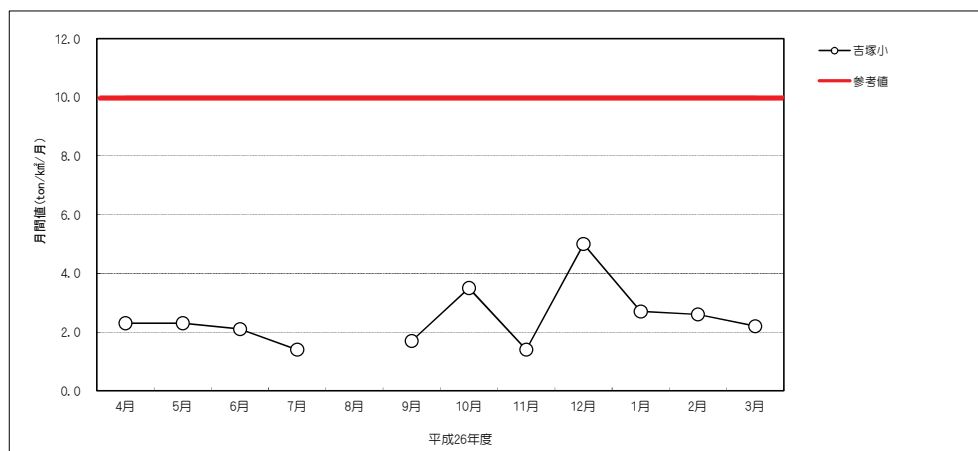


図 3-1-8 降下ばいじん（月間値）の経月変化

(3) 騒音

1) 自動車騒音

事業実施想定区域及びその周囲は図 3-1-9 に示すとおり、平成 25～26 年度に 5 地点で自動車騒音が測定されており、平成 25 年度の市道箱崎浜線東区箱崎 4 丁目 10（昼間 60dB、夜間 54dB）、市道松島貝塚線東区宮松（昼間 55dB、夜間 49dB）は、環境基準（昼間 70dB、夜間 65dB）を達成している。

また、平成 25 年度の国道 201 号東区多の津 3 丁目 9（昼間 73dB、夜間 69dB）、平成 26 年度の国道 3 号博多区千代 3 丁目（昼間 73dB、夜間 69dB）、国道 3 号東区原田 4 丁目 33（昼間 71dB、夜間 69dB）は、環境基準（昼間 70dB、夜間 65dB）を超過している。

測定結果を表 3-1-19 に示す。

表 3-1-19 自動車騒音の測定結果（平成 25～26 年度）

平成25年度														単位: dB
No.	測定地点概要				測定結果		環境基準		環境基準との比較		要請限度		要請限度との比較	
5カ年 通し 番号	路 線 名	評価区間 番号	測定地点住所	定点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目18-3	●	73	68	70	65	×	×	75	70	○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	●	72	70	70	65	×	×	75	70	○	○
139	一般国道201号	10250-1	福岡市東区多の津3丁目9		73	69	70	65	×	×	75	70	○	○
168	香椎箱崎浜線	80010-10	福岡市東区箱崎4丁目10		60	54	70	65	○	○	75	70	○	○
169	松島貝塚線	80020-2	福岡市東区宮松		55	49	70	65	○	○	75	70	○	○

参考: 平成25年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果(平成27年3月、福岡市環境局)

平成26年度														単位: dB
No.	測定地点概要				測定結果		環境基準		環境基準との比較		要請限度		要請限度との比較	
5カ年 通し 番号	路 線 名	評価区間 番号	測定地点住所	定点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目	●	73	69	70	65	×	×	75	70	○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	●	71	69	70	65	×	×	75	70	○	○

参考: 平成26年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果(平成28年1月、福岡市環境局)



図 3-1-9 騒音・振動調査の位置図

2) 航空機騒音

事業実施想定区域及びその周囲は図 3-1-10 に示すとおり、平成 24～26 年度に 4 地点で航空機騒音が測定されており、平成 24 年度の東区箱崎 6 丁目で WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）が 77 であり、環境基準である WECPNL：類型Ⅱ（75 以下）を超過している。

平成 25～26 年度の福岡市東区箱崎 5 丁目（東箱崎小学校）で L_{den} （時間帯補正等価騒音レベル）が 64dB であり、環境基準である L_{den} ：類型Ⅱ（62dB 以下）を超過している。

測定結果を表 3-1-20 に示す。

表 3-1-20 航空機騒音の測定結果（平成 24～26 年度）

平成24～26年度

No.	測定地点概要			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
				測定結果 (WECPNL)		測定結果 (L_{den} 、単位dB)		測定結果 (L_{den} 、単位dB)	
地点 番号	測定機関	測定場所	地域類型	測定期間中 平均値	環境基準 との比較	測定期間中 平均値	環境基準 との比較	測定期間中 平均値	環境基準 との比較
1	福岡市	福岡市東区箱崎6丁目(NTT西日本箱崎ビル)	Ⅱ	77	×	—	—	—	—
2		福岡市東区原田2丁目(福岡育児院)	Ⅱ	69	○	—	—	—	—
3		福岡市東区箱崎2丁目(福岡リーセントホテル)	Ⅱ	67	○	—	—	—	—
4		福岡市東区箱崎5丁目(東箱崎小学校)	Ⅱ	—	—	64	×	64	×

注)環境基本法における航空機騒音に係る環境基準が改正され、平成25年4月より評価指標がWECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)から L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)に変更された。(航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年12月27日環告第154号 最終改正 平成19年環告第114号))

航空機騒音に係る環境基準 WECPNL: 類型Ⅰ(70以下)、類型Ⅱ(75以下)。 L_{den} : 類型Ⅰ(57dB以下)、類型Ⅱ(62dB以下)。

地域類型は、福岡県告示第672号(平成4年4月6日)に基づき以下に示すとおり指定されている。

類型Ⅰ: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域。

類型Ⅱ: 類型Ⅰを当てはめた地域以外の地域。ただし、工業専用地域、市街化調整区域にある森林地域(国土利用計画法)、

河川区域(河川法)、海上、湖沼及び福岡空港敷地は除く。

WECPNLとは、加重等価平均感覚騒音レベルであり、最大騒音レベルのパワー平均値に、夕方の機数、夜間の機数による補正を加えて算出される評価指標である。

L_{den} とは、時間帯補正等価騒音レベルであり、航空機の飛行音や地上音を時間帯によって重み付けし、一日の航空機騒音レベルを評価した指標である。単位はdB(デシベル)で表す。

出典: 平成24年度の環境監視の結果(平成25年8月、福岡市環境局)

平成25年度の環境監視の結果(平成26年8月、福岡市環境局)

平成26年度の環境監視の結果(平成27年8月、福岡市環境局)

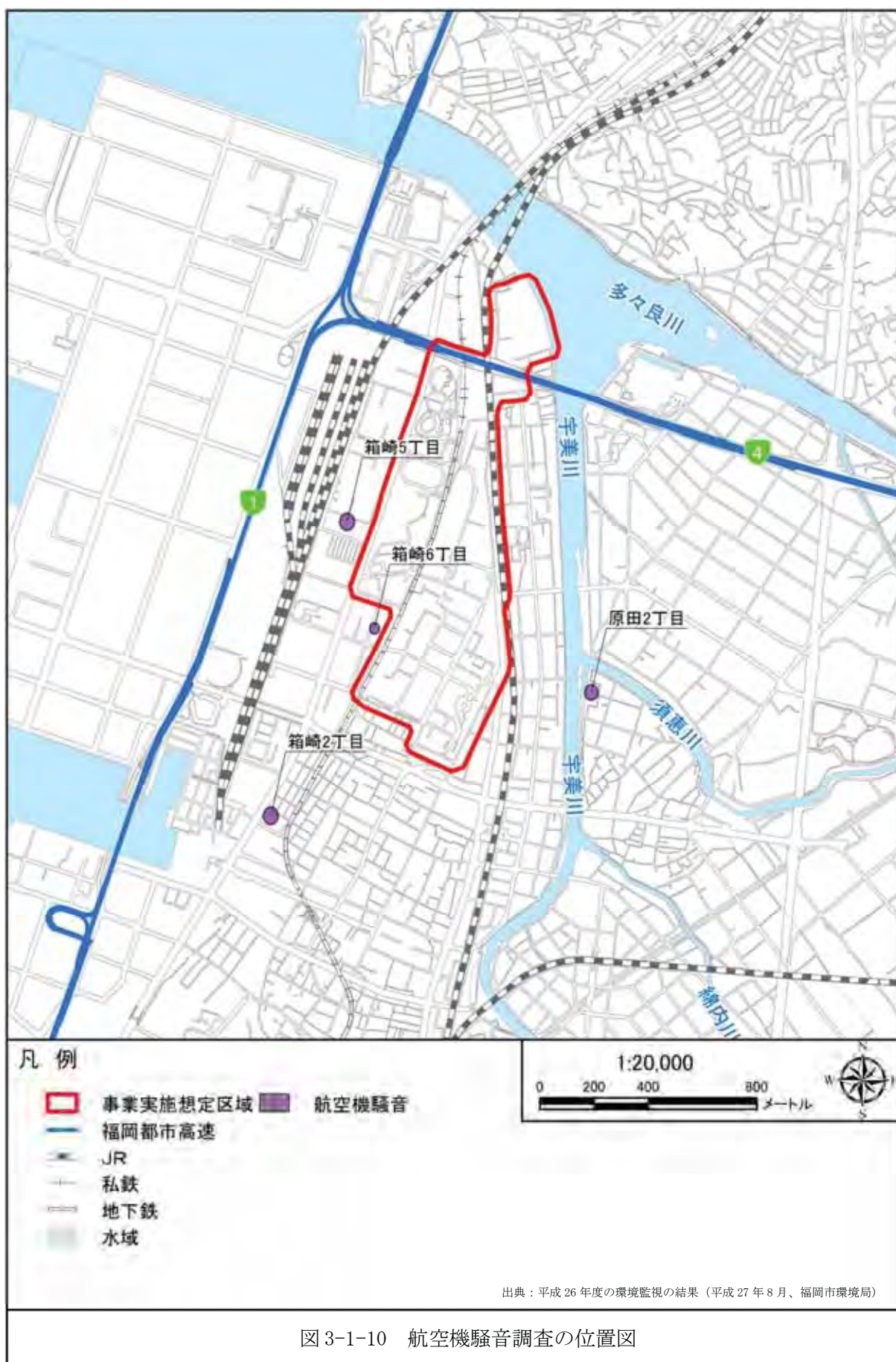


図 3-1-10 航空機騒音調査の位置図

(4) 振動

事業実施想定区域及びその周囲は図 3-1-9 に示すとおり、平成 25～26 年度に 2 地点で道路交通振動が測定されており、平成 26 年度の国道 3 号博多区千代 3 丁目（昼間 40dB、夜間 34dB）、国道 3 号東区原田 4 丁目 33（昼間 43dB、夜間 41dB）は、要請限度（昼間 70dB、夜間 65dB）を達成している。

測定結果を表 3-1-21 に示す。

表 3-1-21 道路交通振動の測定結果（平成 25～26 年度）

平成25年度

測定地点概要						要請限度 (デシベル)		測定結果 レベル(L ₁₀) (デシベル)		要請限度 との比較	
測定 地点 番号	路 線 名	評価区間 番号	測定地点住所	車線 数	区域 区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目18-3	6	2	70	65	46	42	○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	6	2	70	65	43	42	○	○

出典：平成25年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果（平成27年3月、福岡市環境局）

平成26年度

測定地点概要						要請限度 (デシベル)		測定結果 レベル(L ₁₀) (デシベル)		要請限度 との比較	
測定 地点 番号	路 線 名	評価区間 番号	測定地点住所	車線 数	区域 区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目	6	2	70	65	40	34	○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	6	2	70	65	43	41	○	○

出典：平成26年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果（平成28年1月、福岡市環境局）

3.1.2 水環境の状況

(1) 水象

1) 河川

事業実施想定区域及びその周囲の主な河川の状況は、表 3-1-22 及び図 3-1-11 に示すとおりである。

二級河川として多々良川、宇美川がある。また、事業実施想定区域北東側の隣接した一部で多々良川と宇美川が合流している。

表 3-1-22 主な河川の状況

河川名	河川総延長(m)	流域面積(k㎡)	備考
多々良川	17,352	167.9	
宇美川	16,777	71.6	終点で多々良川と合流

出典：平成26年度版 福岡市地域防災計画（資料編）（平成26年6月 福岡市防災会議）

2) 湖沼

事業実施想定区域及びその周囲に湖沼はない。

3) 海域

博多湾の諸元を表 3-1-23 に示す。

表 3-1-23 博多湾の諸元

表面積	水量	平均水深	干満の差	流域面積
126k㎡	13.5億m³	10.7m	2.20m	690k㎡
平均水面	平均水面	平均水面	大潮時干満差	福岡市域外も含む

出典：平成27年度版 ふくおかの環境（平成27年12月、福岡市環境局）



図 3-1-11 河川の位置図

(2) 水質

1) 河川の水質

事業実施想定区域及びその周囲は図 3-1-12 に示すとおり、平成 26 年度に 3 箇所で行っている。

測定結果を表 3-1-24～25 に示す。

生活環境項目について、全ての項目で環境基準を満足している。

健康項目は、海水の影響と考えられるほう素を除き環境基準を満足している。

表 3-1-24 河川水質の状況（生活環境項目及び健康項目等、平成 26 年度）

生活環境項目		単位	多々良川	須恵川	宇美川	環境基準
			名島橋	休也橋	塔の本橋	
			C類型(イ)	C類型(イ)	C類型(ロ)	
水素イオン濃度	pH	—	7.7	7.8	7.7	6.5～8.5
溶存酸素量	DO	(mg/L)	8.0	8.3	8.0	5以上
生物化学的酸素要求量	BOD	(mg/L)	1.3	1.4	1.1	—
化学的酸素要求量	COD	(mg/L)	4.2	4.2	3.7	—
浮遊物質	SS	(mg/L)	4	5	4	50以下
大腸菌群数	MPN	(MPN/100mL)	730	3,300	2,100	—
全窒素	T-N	(mg/L)	2.0	0.99	1.2	—
全 磷	T-P	(mg/L)	0.11	0.097	0.090	—
全亜鉛(水生生物保全)	T-Zn	(mg/L)	0.014	0.010	0.016	—
ノニルフェノール(水生生物保全)	—	(mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	—
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(水生生物保全)	—	(mg/L)	0.0009	0.0030	0.0027	—
健康項目		単位	測定結果	測定結果	測定結果	環境基準(一律)
鉛	—	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
砒素	—	(mg/L)	—	<0.001	—	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	(mg/L)	0.79	0.37	0.45	10以下
ふっ素	—	(mg/L)	0.80	0.67	0.59	0.8以下
ほう素	—	(mg/L)	3.0	2.8	2.1	1以下
要監視項目		単位	測定結果	測定結果	測定結果	指針値
モリブデン	—	(mg/L)	<0.007	<0.007	<0.007	0.07以下
全マンガン	—	(mg/L)	0.020	0.033	0.041	0.2以下
ウラン	—	(mg/L)	0.0011	0.0010	0.0009	0.002以下
その他の項目		単位	測定結果	測定結果	測定結果	基準等
塩化物イオン	—	(mg/L)	10,000	6,500	5,500	—
硝酸性窒素	—	(mg/L)	0.71	0.35	0.43	—
亜硝酸性窒素	—	(mg/L)	0.082	0.025	0.027	—
電気伝導度	—	(mS/m)	2,800	1,700	1,600	—
全有機炭素	TOC	(mg/L)	2.1	2.0	1.7	—
MBAS	—	(mg/L)	0.22	0.15	0.12	—
大腸菌数	—	(MPN/100mL)	31	39	59	—

注) 類型の後のイ、ロは達成期間の分類(イ: 直ちに達成、ロ: 5年以内で可及的速やかに達成)

■は、環境基準を超過していることを示す。

出典: 福岡市水質測定結果報告書 平成26年度(2014年度)版(平成27年11月、福岡市環境局)

表 3-1-25 河川水質の状況（平成 26 年度）

河川	調査地点	BOD			環境基準 (C類型)	環境基準 との比較
		最小～最大	平均値	75%値 ^{注)}		
多々良川	名島橋	0.7 ～ 2.8	1.3	1.2	5以下	○
須恵川	休也橋	0.6 ～ 2.6	1.4	1.5		○
宇美川	塔の本橋	0.6 ～ 1.8	1.1	1.2		○

注)「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、

0.75×n(その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。)番目のデータを表す。

出典: 福岡市水質測定結果報告書 平成26年度(2014年度)版(平成27年11月、福岡市環境局)



図 3-1-12 水質調査の位置図

2) ダイオキシン類（河川）

事業実施想定区域及びその周囲には表 3-1-26 及び図 3-1-12 に示す 2 箇所で、平成 26 年度にダイオキシン類の調査を行っている。

全ての測定地点で環境基準を満足している。

表 3-1-26 ダイオキシン類（河川、平成 26 年度）

項 目		地 点		環境基準	環境基準 との比較
		多々良川 名島橋	宇美川 塔の本橋		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.14	0.17	1 以下	○

出典：福岡市水質測定結果報告書 平成26年度（2014年度）版（平成27年11月、福岡市環境局）

(3) 地下水の水位及び水質

1) 地下水の水質

事業実施想定区域及びその周囲には図 3-1-13 に示すとおり、平成 26 年度に東区松島で概況調査、東区原田で継続監視調査を行っている。

測定結果を表 3-1-27～28 に示す。

概況調査及び継続監視調査について、全ての項目で環境基準を満足している。

表 3-1-27 地下水の概況調査（平成 26 年度）

東区松島(営業用雑用水、ボーリング、深さ20m)		単位:mg/L		
	項 目	測定結果	環境基準	環境基準との比較
1	カドミウム	<0.0003	0.003 以下	○
2	全シアン	検出されず	検出されないこと	○
3	鉛	<0.001	0.01 以下	○
4	六価クロム	<0.005	0.05 以下	○
5	砒素	0.005	0.01 以下	○
6	総水銀	<0.0005	0.0005 以下	○
7	アルキル水銀	検出されず	検出されないこと	○
8	PCB	検出されず	検出されないこと	○
9	ジクロロメタン	<0.002	0.02 以下	○
10	四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下	○
11	1,2-ジクロロエタン	<0.0001	0.004 以下	○
12	塩化ビニルモノマー	<0.0002	0.002 以下	○
13	1,1-ジクロロエチレン	<0.0001	0.1 以下	○
14	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0001	—	—
15	トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0001	—	—
16	1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	0.04 以下	○
17	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1 以下	○
18	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0001	0.006 以下	○
19	トリクロロエチレン	<0.002	0.03 以下	○
20	テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01 以下	○
21	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002 以下	○
22	チウラム	<0.0006	0.006 以下	○
23	シマジン	<0.0001	0.003 以下	○
24	チオベンカルブ	<0.0001	0.02 以下	○
25	ベンゼン	<0.001	0.01 以下	○
26	セレン	<0.001	0.01 以下	○
27	亜硝酸性窒素	<0.005	—	—
28	硝酸性窒素	<0.02	—	—
29	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.025	10 以下	○
30	ふっ素	0.5	0.8 以下	○
31	ぼう素	0.75	1 以下	○
32	1,4-ジオキサン	<0.005	0.05 以下	○

出典:福岡市水質測定結果報告書 平成26年度(2014年度)版(平成27年11月、福岡市環境局)

表 3-1-28 地下水の継続監視調査（平成 26 年度）

地区名	項 目						単位:mg/L
	塩化ビニルモノマー	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	
東区原田	<0.0002	<0.0001	0.0002	<0.0005	<0.002	0.0007	
環境基準	0.002 以下	0.1 以下	0.04 以下	1 以下	0.03 以下	0.01 以下	
環境基準との比較	○	○	○	○	○	○	

出典:福岡市水質測定結果報告書 平成26年度(2014年度)版(平成27年11月、福岡市環境局)

2) ダイオキシン類（地下水）

ダイオキシン類は、平成 26 年度に東区で測定されていない。



図 3-1-13 地下水調査の位置図

(4) 水底の底質

1) 河川の底質

事業実施想定区域及びその周囲は図 3-1-12 に示すとおり、平成 26 年度の水質調査箇所 3 箇所で底質測定を行っている。

測定結果を表 3-1-29 に示す。

底質の暫定除去基準の対象項目である総水銀、PCB について、基準値を満足している。

表 3-1-29 河川の水底の底質の状況（平成 26 年度）

項 目	地 点	多々良川	須恵川	宇美川	底質の暫定 除去基準	基準 ^{注)} との比較
		名島橋	休也橋	塔の本橋		
pH	(—)	7.5	7.5	7.7	—	—
COD	(mg/g)	5.1	0.6	0.6	—	—
硫化物	(mg/kg)	18	11	8	—	—
有機炭素	(mg/g)	7.0	1.0	1.0	—	—
全窒素	(mg/kg)	830	300	220	—	—
全りん	(mg/kg)	310	120	120	—	—
カドミウム	(mg/kg)	0.08	<0.05	0.05	—	—
シアン	(mg/kg)	<1	<1	<1	—	—
有機りん	(mg/kg)	<1	<1	<1	—	—
鉛	(mg/kg)	6.6	2.9	4.0	—	—
総クロム	(mg/kg)	54	10	9	—	—
六価クロム	(mg/kg)	<2	<2	<2	—	—
ひ素	(mg/kg)	3.0	1.8	1.6	—	—
総水銀	(mg/kg)	0.03	0.01	0.01	25以下	○
アルキル水銀	(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	—	—
PCB	(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	10以下	○

注) 基準について、総水銀、PCBは底質の暫定除去基準を示す。

pH以外の項目は、乾燥固形物あたりの濃度である。

出典：福岡市水質測定結果報告書 平成26年度(2014年度)版(平成27年11月、福岡市環境局)

2) ダイオキシン類（河川底質）

事業実施想定区域及びその周囲には表 3-1-30 及び図 3-1-12 に示す 2 箇所で、平成 26 年度にダイオキシン類の調査を行っている。

全ての測定地点で環境基準を満足している。

表 3-1-30 ダイオキシン類（河川底質、平成 26 年度）

項 目	地 点	多々良川	宇美川	環境基準	環境基準 との比較
		名島橋	塔の本橋		
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	1.2	0.35	150以下	○

出典：福岡市水質測定結果報告書 平成26年度(2014年度)版(平成27年11月、福岡市環境局)

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌

1) 土壌

事業実施想定区域及びその周囲の土壌分類は、図 3-1-14 に示すとおりである。

市街地その他がほとんどであり、乾性褐色森林土が一部分布している他は、灰色低地土壌が点在している。

2) 土壌汚染

①ダイオキシン類（土壌）

事業実施想定区域及びその周囲には表 3-1-31(1) 及び図 3-1-15 に示すとおり、平成 26 年度に 1 箇所調査を行っており、環境基準を満足している。

表 3-1-31(1) ダイオキシン類（土壌、平成 26 年度）

調査地点	測定結果	環境基準	単位: pg-TEQ/g
			環境基準との比較
東区松田 (松田東公園)	0.0083	1,000以下	○

出典: 福岡市水質測定結果報告書 平成26年度(2014年度)版(平成27年11月、福岡市環境局)

②土壌汚染対策法に基づく調査

九州大学が旧工学部 2 号館跡地において、土壌汚染調査を実施したところ、土壌汚染対策法に係る指定基準を超える重金属類が検出されたため、同法 14 条に基づく指定を行うよう申請（平成 28 年 6 月 27 日）。

これを受け、同法に基づく区域指定及び、要措置区域において講ずべき措置について告示がなされており（平成 28 年 8 月 15 日）、措置指示に基づき、九州大学が土壌汚染対策を行うこととしている。

区域指定の状況を表 3-1-31(2) に示す。

表 3-1-31(2) 土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域

整理番号	指定年月日	指定番号	要措置区域等の所在地	区域の面積	基準に適合していない (していなかった) 特定有害物質の種類
整-28-1	平成28年8月15日	要-4号	東区箱崎6丁目3330番3の一部	1200平方メートル	六価クロム化合物 砒素及びその化合物
整-28-2	平成28年8月15日	形-16号	東区箱崎6丁目3330番3の一部	5300平方メートル	水銀及びその化合物 砒素及びその化合物 鉛及びその化合物

注) 指定番号 要-○号: 要措置区域、形-○号: 形質変更時要届出区域

出典: 福岡市環境局ホームページ

(2) 地盤

事業実施想定区域及びその周囲で地盤沈下は発生していない。

また、「工業用水法」及び「建築物用地下水採取の規制に関する法律」による地下水採取を規制する地域には指定されていない。

上堆圖凡例



出典：土地分類基本調査図（土壌図）（昭和59年3月、国土庁土地局国土調査課）



図 3-1-15 ダイオキシン類（土壌）調査の位置図

3.1.4 地形・地質の状況

(1) 地形・地質

1) 地形

事業実施想定区域及びその周囲の地形分類は、図 3-1-16 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲は、福岡県の北西部に位置し、博多湾へ流下する多々良川、御笠川、那珂川などにより形成される福岡平野にあり、ほぼ平坦な海岸砂丘、砂浜と平野（三角州）、埋立地である。

2) 地質

事業実施想定区域及びその周囲の表層地質は、図 3-1-17 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲は、大部分が海浜砂層の砂であり、東側に沖積層の砂・泥・礫が分布する。名島周辺はシルト岩を伴う、砂岩、礫岩が見られる。

3) 重要な地形・地質

事業実施想定区域及びその周囲の重要な地形・地質を表 3-1-32 及び図 3-1-18 に示す。

事業実施想定区域の周囲に名島の檣石（ほばしらいし）、古第三紀岩石海岸が確認されている。

名島の檣石は、多々良川の河口、名島神社境内の海岸にある古第三紀漸新世前期（約 3,500 万年前）に形成された化石（珪花木）であり、昭和 9 年に天然記念物（国）に指定されている。

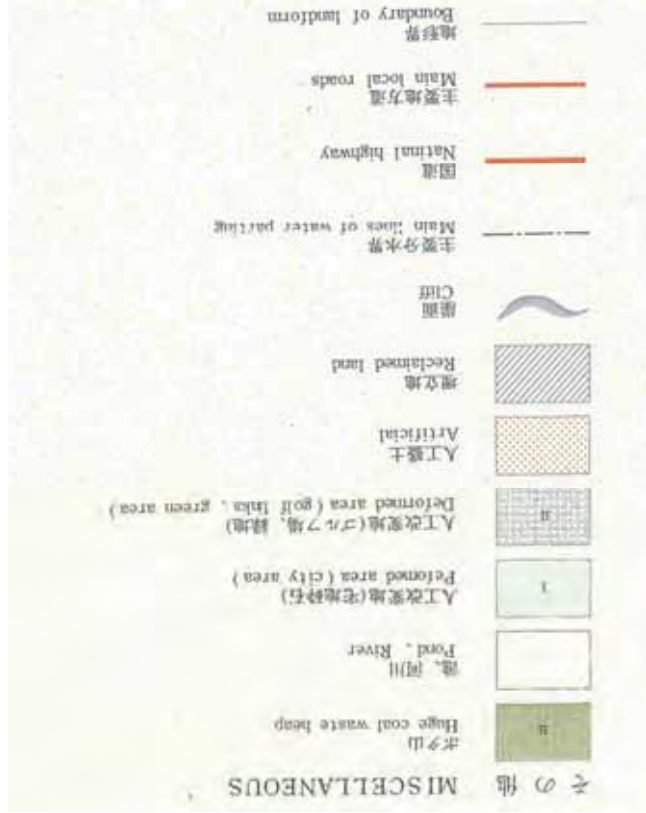
古第三紀岩石海岸は、新生代古第三紀に形成された砂岩・礫岩を主とする露出した岩石からなる海岸地形で、福岡市環境配慮指針に学術的価値の高い地質として掲載されている。

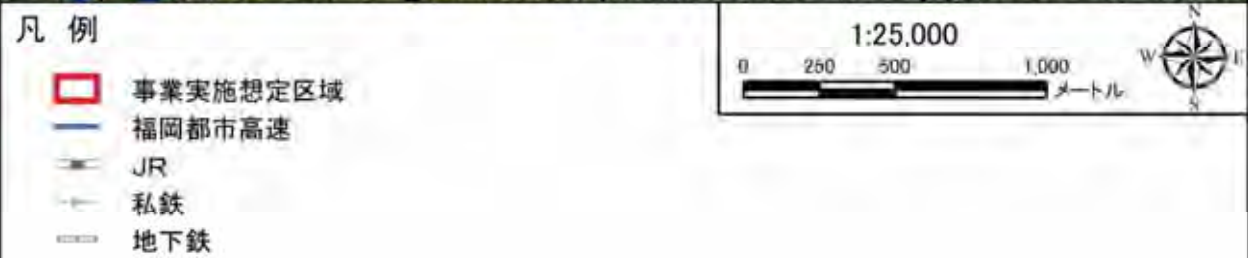
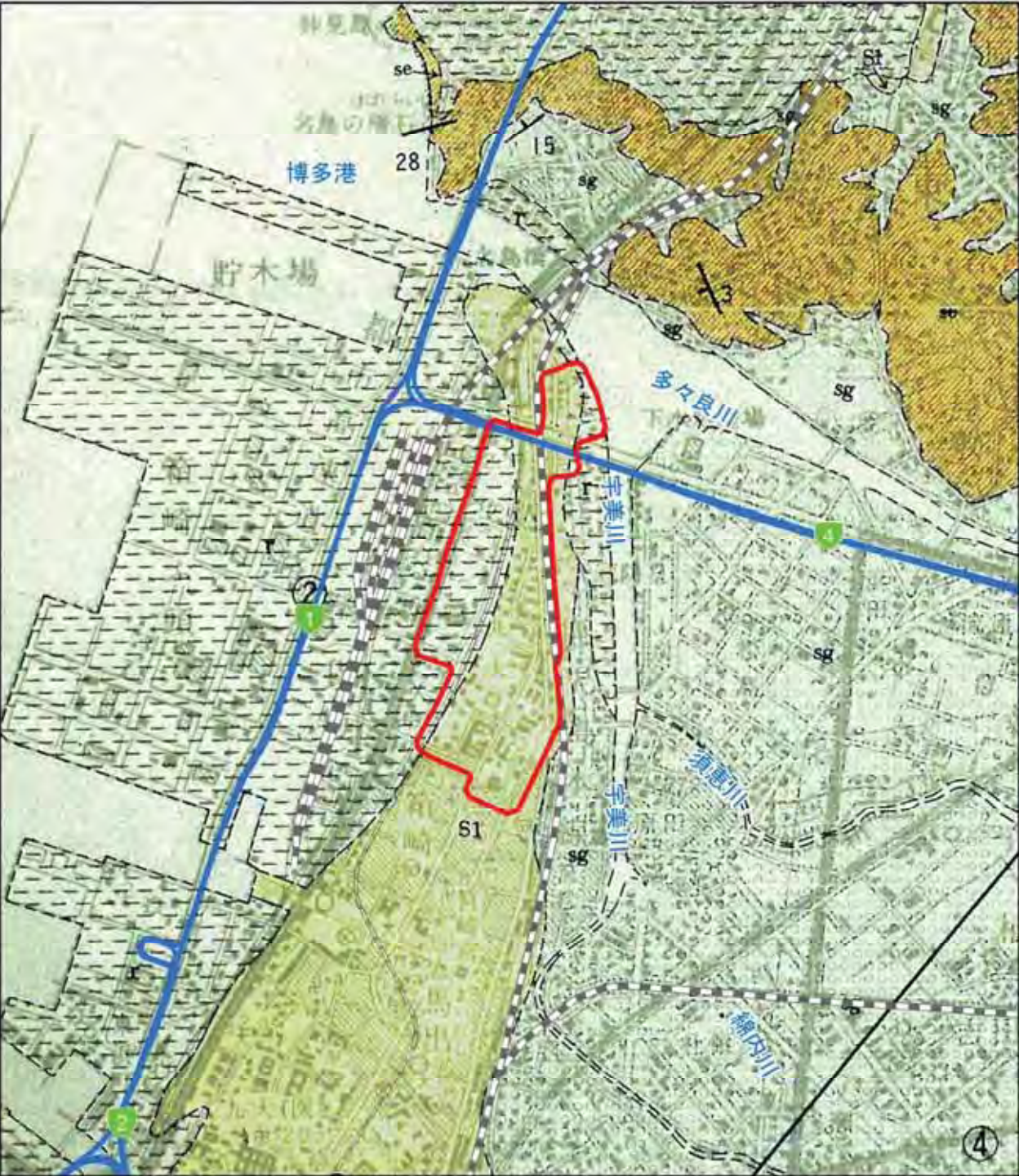
表 3-1-32 重要な地形・地質

区 分		名 称
重要な地形・地質	国指定天然記念物	名島の檣石（ほばしらいし）
	学術的価値の高い地質	古第三紀岩石海岸

出典：福岡市環境配慮指針（改訂版）（平成19年2月 福岡市環境局）

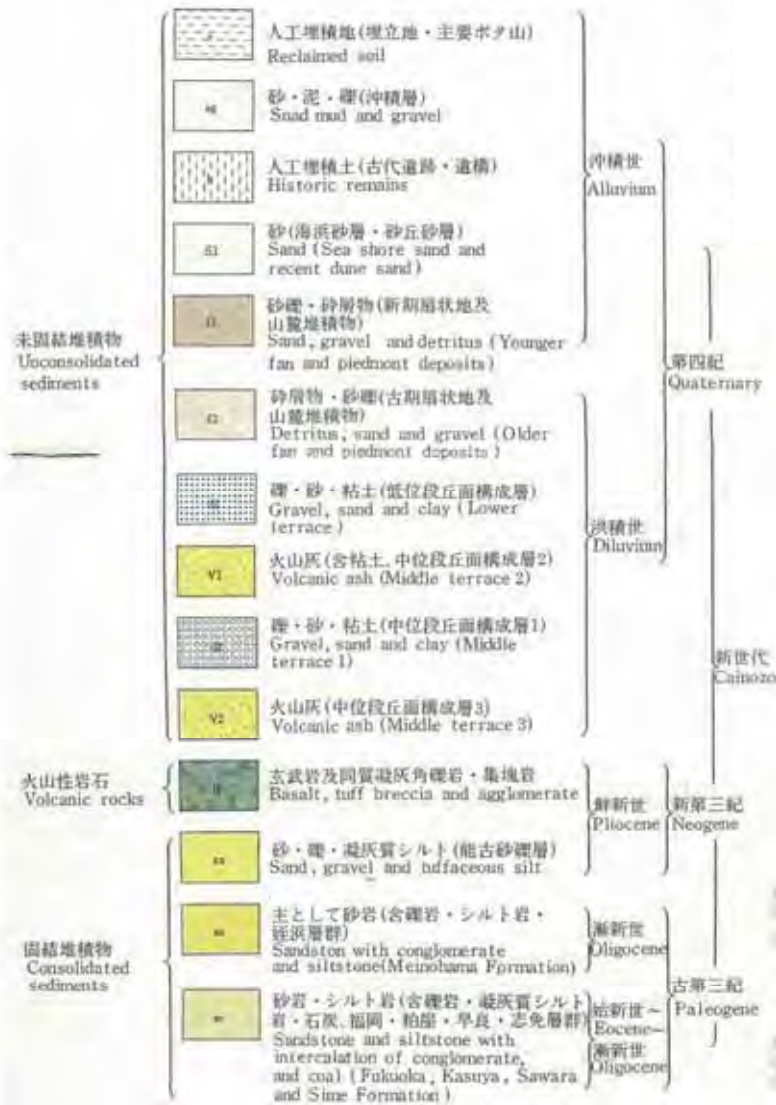
地形分類図凡例





出典：土地分類基本調査図（表層地質図）（昭和59年3月、国土庁土地局国土調査課）

図3-1-17 表層地質図



表層地質図凡例



図 3-1-18 重要な地形・地質位置図

3.1.5 動物、植物、生態系の状況

(1) 動物の生息状況

事業実施想定区域及びその周囲は、「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）によると、図 3-1-19 に示すとおりである。

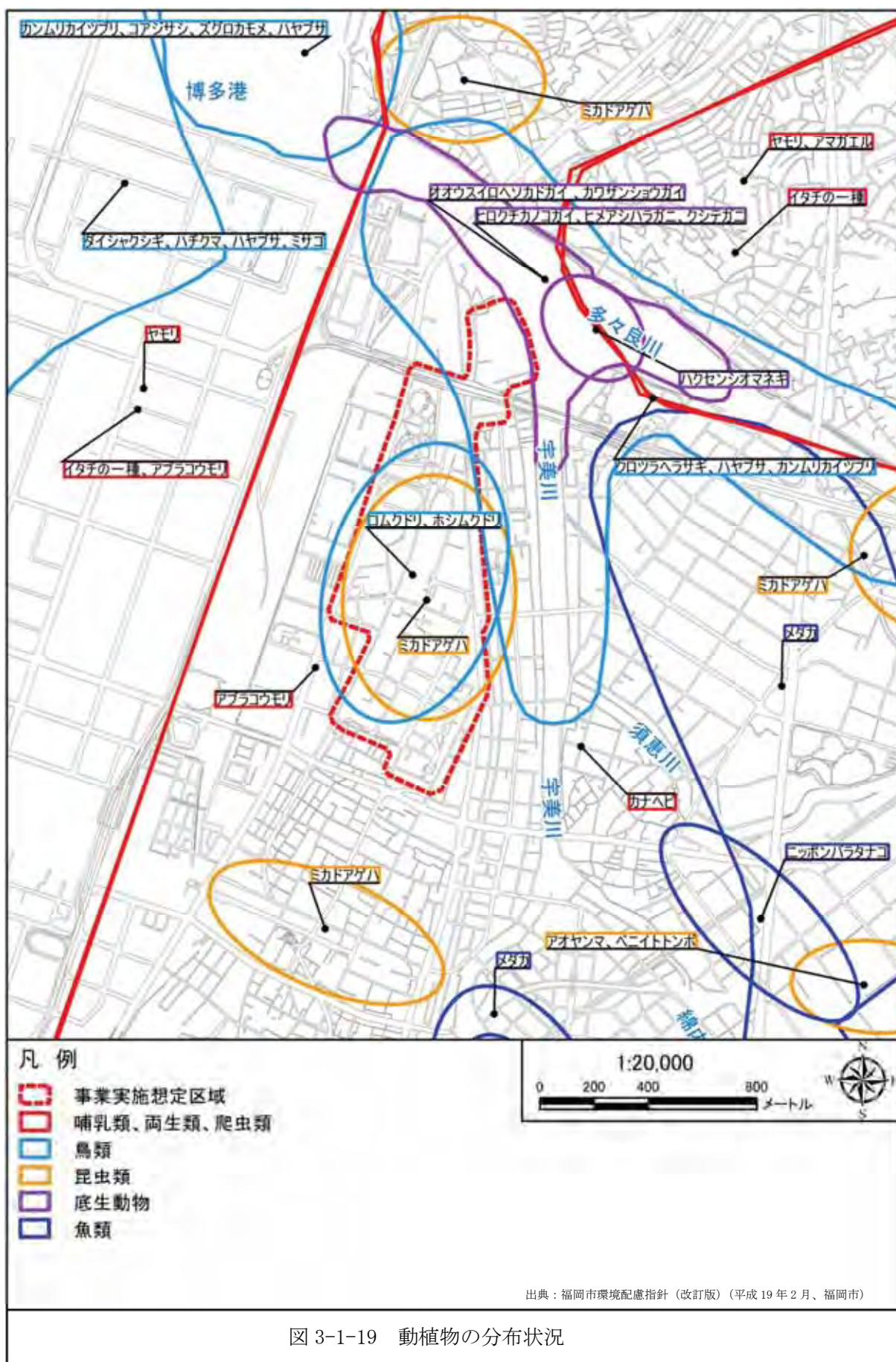


図 3-1-19 動植物の分布状況

1) 哺乳類

事業実施想定区域及びその周囲における哺乳類の生息状況は、「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年2月 福岡市環境局）によると、表3-1-33に示すとおりであり、重要な種は確認されていない。

表 3-1-33 事業実施想定区域及びその周囲の哺乳類

目	科	名前	文献等		重要な動物種				
			①	②	天然 記念物	種の 保存法	環境省 RDB	福岡県 RDB	市指針
コウモリ	ヒナコウモリ	アブラコウモリ	●	●					身近な生き物

注) 文献①により事業実施想定区域及びその周囲にて生息が確認された種を●で示す。

文献等:

- ①福岡市環境配慮指針(改訂版) (平成19年2月 福岡市環境局)
- ②平成19年度 自然環境調査結果(ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況) 委託報告書(平成20年3月 福岡市環境局)

選定基準:

天然記念物:「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
 種の保存法:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種に該当する種及び亜種
 環境省RDB:「レッドデータブック2014 ー日本の絶滅のおそれのある野生生物ー 1哺乳類」(平成26年9月 環境省)
 福岡県RDB:「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011 ー植物群落・植物・鳥類・哺乳類ー」(平成23年11月 福岡県)
 市指針:「福岡市環境配慮指針(改訂版)」(平成19年2月 福岡市環境局)
 身近な生き物: 市内の身近な生物種

2) 両生類・爬虫類

事業実施想定区域及びその周囲における両生類・爬虫類の生息状況は、「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年2月 福岡市環境局）によると、表3-1-34に示すとおりであり、重要な種は確認されていない。

表 3-1-34 事業実施想定区域及びその周囲の両生類・爬虫類

目	科	名前	文献等		重要な動物種				
			①	②	天然 記念物	種の 保存法	環境省 RDB	福岡県 RDB	市指針
有隣	カナヘビ	カナヘビ	●	●					身近な生き物

注) 文献①により事業実施想定区域及びその周囲にて生息が確認された種を●で示す。

文献等:

- ①福岡市環境配慮指針(改訂版) (平成19年2月 福岡市環境局)
- ②平成19年度 自然環境調査結果(ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況) 委託報告書(平成20年3月 福岡市環境局)

選定基準:

天然記念物:「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
 種の保存法:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種に該当する種及び亜種
 環境省RDB:「レッドデータブック2014 ー日本の絶滅のおそれのある野生生物ー 1哺乳類」(平成26年9月 環境省)
 福岡県RDB:「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011 ー植物群落・植物・鳥類・哺乳類ー」(平成23年11月 福岡県)
 市指針:「福岡市環境配慮指針(改訂版)」(平成19年2月 福岡市環境局)
 身近な生き物: 市内の身近な生物種

3) 鳥類

事業実施想定区域及びその周囲における鳥類の重要な種の生息状況は、「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年2月 福岡市環境局）によると、表3-1-35に示すとおりである。

重要な種は、クロツラヘラサギ、カンムリカイツブリ、コアシサシ、ズグロカモメ、ダイシャクシギ、ハチクマ、ハヤブサ、ミサゴ、オオヨシキリ、キビタキ、コムクドリ、ホシムクドリ等の31種である。

表3-1-35 事業実施想定区域及びその周囲の鳥類

目	科	種名	文献等				重要な動物種				
			①	②	③	④	天然記念物	種の保存法	環境省RDB	福岡県RDB	市指針
カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ	●		●					NT	掲載種
コウノトリ	サギ	チュウサギ	●	●	●				NT	NT	掲載種
		カラシラサギ	●		●				NT	EN	掲載種
	トキ	ヘラサギ	●		●				DD	EN	掲載種
		クロツラヘラサギ	●	●	●				EN	EN	掲載種
カモ	カモ	ツクシガモ	●						VU	NT	掲載種
		オシドリ	●		●				DD	NT	掲載種
		トモエガモ	●		●				VU	VU	掲載種
		シノリガモ	●		●					VU	掲載種
タカ	タカ	ハイタカ	●		●				NT		掲載種
		ハチクマ	●		●				NT	NT	掲載種
		ミサゴ	●		●				NT		掲載種
	ハヤブサ	ハヤブサ	●		●			国内	VU	VU	掲載種
チドリ	シギ	ウズラシギ	●		●					VU	掲載種
		ヘラシギ	●		●				CR	CR	掲載種
		シベリアオオハシシギ	●						DD		掲載種
		アカアシシギ	●		●				VU		掲載種
		カラフトアオアシシギ	●					国内	CR	CR	掲載種
		ダイシャクシギ	●		●					VU	掲載種
		ホウロクシギ	●		●				VU	VU	掲載種
		オオジシギ	●						NT		掲載種
	セイタカシギ	セイタカシギ	●		●				VU		掲載種
	カモメ	ズグロカモメ	●	●	●				VU	VU	掲載種
		コアシサシ	●		●			国際	VU	VU	掲載種
スズメ	レンジャク	ヒレンジャク	●								掲載種
	ウグイス	オオヨシキリ	●		●					NT	掲載種
	ヒタキ	キビタキ	●		●						掲載種
	ツリスガラ	ツリスガラ	●		●					NT	掲載種
	ムクドリ	コムクドリ	●		●	●					掲載種
		ホシムクドリ	●								掲載種
	カラス	カササギ	●		●						掲載種

注) 文献①により事業実施想定区域及びその周囲にて生息が確認された種を●で示す。文献②以降は位置等の確認できない場合でも種名リストに掲載されている種を示す。

文献等:

- ①福岡市環境配慮指針(改訂版) (平成19年2月 福岡市環境局)
- ②福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類- (平成23年11月 福岡県)
- ③平成22年度 自然環境調査(鳥類) (平成23年3月 福岡市環境局)
- ④平成15年度 地域生態系調査業務委託 報告書(平成16年3月 福岡市環境局)

選定基準:

天然記念物:「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

天: 国指定天然記念物

種の保存法:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種に該当する種及び亜種

国内: 国内希少野生動植物種(国内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種)
国際: 国内希少野生動植物種(国内希少野生動植物種以外の種で、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(附属書I)に掲載。ただし、我が国が留保している種を除く。または、我が国が締結している渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する条約又は協定に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報があった種。)

環境省RDB:「レッドデータブック2014 -日本の絶滅のおそれのある野生生物- 2鳥類」(平成26年9月 環境省)

CR: 絶滅危惧ⅠA類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)

EN: 絶滅危惧ⅡB類(ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)

VU: 絶滅危惧Ⅲ類(絶滅の危険が増大している種)

NT: 準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)

DD: 情報不足(評価するための情報が不足している種)

福岡県RDB:「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」(平成23年11月 福岡県)

CR: 絶滅危惧ⅠA類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)

EN: 絶滅危惧ⅡB類(ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)

VU: 絶滅危惧Ⅲ類(絶滅の危険が増大している種)

NT: 準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)

DD: 情報不足(評価するための情報が不足している種)

市指針:「福岡市環境配慮指針(改訂版)」(平成19年2月 福岡市環境局)

掲載種: 市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

4) 昆虫類

事業実施想定区域及びその周囲における昆虫類の重要な種の生息状況は、「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年2月 福岡市環境局）によると、表3-1-36に示すとおりである。

重要な種は、ミカドアゲハ、アオヤンマ、ベニイトトンボの3種である。

表3-1-36 事業実施想定区域及びその周囲の昆虫類

目	科	名前	文献等				重要な動物種				
			①	②	③	④	天然記念物	種の保存法	環境省RDB	福岡県RDB	市指針
トンボ	イトトンボ	ベニイトトンボ	●		●				NT		掲載種
	ヤンマ	アオヤンマ	●	●					NT		掲載種
チョウ	アゲハチョウ	ミカドアゲハ	●	●		●					掲載種

注) 文献①により事業実施想定区域及びその周囲にて生息が確認された種を●で示す。文献②以降は位置等の確認できない場合でも種名リストに掲載されている種を示す。

文献等:

- ①福岡市環境配慮指針(改訂版) (平成19年2月 福岡市環境局)
- ②平成9年度自然環境調査(福岡市域における昆虫の生息状況調査)報告書(平成9年度 福岡市環境局)
- ③福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等- (平成26年8月 福岡県)
- ④平成15年度 域生生態系調査業務委託 報告書(平成16年3月 福岡市環境局)

選定基準:

天然記念物:「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

種の保存法:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種に該当する種及び亜種

環境省RDB:「レッドデータブック2014 -日本の絶滅のおそれのある野生生物- 5昆虫類」(平成27年2月 環境省)

NT:準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)

福岡県RDB:「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」(平成26年8月 福岡県)

市指針:「福岡市環境配慮指針(改訂版)」(平成19年2月 福岡市環境局)

掲載種:市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

5) 底生動物

事業実施想定区域及びその周囲における底生動物の重要な種の生息状況は、「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年2月 福岡市環境局）によると、表3-1-37に示すとおりである。

重要な種は、ヒロクチカノコガイ、ハクセンシオマネキ、ヒメアシハラガニ、クシテガニ、ウモレベンケイガニの5種である。

表3-1-37 事業実施想定区域及びその周囲の底生動物

目	科	名前	文献等			重要な動物種				
			①	②	③	天然記念物	種の保存法	環境省RDB	福岡県RDB	市指針
アマオブネガイ	アマオブネガイ	ヒロクチカノコガイ	●	●				NT	VU	掲載種
カワザンショウガイ	カワザンショウガイ	カワザンショウガイ	●		●					身近な生き物
	アマオブネガイ	オオウスイロヘソカドガイ	●							身近な生き物
エビ	スナガニ	ハクセンシオマネキ	●	●	●			VU	VU	掲載種
	ベンケイガニ	ヒメアシハラガニ	●	●	●				NT	掲載種
		クシテガニ	●	●					NT	掲載種
	モクズガニ	ウモレベンケイガニ	●	●	●				VU	掲載種

注) 文献①により事業実施想定区域及びその周囲にて生息が確認された種を●で示す。文献②以降は位置等の確認できない場合でも種名リストに掲載されている種を示す。

文献等:

- ①福岡市環境配慮指針(改訂版) (平成19年2月 福岡市環境局)
- ②福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等- (平成26年8月 福岡県)
- ③第7回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査(干潟調査)報告書(平成19年3月 環境省)

選定基準:

天然記念物:「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

種の保存法:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種に該当する種及び亜種

環境省RDB:「レッドデータブック2014 -日本の絶滅のおそれのある野生生物- 5昆虫類」(平成27年2月 環境省)

「レッドデータブック2014 -日本の絶滅のおそれのある野生生物- 6貝類」(平成26年9月 環境省)

「レッドデータブック2014 -日本の絶滅のおそれのある野生生物- 7その他無脊椎動物(クモ形類、甲殻類等)」(平成26年9月 環境省)

VU:絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種)

NT:準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)

福岡県RDB:「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」(平成26年8月 福岡県)

VU:絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種)

NT:準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)

市指針:「福岡市環境配慮指針(改訂版)」(平成19年2月 福岡市環境局)

掲載種:市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

身近な生き物:市内の身近な生物種

6) 魚類

事業実施想定区域及びその周囲における魚類の重要な種の生息状況は、「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年2月 福岡市環境局）によると、表3-1-38に示すとおりである。

重要な種は、ニッポンバラタナゴ、ミナミメダカの2種である。

表3-1-38 事業実施想定区域及びその周囲の魚類

目	科	種名	文献等						重要な動物種				
			①	②	③	④	⑤	⑥	天然記念物	種の保存法	環境省RDB	福岡県RDB	市指針
コイ	コイ	ニッポンバラタナゴ	●	●	●			●			CR	VU	掲載種
ダツ	メダカ	ミナミメダカ	●	●	●	●	●	●			VU	NT	掲載種

注) 文献①により事業実施想定区域及びその周囲にて生息が確認された種を●で示す。文献②以降は位置等の確認できない場合でも種名リストに掲載されている種を示す。

文献等:

- ① 福岡市環境配慮指針（改訂版）（平成19年2月 福岡市環境局）
- ② 水生生物調査報告書（平成3年12月 福岡市環境局）
- ③ 自然環境調査（河川における水生生物の生息状況調査）報告書（平成12年3月 福岡市環境局）
- ④ 平成18年度 自然環境調査委託（水生生物）報告書（平成19年3月 福岡市環境局）
- ⑤ 平成23年度 自然環境調査委託（水生生物）報告書（平成24年3月 福岡市環境局）
- ⑥ 福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2014 - 爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-（平成26年8月 福岡県）

選定基準:

天然記念物: 「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種に該当する種及び亜種

環境省RDB: 「レッドデータブック2014 - 日本の絶滅のおそれのある野生生物 - 4 汽水・淡水魚類」（平成27年2月 環境省）

CR: 絶滅危惧ⅠA類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）

VU: 絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）

福岡県RDB: 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2014 - 爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成26年8月 福岡県）

VU: 絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）

NT: 準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの）

市指針: 「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年2月 福岡市環境局）

掲載種: 市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

(2) 植物の生育状況

事業実施想定区域及びその周囲の植生の状況は、図 3-1-20 に示すとおり、公園、市街地、緑の多い市街地である。

なお、多々良川河口には、ヨシ群落が分布している。

植物の重要な種の生育状況は、「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）によると、表 3-1-39 に示すとおりであり、名島海岸のイソホウキギの 1 種である。

表 3-1-39 事業実施想定区域及びその周囲の植物

科	種名	文献等		重要な植物種				
		①	②	天然 記念物	種の 保存法	環境省 RDB	福岡県 RDB	市指針
アカザ	イソホウキギ	●	●				VU	掲載種

注) 文献①により事業実施想定区域及びその周囲にて生息が確認された種を●で示す。文献②は位置等の確認できない場合でも種名リストに掲載されている種を示す。

文献等：

①福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年2月 福岡市環境局）

②福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-（平成23年11月 福岡県）

選定基準：

天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種に該当する

種及び亜種

環境省RDB：「レッドデータブック2014 -日本の絶滅のおそれのある野生生物- 8植物I」（平成27年3月 環境省）

「レッドデータブック2014 -日本の絶滅のおそれのある野生生物- 9植物II」（平成27年2月 環境省）

福岡県RDB：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」（平成23年11月 福岡県）

VU：絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）

市指針：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年2月 福岡市環境局）

掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

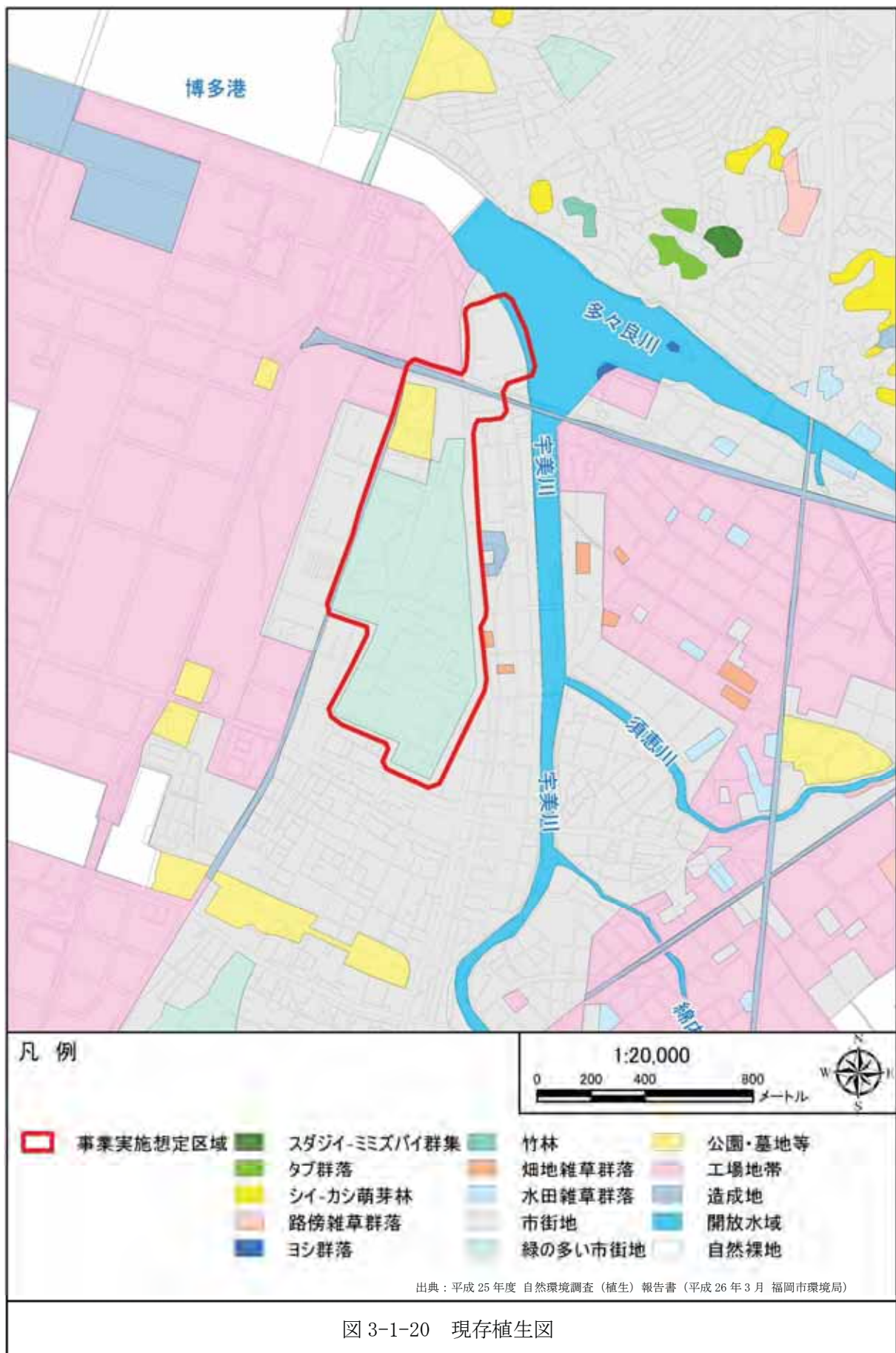


図 3-1-20 現存植生図

(3) 生態系の状況

事業実施想定区域及びその周囲における生物の生育・生息基盤環境について、地形、地質、土壌、植生、土地利用形態等の観点から類型区分を行い、表 3-1-40 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲は、広く分布する「市街地」、「二次林」、「河川汽水域」に区分され、各環境類型区分の代表的な生物種を表 3-1-41 に示す。

「市街地」は、植栽等の植物並びにアブラコウモリ、イタチ、ノネコ、アマガエル、ヤモリ、カナヘビ、スズメ、カワラバト、ハクセキレイ、ツバメ、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、アオスジアゲハ、ミカドアゲハ、ヤマトシジミ、ウスバキトンボ、クマゼミ、アブラゼミ、オンブバッタ、メダカ、アメリカザリガニ等の動物が抽出される。

「二次林」は、タブ群落、シイ-カシ萌芽林等の植物並びにアブラコウモリ、イタチ、ノネコ、ヤマカガシ、スズメ、カワラバト、ハクセキレイ、ツバメ、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、アオスジアゲハ、ミカドアゲハ、ヤマトシジミ、ウスバキトンボ、クマゼミ、アブラゼミ、オンブバッタ等の動物が抽出される。

「河川汽水域」は、ヨシ群落、塩生植物群落等の植物並びにミシシippアカミミガメ、コサギ、マガモ、コアジサシ、シロウオ、トビハゼ、ヤマトオサガニ等の動物が抽出される。

表 3-1-40 事業実施想定区域及びその周囲の自然環境の類型区分

類型区分	地形区分	地質区分	土壌区分	植生区分
市街地	海浜砂丘、砂浜、平野(三角州)、埋立地	砂(海浜砂層)、砂・泥・礫(沖積層)、	市街地その他	緑の多い市街地、市街地、公園・墓地等、工場地帯
二次林	丘陵地	砂岩・シルト岩	乾性褐色森林土・赤色系	タブ群落、シイ-カシ萌芽林
河川汽水域	港、河川	—	—	ヨシ群落、開放水面

表 3-1-41 事業実施想定区域及びその周囲における類型区分毎の代表的な生物種

	市街地	二次林	河川汽水域
植物	植栽	タブ群落、シイ-カシ萌芽林	ヨシ群落、塩生植物群落
ほ乳類	アブラコウモリ、イタチ、ノネコ	—	—
両生類・は虫類	アマガエル、ヤモリ、カナヘビ	ヤマカガシ	ミシシippアカミミガメ
鳥類	スズメ、カワラバト、ハクセキレイ、ツバメ、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ	—	コサギ、マガモ、コアジサシ
昆虫類	アオスジアゲハ、ミカドアゲハ、ヤマトシジミ、ウスバキトンボ、クマゼミ、アブラゼミ、オンブバッタ	—	—
魚類	メダカ	—	シロウオ、トビハゼ
底生動物	アメリカザリガニ	—	ヤマトオサガニ

3.1.6 景観、人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

1) 主要な眺望点

事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点の状況を、表 3-1-42 及び図 3-1-21 に示す。

事業実施想定区域を見渡すことができ、かつ、「不特定多数のものが利用している景観資源を眺望する場所」である眺望点は、多々良川緑地、地藏松原公園、汐井公園（野球場）の3箇所である。

表 3-1-42 主要な眺望点

区 分	名 称
主要な眺望点	多々良川緑地
	地藏松原公園
	汐井公園（野球場）

出典：福岡県観光情報 クロスロードふくおか（（公社）福岡県観光連盟）

2) 景観資源

事業実施想定区域及びその周囲の景観資源の状況を、表 3-1-43 及び図 3-1-21 に示す。

「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」により自然的構成要素として位置づけられる主な景観資源は確認されていない。

また、自然景観、歴史・文化の分野における福岡県の観光地として、国、県、市指定の史跡が点在しており、地藏松原公園に元寇防塁（国指定史跡）が存在する。

表 3-1-43 景観資源

区 分		名 称
景観資源	自然景観資源	—
	自然景観資源以外の 主な景観資源	元寇防塁（地藏松原公園） 国指定史跡

出典：第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書（平成元年，環境庁）
福岡市歴史文化情報データベース（福岡市経済観光文化局）



図 3-1-21 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施想定区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場の状況を、表 3-1-44 及び図 3-1-21 に示す。

人が多く集まる場所として、多々良川緑地、地藏松原公園、汐井公園（野球場）の 3 箇所及び東区のウォーキングコースが分布する。

表 3-1-44 人と自然との触れ合いの活動の場

区 分	名 称
公園・緑地	多々良川緑地
	地藏松原公園
	汐井公園(野球場)
ウォーキングコース	東区ウォーキングコース

出典：福岡県観光情報 クロスロードふくおか((公社)福岡県観光連盟)
 福岡・博多の観光案内 よかなびWeb(福岡市)
 緑のまちづくり(公益財団法人 福岡市緑のまちづくり協会)
 東区ウォーキングマップ(平成26年3月 福岡市東区保健福祉センター)

3.1.7 一般環境中の放射線の状況

事業実施想定区域及びその周囲の一般環境中の放射線の状況は、表 3-1-45 に示すとおり、一般環境大気測定局である東局（箱崎中学校校庭）、吉塚局（東吉塚小学校校庭）で年 4 回測定されており、過去 4 年間（平成 25 年 3 月～28 年 6 月）の放射線量は東局が 0.06～0.10 μ Sv/時、吉塚局が 0.06～0.07 μ Sv/時であり、大きな変動はない。（公衆被曝線量限度は 1mSv/年。ICRP（国際放射線防護委員会）1990 年勧告より。1mSv=1,000 μ Sv。）

なお、福岡県が実施している福岡県庁（測定局：平成 24 年 3 月設置）は、近傍の吉塚局で測定されていること、公表データ期間が過去 1 年間であることから調査の対象から除外した。

表 3-1-45 一般環境中の放射線の状況

項 目		測定結果(μ Sv/時)													
局区分	測定局	平成25年				平成26年				平成27年				平成28年	
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月
一般局	東	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.08	0.07	0.10	0.06	0.07	0.07	0.07
	吉塚	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07

注) μ Sv/時：マイクロシーベルト／時間(1mSv=1,000 μ Sv)
 出典：福岡市ホームページ(過去の空間放射線量測定結果)

3.2 社会的状況

3.2.1 人口・産業の状況

(1) 人口

1) 人口、世帯数等

福岡市は1,543,417人、767,287世帯、4,495人/㎢であり、事業実施想定区域が位置する東区は307,544人、141,771世帯、4,434人/㎢である。(平成28年3月1日現在、出典：「ふくおかの統計・月報版 平成28年3月号」)

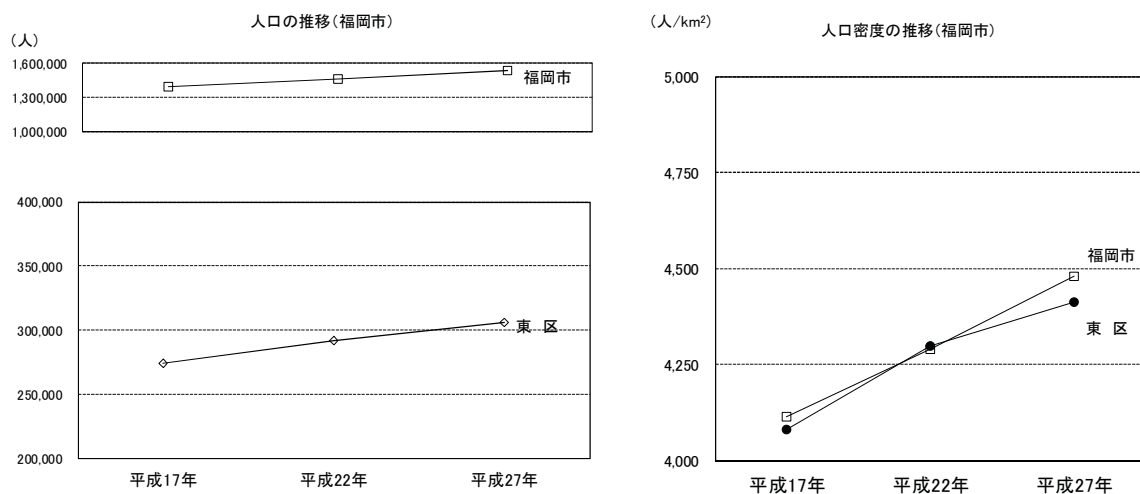
2) 人口、人口密度の推移

福岡市及び東区における人口・人口密度の推移を、表3-2-1及び図3-2-1に示す。福岡市東区の平成22年から平成27年の人口増加率は4.7%である。

表 3-2-1 人口及び面積、人口密度の推移

行政区域	面積(km ²)			人口(人)			人口の増減率(%) 平成22年～平成27年	人口密度(人/㎢)		
	平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年		平成17年	平成22年	平成27年
福岡市	340.60	341.32	343.38	1,401,279	1,463,743	1,538,510	5.1	4,114	4,289	4,480
東区	67.26	67.98	69.36	274,481	292,199	306,014	4.7	4,081	4,298	4,412

出典：平成17年、平成22年及び平成27年国勢調査結果。平成27年は速報値。



出典：平成17年、平成22年及び平成27年国勢調査結果。平成27年は速報値。

図 3-2-1 人口、人口密度の推移

(2) 産業

福岡市東区の平成 22 年度の就業者数は 129,345 人であり、サービス業を含む第 3 次産業の割合が高く約 10 万人（84.5%）であり、次いで第 2 次産業（14.9%）、第 1 次産業（0.6%）の順である。

表 3-2-2 産業人口

行政区域	項 目	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	総数
福岡市	就業者数(人)	4,138	84,155	517,314	58,219	663,826
	割 合	0.7%	13.9%	85.4%	—	100.0%
東 区	就業者数(人)	701	17,724	100,252	10,668	129,345
	割 合	0.6%	14.9%	84.5%	—	100.0%

注) 下段は産業部門別割合を示す。

産業3部門別割合は、分母から「分類不能の産業」を除いて算出している。

出典:「平成22年国勢調査 都道府県・市区町村別主要統計表」(総務省統計局)

3.2.2 資源利用の状況

(1) 土地利用の状況

福岡市東区における平成 27 年 1 月 1 日現在の地目別土地面積の構成は、表 3-2-3 に示すとおり、宅地の割合が最も多く約 65%である。

表 3-2-3 地目別土地面積の構成

(面積の単位:千㎡)

行政区域	区 分	計	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	軌道敷地	雑種地	免税点未満の面積
福岡市	面 積	170,544	90,757	16,385	7,062	39,658	4,499	60	1,764	10,359	13,734
	構成比	100%	53.2%	9.6%	4.1%	23.3%	2.6%	0.0%	1.0%	6.1%	8.1%
東 区	面 積	33,635	21,834	1,474	1,601	3,777	827	35	1,010	3,077	1,354
	構成比	100%	64.9%	4.4%	4.8%	11.2%	2.5%	0.1%	3.0%	9.1%	4.0%

注)平成27年1月1日現在。

出典:「福岡市統計書(平成27年(2015年)版)」(平成28年4月 福岡市)

(2) 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

土地利用基本計画は、「国土利用計画法」(昭和 49 年 6 月法律第 92 号)に基づき土地利用に係る個別の規制法である「都市計画法」(昭和 43 年 6 月法律第 100 号)、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 58 号)等に基づいた計画等に対する上位計画として策定されている。

福岡市における土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況を表 3-2-4 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲における地域地区の指定状況は、図 3-2-2 に示すとおり、都市地域及び森林地域である。

表 3-2-4 土地利用基本計画に基づく地域の指定状況 (福岡市)

行政区分	都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域
福岡市東区	○	○	○	○

出典:「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」(国土交通省)

(3) 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

福岡市における都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の状況を表 3-2-5 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲における用途地域は、図 3-2-3 に示すとおり、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域である。

表 3-2-5 都市計画法に基づく地域の指定状況 (福岡市)

単位:ha

行政区域	都市計画区域			用 途 地 域												
	総面積	市街化 区域	市街化 調整 区域	総面積	第1種 低層住居 専用地域	第2種 低層住居 専用地域	第1種 中高層 住居 専用地域	第2種 中高層 住居 専用地域	第1種 住居 地域	第2種 住居 地域	準住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用地域
福岡市	34 044	16 303	17 741	16 303	4 085	10	2 402	345	3 372	1 519	166	331	1 484	1 972	574	43

出典:「福岡市統計書(平成27年(2015年)版)」(平成28年4月 福岡市)



図 3-2-2 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況



図 3-2-3 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

(4) 河川利用の状況

福岡市東区における平成 26 年度の河川利用の状況を表 3-2-6 に示す。
多々良川からの取水が多い。

表 3-2-6 河川利用の状況（福岡市東区）

事業 主体名	水道名	河川名		取水口	取水量	関連ダム名		備考
		水系名	河川名	位置	($\text{m}^3/\text{日}$)	名称	有効貯水量 (千m^3)	
福岡市	上水	多々良川	多々良川	福岡市東区多の津 第1取水口	100,000	猪野ダム	4,910	
			長谷川	福岡市東区大字 香椎字高道 第3取水口	(31500)	長谷ダム	4,850	揚水式ダム
福岡地区 水道企業団	用水	多々良川	多々良川	福岡市東区多の津	22,000	鳴湍ダム	4,160	

注) 上水: 上水道、用水: 用水供給。() は内数。

出典: 「平成26年度 福岡県の水道」(福岡県県土整備部水資源対策課)

(5) 地下水利用の状況

1) 上水道、用水供給

福岡市の平成 26 年度の地下水は上水道、用水供給での利用はない。

なお、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。

出典: 「ふくおかデータウェブ 平成 26 年福岡県の工業（統計表）」(福岡県ホームページ)

2) 工業用水

平成 26 年度の地下水の工業用水での利用状況を表 3-2-7 に示す。

表 3-2-7 地下水利用の状況（工業用水）

行政区域	使用量
	($\text{m}^3/\text{日}$)
福岡市	10,578
東 区	226

出典: ふくおかデータウェブ 平成26年福岡県の工業(統計表)(平成28年3月 福岡県)

3.2.3 社会資本整備の状況

(1) 道路交通網の状況

事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路交通網及び交通量調査の状況を図3-2-4に示す。

また、事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路の交通量を表3-2-8に示す。

福岡都市高速道路1号香椎線（香椎IC～貝塚JCT：31,628台/日、貝塚JCT～千鳥橋JCT：74,343台/日）、事業実施想定区域の北側を東西に通過する福岡都市高速道路4号粕屋線（37,774台/日）がある。また、西側に隣接し南北に通過する国道3号（58,400台/日）、福岡都市高速道路4号粕屋線の並行路線の国道201号（30,860台/日）及び幹線市道松島貝塚線（37,186台/日）がある。また、国道3号（博多バイパス：35,416台/日）、主要地方道福岡太宰府線（11,780台/日）、県道浜新建堅粕線（27,584台/日）、福岡都市高速道路1号香椎線の並行路線の香椎箱崎浜線（20,270台/日）がある。

表 3-2-8 事業実施想定区域及びその周囲の交通量

種 類	路線名	調査 地点 番号	平成22年度						平成17年度
			12時間交通量(台)				24時間 交通量 合計 (台)	昼夜率 (%)	12時間交通量(台)
			小型車	大型車	合計	大型車 混入率 (%)			
都市高速道路	福岡都市高速 道路1号線	5010	22,175	3,406	25,581	13.3	31,628	1.24	27,496
		5020	52,689	7,965	60,641	13.1	74,343	1.23	60,594
	福岡都市高速 道路4号線	5090	26,623	4,795	31,418	15.3	37,774	1.20	27,340
一般国道	一般国道3号	10050	42,773	6,562	49,335	13.3	71,536	1.45	68,481
		10060	36,693	3,583	40,276	8.9	58,400	1.45	44,486
		10180	23,534	1,763	25,297	7.0	35,416	1.40	22,831
	一般国道201号	10260	17,815	5,564	23,379	23.8	30,860	1.32	43,932
主要地方道	福岡太宰府線	40340	12,280	1,561	13,841	11.3	11,780	1.32	9,347
一般県道	多田羅名島線	60160	3,912	150	4,062	3.7	5,362	1.32	4,553
	浜新建堅粕線	60180	19,232	1,665	20,897	8.0	27,584	1.32	14,482
幹線市道	香椎箱崎浜線	80010	14,125	1,231	15,356	8.0	20,270	1.32	18,007
	松島貝塚線	80020	17,111	11,060	28,171	39.3	37,186	1.32	33,303

出典：平成22年度 道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)一般交通量調査(国土交通省)



図 3-2-4 主要な道路交通網及び交通量調査の状況

(2) 鉄道輸送の状況

事業実施想定区域及びその周囲の鉄道網を図 3-2-5 に示す。

また、事業実施想定区域及びその周囲の鉄道利用者数を表 3-2-9 に示す。

事業実施想定区域からの距離及び 1 日平均乗車人員は、JR 箱崎駅（約 300m、未発表）、JR 吉塚駅（約 1.5km、12,614 人）、JR 千早駅（約 1.8km、10,797 人/日）である。

また、事業実施想定区域の貝塚公園東側に西鉄貝塚線（7,156 人/日）及び市営地下鉄箱崎線（6,747 人/日）の貝塚駅、南側に箱崎九大前駅（3,677 人/日）がある。

（西鉄の乗車人員は、平成 26 年度乗降客数より日平均乗車人員を算出。地下鉄は平成 27 年の年間乗降客数より日平均乗車人員を算出。）

表 3-2-9 事業実施想定区域及びその周囲の鉄道利用者数

単位：JRは人/日。地下鉄及び西鉄は千人/年。

種 別	線 名	駅名	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
JR九州	鹿児島本線	吉塚	10,234	10,698	11,424	11,775	12,332	12,614	未発表
		千早	7,739	8,407	9,276	9,930	10,466	10,797	未発表
福岡市営 地下鉄	箱崎線	筥崎宮前	2,092	2,172	2,281	2,523	2,503	2,727	2,815
		箱崎九大前	2,422	2,476	2,610	2,700	2,707	2,692	2,684
		貝塚	3,031	3,652	4,047	4,293	4,510	4,772	4,925
西日本鉄道	貝塚線	貝塚	4,497	4,546	4,583	4,749	5,039	5,224	未発表
		名島	620	665	712	776	851	908	未発表
		西鉄千早	1,220	1,263	1,322	1,540	1,689	1,805	未発表

注) JRは一日平均乗車人員。地下鉄は年間乗降客数。西鉄は年度乗降客数。(乗車人員×2＝乗降客数となる)

出典：ふくおかデータウェブ 第10章 運輸・通信(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ)

福岡市統計書(平成27年(2015年)版)J(福岡市ホームページ)

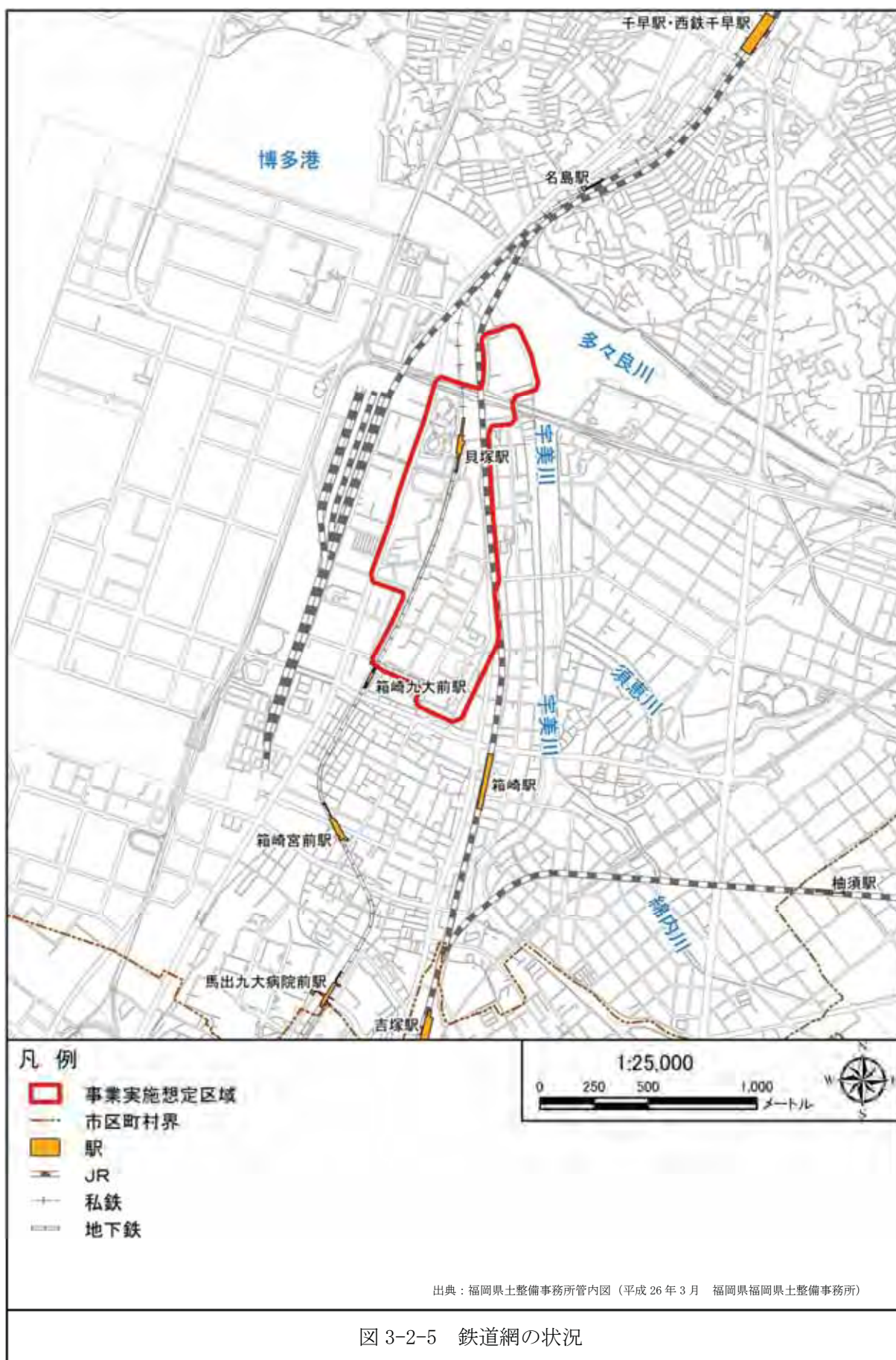
福岡市統計書(平成26年(2014年)版)J(福岡市ホームページ)

福岡市統計書(平成25年(2013年)版)J(福岡市ホームページ)

交通・営業データ(JR九州ホームページ)

福岡市地下鉄事業概要 平成27年度(福岡市交通局)

西鉄駅別乗降人員J(西鉄鉄道事業ホームページ)



(3) 学校・病院等

事業実施想定区域及びその周囲 500m内の学校・病院等を表 3-2-10 に示す。

表 3-2-10 事業実施想定区域及びその周囲の学校、病院等の施設数

学 校							福祉施設		病院	図書館
幼稚園	保育園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学	特別支援学校	児童福祉施設	社会福祉施設		
3	7	5	1	0	0	0	3	4	14	1

出典：平成27年度教育便覧（福岡県ホームページ）
 幼稚園を探そう！（一社福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ）
 保育のひろば（福岡市保育協会ホームページ）
 福岡県病院名簿（福岡県ホームページ）
 高齢者保健福祉のあらし（平成27年6月 福岡市保健福祉局）
 福岡市の障がい福祉」（平成27年7月、福岡市保健福祉局）
 福岡県高齢者福祉施設等」（福岡県ホームページ）

1) 幼稚園・保育園

事業実施想定区域及びその周囲の幼稚園・保育園を表 3-2-11 及び図 3-2-6 に示す。

表 3-2-11 事業実施想定区域及びその周囲の幼稚園・保育園

番号	区分	名 称	所在地
1	幼稚園	恵泉幼稚園	福岡市
2		筥松幼稚園	
3		箱崎幼稚園	
4	学 校 等 保育園	はこざき保育園	福岡市
5		みそら保育園	
6		松島りすの森保育園	
7		ちどり保育園	
8		まつぼっくり保育園	
9		まごころ保育園箱崎駅前分園	
10		松翠保育園	

出典：平成27年度教育便覧（福岡県ホームページ）
 幼稚園を探そう！（一社福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ）
 保育のひろば（福岡市保育協会ホームページ）



図 3-2-6 事業実施想定区域及びその周囲の学校等（幼稚園・保育園）

2) 小中学校、高等学校、大学、図書館

事業実施想定区域及びその周囲の小中学校、図書館を表 3-2-12 及び図 3-2-7 に示す。なお、高等学校、大学はない。

表 3-2-12 事業実施想定区域及びその周囲の小中学校、図書館

番号	区分		名 称	所在地
1	学 校 等	小学校	名島小学校	福岡市
2			東箱崎小学校	
3			松島小学校	
4			筈松小学校	
5			箱崎小学校	
6		中学校	箱崎中学校	福岡市
—	図書館		県立図書館	福岡市

出典：平成27年度教育便覧（福岡県ホームページ）



図 3-2-7 事業実施想定区域及びその周囲の学校等（小中学校、図書館）

3) 社会福祉施設

事業実施想定区域及びその周囲の社会福祉施設を表 3-2-13 及び図 3-2-8 に示す。

表 3-2-13 事業実施想定区域及びその周囲の社会福祉施設

番号	区分	名 称	所在地
1	児童福祉施設	市立ふよう学園	福岡市
2		市立東障がい者フレンドホーム	
3		福岡育児院	
4	高齢者（老人）福祉施設	筈松デイサービスセンター	福岡市
5		いきいき箱崎	
6		サンシャイン	
7		老健はこざき	

出典：高齢者保健福祉のあらし（平成27年6月 福岡市保健福祉局）
 福岡市の障がい福祉（平成27年7月、福岡市保健福祉局）
 福岡県高齢者福祉施設等（福岡県ホームページ）

4) 病院

事業実施想定区域及びその周囲の病院を表 3-2-14 及び図 3-2-8 に示す。

表 3-2-14 事業実施想定区域及びその周囲の病院

番号	区分	名 称	所在地
1	病院	あなん歯科医院	福岡市
2		河野名島病院	
3		医療法人高野胃腸科	
4		福岡山田医院	
5		陣内皮膚科クリニック	
6		医療法人貝塚病院	
7		福岡健康管理センター	
8		井本クリニック	
9		坂本歯科医院	
10		松田医院	
11		入江内科小児科医院	
12		二宮医院	
13		うえひらウィメンズクリニック	
14		たなか内科クリニック	

出典：福岡県病院名簿（福岡県ホームページ）



図 3-2-8 事業実施想定区域及びその周囲の社会福祉施設、病院

(4) 下水道整備の状況

福岡市及び東区の公共下水道の整備状況を表 3-2-15 に示す。

福岡市東区の平成 26 年度の下水道普及率は 99.7%である。

表 3-2-15 公共下水道の整備状況（平成 26 年度）

（単位 人、%）

行政区域	総人口 (A)	普及人口			普及率	
		排水区域内人口	処理区域内人口 (B)	水洗化人口 (C)	普及率 B/A	水洗化率 C/B
福岡市	1,523,537	1,518,100	1,518,100	1,510,383	99.6%	99.4%
東 区	303,657	302,793	302,793	300,854	99.7%	99.3%

注) 総人口は平成27年4月1日現在。

出典: 道路下水道局管理部下水道管理課, 計画部下水道計画課資料(福岡市)

3.3 環境保全上の指定・規制の状況

3.3.1 環境基本法に基づく環境基準

環境基準は、「環境基本法」(平成5年 法律第91号)第16条の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの10項目について、表3-3-1～2に示すとおり定められている。

表 3-3-1 大気汚染に係る環境基準(二酸化いおう等)

(大気の汚染に係る環境基準について 昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
最終改正 平成21年9月9日 環境省告示第33号)
(二酸化窒素に係る環境基準について 昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
最終改正 平成8年10月25日 環境庁告示第74号)

物 質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

注1) 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

注3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 3-3-2 大気汚染に係る環境基準(有害大気汚染物質)

(ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について 平成9年2月4日 環境庁告示第4号
最終改正 平成13年4月20日 環境省告示第30号)

物 質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	

注1) 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用され、カドミウム等の27項目に関して、一律に定められており、環境基準は表3-3-3に示すとおりである。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼及び海域ごとに水域類型を設け、それに応じて基準を設定しており、事業実施想定区域及びその周囲の公共用水域における環境基準の類型指定の状況は表3-3-4及び図3-3-1に示すとおりである。

河川に関する「生活環境の保全に関する環境基準」は表3-3-5に示すとおりである。

表 3-3-3 人の健康の保護に関する環境基準

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
最終改正 平成28年3月30日 環境省告示第37号)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒 素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄(略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 3-3-4 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 昭和49年7月25日)

水 域	範 囲	該当類型	達成期間
多々良川下流	津屋堰から下流	C	直ちに達成
宇美川下流	亀山新橋から下流	C	5年以内で可及的 速やかに達成
須恵川下流	南里井堰から下流	C	直ちに達成

表 3-3-5 生活環境の保全に関する環境基準

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
最終改正 平成28年3月30日 環境省告示第37号)

ア 生物化学的酸素要求量等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L以上	—

【備考】1)基準値は、日間平均値とする。

2)農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 全垂鉛等

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

【備考】1)基準値は、年間平均値とする。



図 3-3-1 河川の類型指定の状況

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3-3-6 に示すとおりである。

表 3-3-6 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(地下水の水質汚濁に係る環境基準について 平成9年3月13日 環境庁告示第10号
最終改正 平成26年11月17日 環境省告示第127号)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒 素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(4) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、カドミウム等 27 項目について定められており、表 3-3-7 に示すとおりである。

表 3-3-7 土壌の汚染に係る環境基準

(土壌の汚染に係る環境基準について 平成3年8月23日 環境庁告示第46号
最終改正 平成26年3月20日 環境省告示第44号)

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。))においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。))において、土壌1kgにつき125mg未満であること
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき 1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること

注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

注3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(5) 騒音に係る環境基準

1) 一般地域の騒音

騒音に係る環境基準は、表 3-3-8 示すとおりである。また、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 環境庁告示第 64 号)に基づく、事業実施想定区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の類型指定状況は図 3-3-2 に示すとおり、A 類型、B 類型、C 類型である。

表 3-3-8 騒音に係る環境基準

(騒音に係る環境基準について 平成10年9月30日 環境庁告示第64号
最終改正 平成24年3月30日 環境省告示第54号)
(地域の類型のあてはめ:平成24年4月1日 福岡市告示第113号)

<道路に面する地域以外の地域>

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注1) AAを当てはめる地域は、療養施設・社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注2) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

注5) 地域の類型の当てはめは、平成24年4月1日 福岡市告示第113号に基づいて以下とする。

AA : 該当無し。

A : 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定する地域(以下、「指定地域」という。)のうち、同法第4条第1項の規定に基づき定める時間及び区域の区分毎の規制基準(以下、「規制基準」という。)により第1種区域に区分された地域

B : 指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域

C : 指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域

除外: 工業地域、臨港地区、福岡空港

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

<道路に面する地域>

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考)車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

<幹線交通を担う道路に隣接する空間>

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	



図 3-3-2 騒音に係る環境基準の類型指定状況

2) 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準は、表 3-3-9 に示すとおりである。また、「航空機騒音に係る環境基準」(昭和 48 年 環境庁告示第 154 号)に基づく、事業実施想定区域及びその周囲の航空機騒音に係る環境基準の類型指定状況は図 3-3-3 に示すとおり、類型 II である。

なお、航空機騒音に係る環境基準は、環境省より平成 19 年 12 月 17 日付けで一部改正が告示されている。改正前の環境基準を表 3-3-10 に示す。

表 3-3-9 航空機騒音に係る環境基準
(航空機騒音に係る環境基準について 昭和48年12月27日 環境庁告示第154号
最終改正 平成19年12月17日 環境省告示第114号)
(区域の区分:平成4年4月6日福岡県告示第672号 改正 平成25年福岡県告示第571号)

地域の類型	基準値(単位 L_{den})	該当地区
I	57デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
II	62デシベル以下	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

備考)1 日の平均離着陸回数が10 回以下の飛行場についても適用対象とする。

注)地域の類型の当てはめは、平成4年4月6日 福岡県告示第672号、最終改正 平成25年福岡県告示第571号に基づいて以下とする。福岡空港関係は、福岡市(東区、博多区、中央区、南区)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町のうち、

I :第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

II :類型 I を当てはめた地域以外の地域。ただし、工業専用地域、市街化調整区域にある森林地域(国土利用計画法)、河川区域(河川法)、海上、湖沼及び福岡空港敷地は除く。

表 3-3-10 航空機騒音に係る環境基準 (改正前)

(航空機騒音に係る環境基準について 昭和48年12月27日 環境庁告示第154号
最終改正 平成12年12月14日 環境省告示第78号)

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)	該当地区
I	70以下	専ら住居の用に供される地域
II	75以下	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域



図 3-3-3 航空機騒音に係る環境基準の類型指定状況

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準は、全国一律に設定されており、表 3-3-11 に示す。

表 3-3-11 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準

（ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準
平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号 最終改正：平成 21 年 3 月 31 日 環境省告示第 11 号）

媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ／m ³ 以下（年平均値）
水 質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ／L 以下（年平均値）
水底の底質	150pg-TEQ／g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ／g 以下
備考) 1.大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 2.水質汚濁（水質の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。 3.水質の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。 4.土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。	

3.3.2 大気汚染に係る規制

(1) 施設の設置等に関する規制

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号 最終改正 平成26年6月18日法律第72号)では、同法で規定するばい煙発生施設及び粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合に届出義務を課すほか、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準、揮発性有機化合物排出施設の排出基準が定められている。

また、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」(平成14年12月福岡県条例第79号)では、「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設についても、同条例で規定するばい煙に係る特定施設として設置する場合に届出が義務づけられ、排出基準が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲において、大気汚染防止法及び条例で規制されている物質及びその規制基準の概要を表3-3-12に示す。

また、ばい煙発生施設又は特定物質(アンモニア等28物質)を発生する施設を設置しているものに対して、事故が発生した場合の応急措置及び復旧義務が課せられている。

表 3-3-12 規制対象物質及びその規制基準の概要

規制物質		規制基準	法令	備考
硫黄酸化物		排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(排出量)を設定。 $q=K \times 10^{-3} \times He^2$ K値:福岡市 8.76 その他の市町 17.5	大気汚染防止法施行規則第3条	汚染地域に厳しくするため地域ごとに基準値を定めている。
ばいじん		0.04~0.5g/Nm ³ (一般排出基準)	同第4条	施設の種類及び規模ごとに基準値を定めている。
有害物質	カドミウム及びその化合物	1.0mg/Nm ³	同第5条	施設を指定している。
	塩素	30mg/Nm ³	同第5条	施設を指定している。
	塩化水素	80mg/Nm ³ (700mg/Nm ³)	同第5条	施設を指定している。()内は廃棄物焼却施設のみ。
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	1.0~20mg/Nm ³	同第5条	施設によって4種の基準がある。
	鉛及びその化合物	10~30mg/Nm ³	同第5条	施設を指定している。
	窒素化合物	新設:60~400ppm 既設:130~600ppm	同第5条	施設を指定している。

出典:「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日厚・通令第1号 最終改正 平成26年環令第15号)

(2) 自動車排出ガスの規制

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号 最終改正 平成23年8月30日法律第106号)において規定される、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に福岡市は指定されていない。

3.3.3 水質汚濁に係る規制

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号 最終改正 平成28年5月20日法律第47号)では、特定施設を設置し公共用水域に排水を排水する工場・事業所に対して、表3-3-13～14に示す排水基準が適用される。

「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月31日福岡県条例第8号 最終改正 平成24年6月1日福岡県条例第79号)においても規制対象工場・事業所の追加及び排水基準の強化(上乘せ排水基準)が定められている。

また、福岡市は「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年10月2日法律第110号 最終改正 平成27年10月2日法律第78号)の対象ではない。

なお、工場から公共下水道に排出される排水について、「下水道法」(昭和33年4月24日法律第79号 最終改正 平成27年5月20日法律第22号)及び「福岡市下水道条例」(昭和37年8月27日条例第44号)により表3-3-15に示す下水排除基準が定められている。

表3-3-13 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による排水の汚染状態)

(排水基準を定める省令 昭和46年6月21日 総理府令第35号
最終改正 平成28年6月16日 環境省令第15号)

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
シアン化合物	1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る)	1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	チウラム	0.06mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	シマジン	0.03mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1mg/L
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/L	セレン及びその化合物	0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	ほう素及びその化合物	10(230)mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ふっ素及びその化合物	8(15)mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L		
		1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注) 基準値の()内は海域の基準

表 3-3-14 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の排出水の汚染状態）

（排水基準を定める省令 昭和46年6月21日 総理府令第35号
最終改正 平成28年6月16日 環境省令第15号）

項 目		許容限度
水素イオン濃度(pH)	河川・湖沼	5.8～8.6
	海域	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)[河川]	日間平均	120 mg/L
	最大	160 mg/L
化学的酸素要求量(COD)[海域・湖沼]	日間平均	120 mg/L
	最大	160 mg/L
浮遊物質(SS)	日間平均	150 mg/L
	最大	200 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/L
	動植物油脂類含有量	30 mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L
銅含有量		3 mg/L
亜鉛含有量		2 mg/L
溶解性鉄含有量		10 mg/L
溶解性マンガン含有量		10 mg/L
クロム含有量		2 mg/L
大腸菌群数	日間平均	3,000 個/cm ³
窒素含有量	日間平均	60 mg/L
	最大	120 mg/L
燐含有量	日間平均	8 mg/L
	最大	16 mg/L

注) 生活環境の保全に関する項目については、1日当たりの平均的な排水量が50m³以上である工場又は事業場の排水について適用する。

表 3-3-15 下水排除基準

対象物質又は項目	単位	特定事業場		その他の事業場	
		日平均排水量 50m ³ /日以上	日平均排水量 50m ³ /日未満	日平均排水量 50m ³ /日以上	日平均排水量 50m ³ /日未満
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	mg/L	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されない こと	検出されない こと	検出されない こと	検出されない こと
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	230 (10)	230 (10)	230 (10)	230 (10)
ふっ素及びその化合物	mg/L	15 (8)	15 (8)	15 (8)	15 (8)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	10	10	10
トリクロロエチレン	mg/L	0.3	0.3	0.3	0.3
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
有機燐化合物	mg/L	1	1	1	1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
フェノール類	mg/L	5	—	5	—
銅及びその化合物	mg/L	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物	mg/L	2	2	2	2
鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/L	10	—	10	—
マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/L	10	—	10	—
クロム及びその化合物	mg/L	2	2	2	2
水素イオン濃度 (pH)	—	5~9	5~11	5~9	5~11
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	600	—	600	—
浮遊物質 (SS)	mg/L	600	—	600	—
ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量	(鉱油類)	mg/L	5	5	20
	(動植物油脂類)	mg/L	60	—	—
温度	℃	45	—	45	—
よう素消費量	mg/L	220	220	220	220

出典：下水排除基準一覧表(福岡市ホームページ)

3.3.4 騒音に係る規制

「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号 最終改正 平成26年6月18日法律第72号）に基づき、騒音を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所の事業活動に伴う騒音又は建設工事に伴う騒音について規制が定められている。また、道路交通騒音は措置を要請する限度が定められている。

(1) 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく特定工場等（政令で定める特定施設〔金属加工機械等11種類〕を設置する工場又は事業所）において発生する騒音の規制基準を表3-3-16に示す。

また、事業実施想定区域及びその周囲における騒音規制地域の指定状況を図3-3-4に示す。

表 3-3-16 特定工場等の騒音に係る規制基準

（特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準 昭和43年11月27日厚・農・通・運第1号 最終改正 平成18年9月29日環令第132号）
（区域の区分 平成9年3月31日 福岡市告示第74号 最終改正 平成27年福岡市告示第113号）

区域の区分	時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域		50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域		60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
第3種区域		65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域		70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

注1)時間の区分は以下のとおりである。

昼間 午前8時から午後7時まで
朝 午前6時から午前8時まで
夕 午後7時から午後11時まで
夜間 午後11時から翌日の午前6時まで

注2)第1種、第2種、第3種及び第4種区域とは次に掲げる区域である。

第1種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第2種区域とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第4種区域とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注3)騒音規制法に規定する特定施設は以下のとおりである。

- ・金属加工機械：圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの。）、製管機械、ベンディングマシン（ロール式で、原動機の定格出力が3.75kw以上のもの。）、液圧プレス（矯正プレスを除く。）、機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの。）、せん断機（原動機の定格出力が3.75kw以上のもの。）、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン、プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）、タンブラー、切断機（いしを用いるもの。）、
- ・空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。）、
- ・土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。）、
- ・織機（原動機を用いるもの。）、
- ・建設用資材製造機械：コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のもの。）、アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のもの。）、
- ・穀物用製粉機（ロール式で、原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。）、
- ・木材加工機械：ドラムバーカー、チップパー（原動機の定格出力が2.25kw以上のもの。）、碎木機、帯のご盛（製材用：原動機の定格出力が15kw以上のもの。木工用：原動機の定格出力が2.25kw以上のもの。）、丸のご盛（製材用：原動機の定格出力が15kw以上のもの。木工用：原動機の定格出力が2.25kw以上のもの。）、かんな盤（原動機の定格出力が2.25kw以上のもの。）、
- ・抄紙機
- ・印刷機械（原動機を用いるもの。）、
- ・合成樹脂射出成形機
- ・鋳造造型機（ジョルト式のもの。）、

注4)区域の区分について、平成9年3月31日 福岡市告示第74号 最終改正 平成27年福岡市告示第113号に基づき以下とする。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
第2種区域：主として第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率200%）、市街化調整区域
第3種区域：主として近隣商業地域（容積率300%）、商業地域、準工業地域
第4種区域：主として工業地域、工業専用地域
除外地域：福岡空港

(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく、指定地域内における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 3-3-17 に示す。

また、事業実施想定区域及びその周囲における騒音規制地域の指定状況を図 3-3-4 に示す。

表 3-3-17 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

(特定建設作業に伴って発生する騒音に関する基準 昭和43年11月27日厚・農・通・運告第1号 最終改正 平成12年環告第16号)
(区域の区分 昭和61年4月1日 福岡市告示第74号 最終改正 平成27年福岡市告示第114号)

規制種別	区域の区分	基準
敷地境界における騒音の大きさ	第1号区域	85デシベル以下
	第2号区域	
作業ができる時間	第1号区域	午前7時から午後7時
	第2号区域	午前6時から午後10時
1日における延作業時間	第1号区域	10時間以内
	第2号区域	14時間以内
同一場所における作業期間	第1号区域	連続6日以内
	第2号区域	
日曜・休日における作業	第1号区域、第2号区域	禁止

注1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業である。

- ・くい打機(もんけんを除く。)
・くい抜機又はくい打ちくい抜機(圧入式くい打ちくい抜機を除く。)
・くい打機をアースオーガーと併用する作業は除く。
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- ・空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の出力が15kw以上のものに限り)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- ・コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限り)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限り)を設けて行なう作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。)
- ・バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限り)を使用する作業
- ・トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限り)を使用する作業
- ・ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限り)を使用する作業

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注3) 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に催告又は命令を行うにあたり、1日における作業時間を「1日における延作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮することができる。

注4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注5) 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域。第4種区域のうち学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域
なお、第1種及び第2種区域は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に示す内容と同様である。

注6) 第2号区域は、指定地域のうち、第1号区域以外の区域

注7) 区域の区分は、昭和61年4月1日 福岡市告示第74号 最終改正 平成27年福岡市告示第114号に基づいて以下とする。

第1号区域:騒音の指定区域のうち第1種、第2種、第3種区域の全域、第4種区域のうち学校等の周囲80m以内の区域
第2号区域:騒音の指定区域のうち第1号区域以外の区域

(3) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では、指定地域内において定められた方法で測定を行った自動車騒音が表 3-3-18 に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとし、また必要と認められるときは道路管理者又は管理行政機関の長に道路部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して意見を述べることができると定められている。

また、事業実施想定区域及びその周囲における騒音規制区域の指定状況を図 3-3-4 に示す。

表 3-3-18 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））

（騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
平成12年3月2日 総理府令第15号 最終改正 平成23年11月30日 環境省令第32号）
（区域の区分 平成12年3月30日 福岡市告示第86号 最終改正 平成27年福岡市告示第115号）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注1) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間75デシベル、夜間70デシベルとする。

注2) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(指定都市の長)が定めた区域をいう。

a区域: 専ら住居の用に供される区域

b区域: 主として住居の用に供される区域

c区域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注3) 区域の区分は、平成12年3月30日 福岡市告示第86号 最終改正 平成27年福岡市告示第115号に基づいて、「特定工場等の騒音の規制基準」の規制区域の区分のうち、以下の区分とする。

a区域: 第1種区域

b区域: 第2種区域

c区域: 第3種、第4種区域

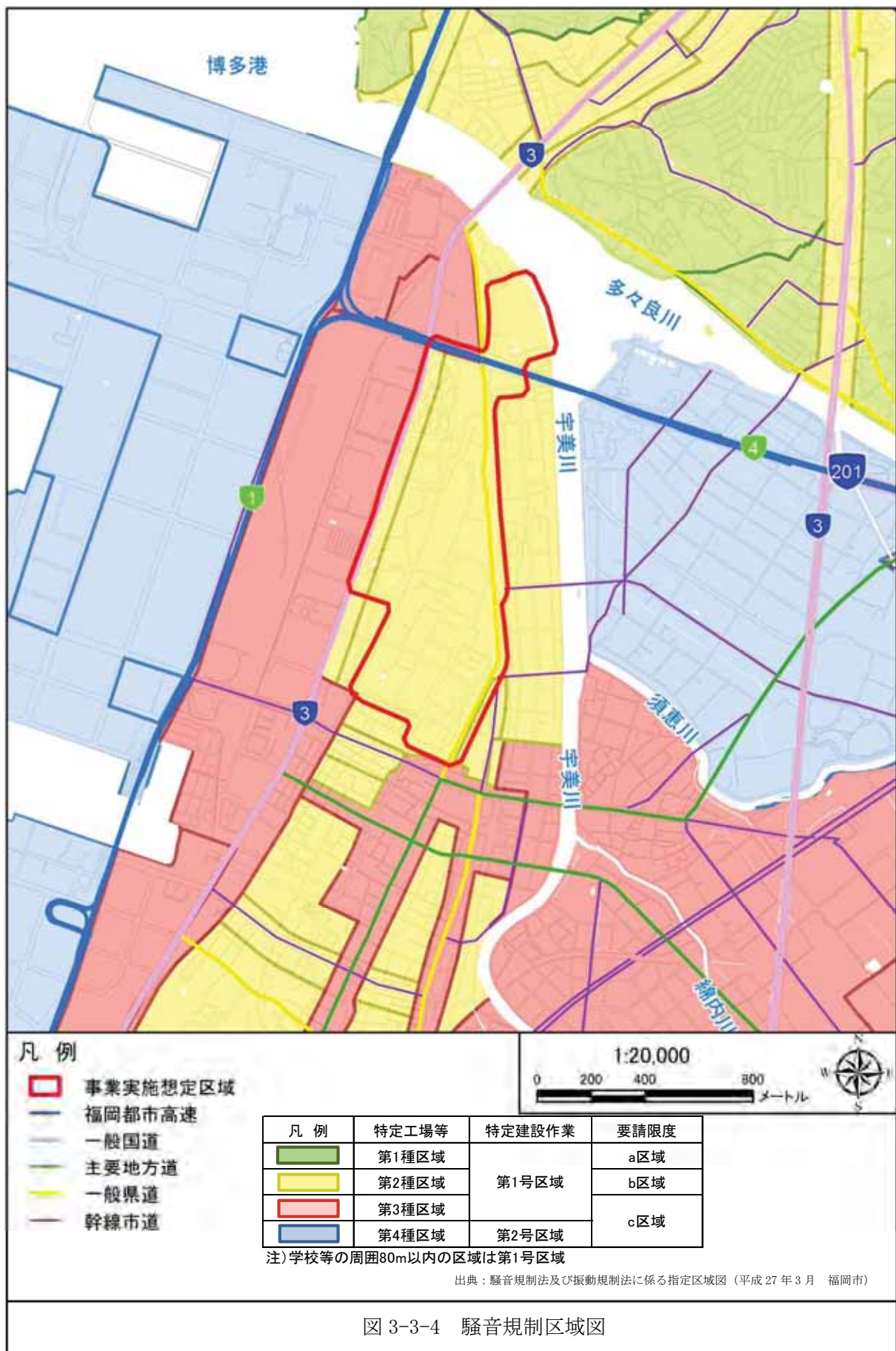


図 3-3-4 騒音規制区域図

3.3.5 振動に係る規制

「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号 最終改正 平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）に基づき、振動を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所の事業活動に伴う振動について規制が定められている。また、道路交通振動は措置を要請する限度が定められている。

(1) 特定工場等の振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく特定工場等（政令で定める特定施設〔金属加工機械等 10 種類〕を設置する工場又は事業所）において発生する振動の規制基準を表 3-3-19 に示す。

また、事業実施想定区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況を図 3-3-5 に示す。

表 3-3-19 特定工場等の振動に係る規制基準

（特定工場等において発生する振動の規制に関する基準 昭和51年11月10日環告第90号 最終改正 平成12年3月28日環告第18号）
（区域の区分 平成9年3月31日 福岡市告示第77号 最終改正 平成24年福岡市告示第169号）

区域の区分 \ 時間の区分	昼間	夜間
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

注1)時間の区分は以下のとおりである。

昼間 午前8時から午後7時まで

夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

注2)第1種、第2種区域とは次に掲げる区域である。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注3)振動規制法に規定する特定施設は以下のとおりである。

- ・金属加工機械：液圧プレス（矯正プレスを除く。）、機械プレス、せん断機（原動機の定格出力が1原動機の定格出力が1kw以上のもの。）、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kw以上のもの。）、
- ・圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。）、
- ・土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。）、
- ・織機（原動機を用いるもの。）、
- ・コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力合計が2.95kw以上のもの。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの。）、
- ・木材加工機械：ドラムバーカー、チップパー（原動機の定格出力が2.2kw以上のもの。）、
- ・印刷機械（原動機の定格出力が2.2kw以上のもの。）、
- ・ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のもの。）、
- ・合成樹脂射出成形機
- ・鑄造型機（ジョルト式のもの。）、

注4)区域の区分について、平成9年3月31日 福岡市告示第77号 最終改正 平成24年福岡市告示第169号に基づき以下とする。

第1種区域：主として、第1種低層住居専用区域、第2種低層住居専用区域、第1種中高層住居専用区域及び第2種中高層住居専用区域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率200%）、市街化調整区域、都市計画区域外
第2種区域：主として、近隣商業地域（容積率300%）、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用区域
除外する区域：福岡空港、工業専用区域及び臨港地区の一部

(2) 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく、指定地域内における特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表 3-3-20 に示す。

また、事業実施想定区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況を図 3-3-5 に示す。

表 3-3-20 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

(振動規制法施行規則 昭和51年11月10日総令第58号 最終改正 平成23年環令第32号)
(区域の区分 平成9年3月31日 福岡市告示第78号 最終改正 平成22年福岡市告示第23号)

規制種別	区域の区分	基準
敷地境界における振動の大きさ	第1号区域	75デシベル以下
	第2号区域	
作業ができる時間	第1号区域	午前7時から午後7時
	第2号区域	午前6時から午後10時
1日における延作業時間	第1号区域	10時間以内
	第2号区域	14時間以内
同一場所における作業期間	第1号区域	連続6日以内
	第2号区域	
日曜・休日における作業	第1号区域、第2号区域	禁止

注1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業である。

- ・くい打機(もんけん及び圧入式くい打ちくい抜き機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- ・ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注3) 基準値を超える大きさの振動が発生する場合に勧告又は命令を行うにあたり、1日における作業時間を「1日あたりの作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

注4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注5) 第1号区域は、振動規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

第1種区域、第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域

第1種区域、第2種区域のうち学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域

第2号区域は、指定地域のうち、第1号区域以外の区域

なお、第1種及び第2種区域は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に示す内容と同様である。

注6) 区域の区分は、平成9年3月31日 福岡市告示第78号 最終改正 平成22年福岡市告示第23号に基づいて、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に示す特定工場等の振動の規制基準に係る指定地域全域が第1号区域で、第2号区域は福岡市にはない。

(3) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、指定地域内における道路交通振動が表 3-3-21 に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものと定められている。

また、事業実施想定区域及びその周囲における振動規制区域の指定状況を図 3-3-5 に示す。

表 3-3-21 道路交通振動の要請限度（振動レベル（ L_{10} ））

（振動規制法施行規則 昭和51年11月10日総令第58号 最終改正 平成23年環令第32号）
（区域の区分 昭和61年4月1日 福岡市告示第79号 最終改正 平成24年福岡市告示第170号）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 翌日の午前8時まで)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注1) 第1種及び第2種区域とは次に掲げる区域をいう。

第1種区域：主として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率200%）、市街化調整区域、都市計画区域外

第2種区域：近隣商業地域（容積率300%）、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

注2) 区域の区分は、昭和61年4月1日 福岡市告示第79号 最終改正 平成24年福岡市告示第170号に基づいて、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に示す特定工場等の振動の規制基準の区域の区分による。

注3) 時間の区分は、昭和61年4月1日 福岡市告示第79号 最終改正 平成元年12月21日福岡市告示第261号に基づいて、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に示す特定工場等の振動の規制基準の時間の区分による。



図 3-3-5 振動規制区域図

3.3.6 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和46年6月10日法律第91号 最終改正 平成23年12月14日法律第122号)に基づき、福岡市では市内全域を規制地域に指定し、特定悪臭物質ごとに事業所の敷地境界の基準を定めている。特定悪臭物質の規制基準を表3-3-22に示す。

また、福岡市は、「福岡市悪臭対策指導要綱」(福岡市、平成7年6月1日)を施行し、表3-3-23に示すとおり、悪臭防止法を補完し、必要に応じて臭気指数による指導を行っている。

表 3-3-22 悪臭に係る規制基準
(悪臭防止法施行規則 昭和47年5月30日総令第39号 最終改正 平成23年環令第32号)
(規制基準 福岡市告示82号 最終改正 平成8年福岡市告示4号)

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

表 3-3-23 指導基準 (臭気指数)

区 分		指導基準(臭気指数)
敷 地 境 界		10
排 出 口	排出口の高さ 5m以上15m未満かつ 排ガス量が300Nm ³ /分以上	25
	排出口の高さ 5m以上30m未満	28
	排出口の高さ 30m以上50m未満	30
	排出口の高さ 50m以上	33

出典:福岡市悪臭対策指導要綱(福岡市、平成7年6月1日)

3.3.7 土壤汚染対策法による要措置区域の指定に係る基準等

「土壤汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号 最終改正 平成26年6月4日法律第51号)に基づく、要措置区域の指定に係る基準及び地下水基準を表3-3-24に示す。

表3-3-24 土壤汚染対策法による要措置区域の指定に係る基準及び地下水基準

分類	特定有害物質の種類	(土壤汚染対策法施行規則 平成14年12月26日環令第29号 最終改正 平成26年環令第29号) 指定基準及び地下水基準			措置の選択の指標
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準	
第一種 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.004mg/L以下	0.04mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	0.1mg/L以下	1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.04mg/L以下	0.4mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	1mg/L以下	3mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	—	0.03mg/L以下	0.3mg/L以下
	ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下	1.5mg/L以下
	シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	1mg/L以下
第二種 (重金属等) 質	水銀及びその化合物	水銀が0.0005mg/L以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15mg/kg以下	水銀が0.0005mg/L以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと	水銀が0.005mg/L以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下	24mg/L以下
	ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下	1mg/L以下	30mg/L以下
	シマジン	0.003mg/L以下	—	0.003mg/L以下	0.03mg/L以下
第三種 (農薬・P C B 特 質)	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下
	チウラム	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003mg/L以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1mg/L以下

注1)地下水基準:地下水汚染の判定基準(規則別表第1)

注2)要措置区域の指定に係る基準(汚染状態に関する基準):都道府県知事等が要措置区域または形質変更時要届出区域として指定する際の基準

注3)土壌溶出量基準:地下水経路の摂取による観点から定められた基準(規則別表第3)

注4)土壌含有量基準:汚染された土壌の直接摂取による観点から定められた基準(規則別表第4)

注5)第二溶出量基準:措置の選択または決定の判断を行う観点からの指標(規則別表第2)

3.3.8 地下水の採取に係る規制

事業実施想定区域及びその周囲において、「工業用水法」(昭和31年6月11日法律第146号 最終改正 平成26年6月13日法律第69号)及び「建物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年5月1日法律第100号 最終改正 平成12年5月31日法律第91号)に基づき、地下水採取が規制されている地域はない。

3.3.9 自然環境法令等による指定状況

(1) 自然公園

事業実施想定区域及びその周囲において、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号 最終改正 平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育および教化に資することを目的として、第 10 条第 1 項の規定により指定された国立公園、同条第 2 項の規定により指定された国定公園又は同法第 41 条の規定により指定された都道府県立自然公園はない。

(2) 自然環境保全地域

事業実施想定区域及びその周囲において、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号 最終改正 平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）に基づき、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域はない。

(3) 鳥獣保護区

事業実施想定区域及びその周囲において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号 最終改正 平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号）第 28 条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区等の指定状況を表 3-3-25 及び図 3-3-6 に示す。

表 3-3-25 鳥獣保護区等の指定状況

区 分	名 称	面積(ha)	指定 区分	期限
鳥獣保護区	和白干潟・多々良川河口	291	国	H35.10.31
	福岡市	26,417	県	H28.11.14
特定猟具(銃器) 使用禁止区域	多々良川北部	310	県	H28.11.14

出典：平成27年度 福岡県鳥獣保護区等位置図(平成27年9月 福岡県)

(4) 保安林

事業実施想定区域及びその周囲において、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号 最終改正 平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）の規定により指定された保安林はない。

なお、森林地域の指定状況を図 3-3-7 に示す。森林地域は全て「森林法」第 5 条第 1 項の地域森林計画の対象となる民有林の区域である。

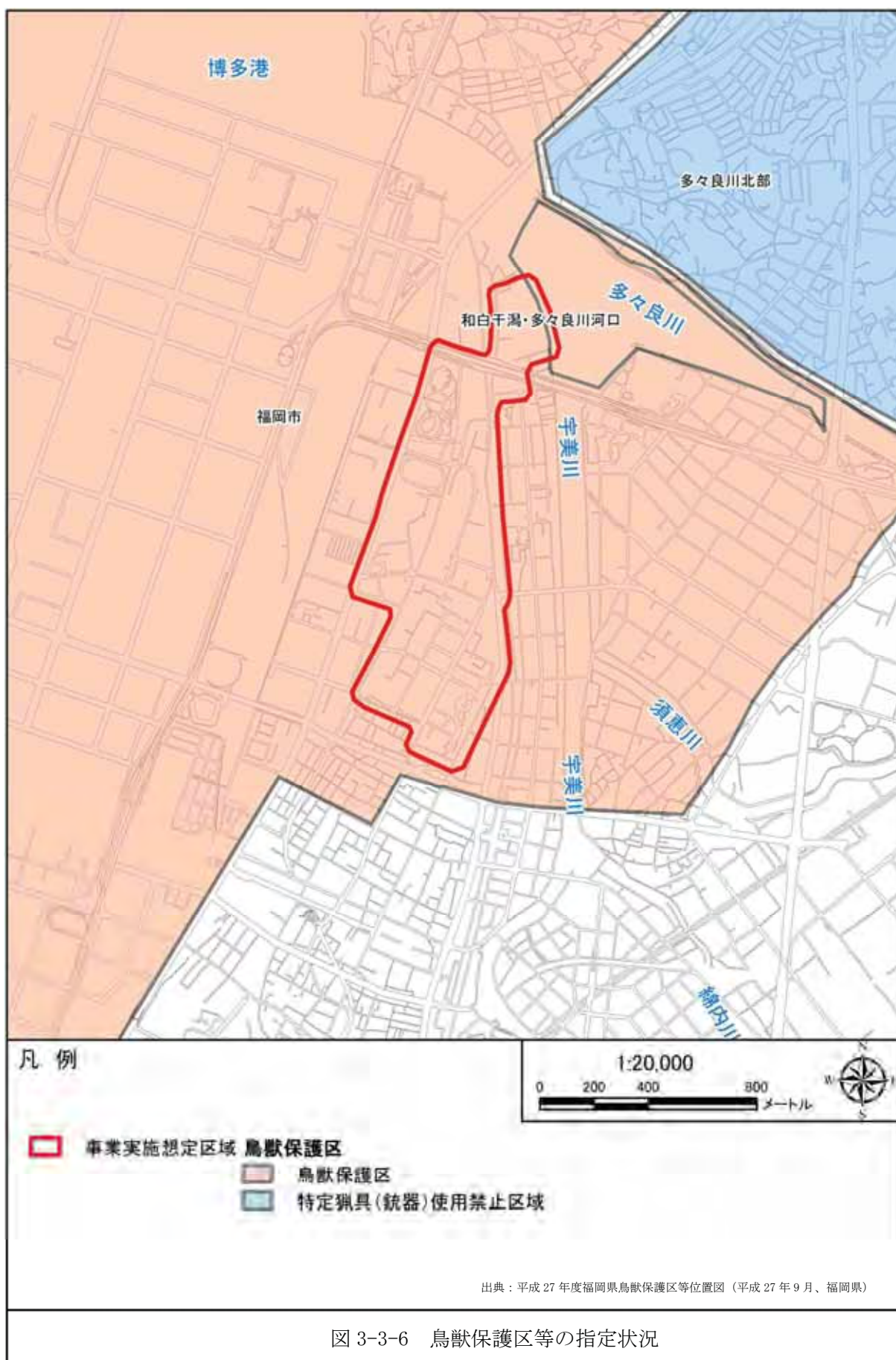


図 3-3-6 鳥獣保護区等の指定状況



図 3-3-7 森林地域の指定状況

(5) 風致地区等

事業実施想定区域及びその周囲において、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号 最終改正 平成 27 年 6 月 26 日法律第 50 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定に基づく、都市における風致の維持を目的として定められた風致地区を表 3-3-26 に示す。

また、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号 最終改正 平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 12 条に規定され、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成している特別緑地保全地区を表 3-3-27 に示す。

風致地区及び特別緑地保全地区の指定状況を図 3-3-8 に示す。

表 3-3-26 風致地区の指定状況
(平成27年3月31日現在)

地区名	計画年月	面積(ha)
名島	昭和45年6月	18.6
松崎	昭和45年6月	22.4
筥崎宮	昭和45年6月	8.2
東公園	昭和52年7月	7.9

出典：都市緑化データベース(国土交通省)

表 3-3-27 特別緑地保全地区の指定状況
(平成27年3月31日現在)

地区名	計画決定年	面積(ha)
松崎正水	昭和50年2月27日	4.9
箱崎	昭和50年2月27日	2.6
名島城址	平成11年7月1日	1.5

出典：都市緑化データベース(国土交通省)

(6) 景観形成地区

福岡市は「福岡市都市景観形成基本計画」（昭和 63 年 3 月）及び「福岡市景観計画」（平成 24 年 4 月）に基づき、景観形成を重点的に図る地区を「都市景観形成地区」として指定し、各地区の景観形成方針・基準に基づき助言・指導を行い地区内の景観を誘導している。また、地区内においては、建築物の新築等、工作物の新設等、広告物の表示等の行為に際して、建築主などに届出を義務づけており、この届出行為が「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正 平成 27 年 6 月 26 日法律第 50 号）による届出対象行為となっている。

事業実施想定区域及びその周囲の景観形成地区を表 3-3-28 及び図 3-3-9 に示す。

表 3-3-28 景観形成地区の指定状況

地区名	指定年月日	面積(ha)
香椎副都心(千早)地区	平成17年4月25日	17.6

出典：福岡市景観計画(平成24年4月 福岡市)



図 3-3-8 風致地区等の指定状況



図 3-3-9 景観形成地区の指定状況

3.3.10 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

事業実施想定区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号 最終改正 平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）、福岡県文化財保護条例（昭和 30 年 4 月条例第 25 号）、福岡市文化財保護条例（昭和 48 年 3 月 31 日条例第 33 号 最終改正 平成 24 年 3 月 29 日条例第 37 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は、表 3-3-29 及び図 3-3-10 に示すとおりである。

また、箱崎キャンパス内で発見された石積み遺構に関する公表資料（平成 28 年 9 月 16 日、九州大学）によると、事業実施想定区域の中央図書館南側の地表下において、元寇防塁の一部と考えられる石積み遺構（博多湾の旧海岸線に並行して南北 17m 以上）が確認された（資料編参照）。

表 3-3-29 事業実施想定区域及びその周囲における指定文化財の概要

区 分	指定機関	名 称	所在地	指定年月日
史跡	国	元寇防塁（地蔵松原地区）	福岡市東区筥松4丁目1、箱崎6丁目8	昭和6年3月30日
天然記念物	国	名島の檣石	福岡市東区名島1丁目名島神社境内及び公有海面	昭和9年5月1日

出典：福岡市文化財情報検索（福岡市経済観光文化局）

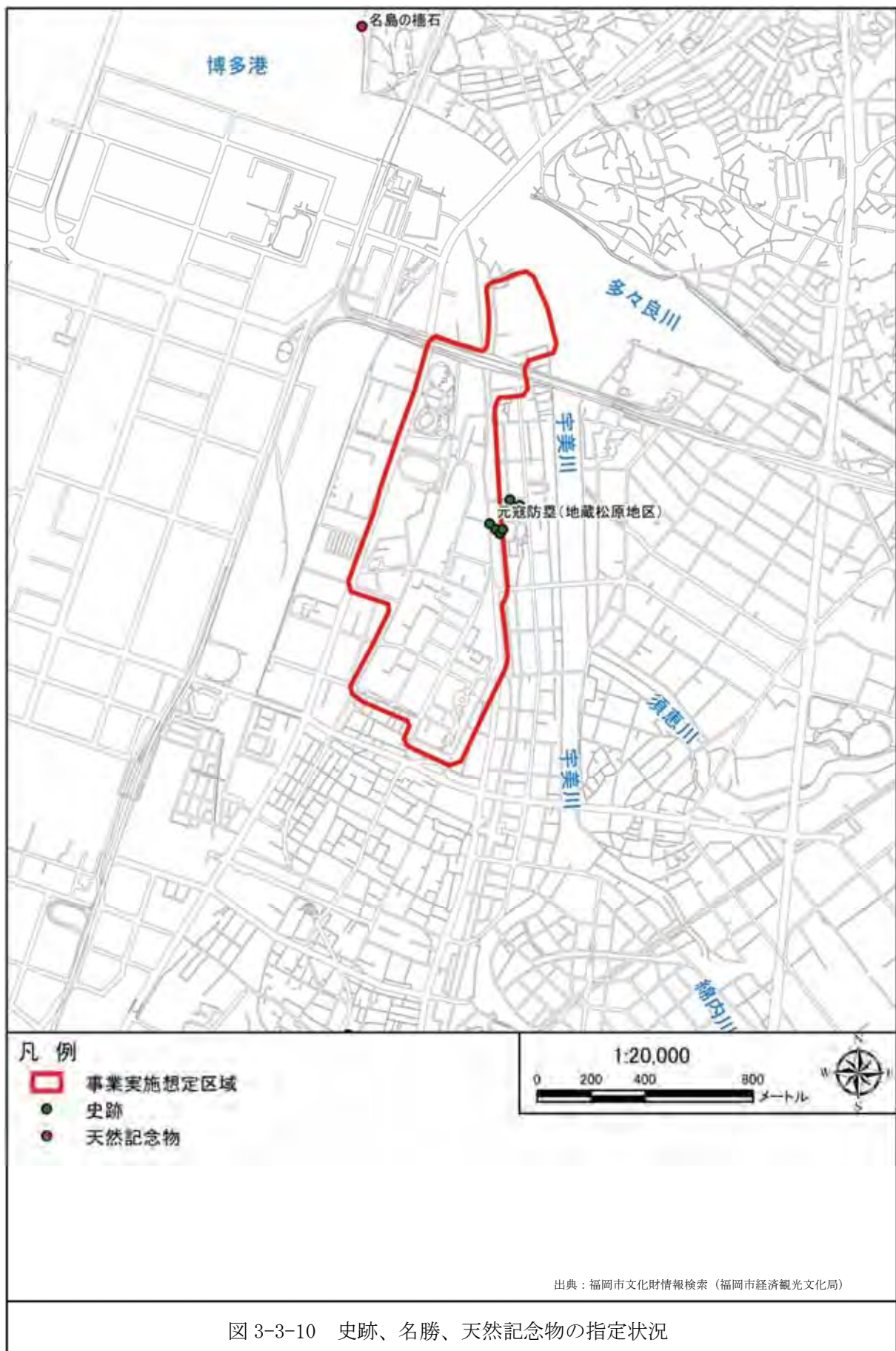


図 3-3-10 史跡、名勝、天然記念物の指定状況

3.3.11 防災関連法令等による指定状況等

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲において、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号、最終改正 平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号）第 3 条の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図 3-3-11 に示す。

(2) 砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲において、「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号、最終改正 平成 25 年 11 月 22 日法律第 76 号）に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として指定した砂防指定地はない。

(3) 地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周囲において、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号、最終改正 平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）に基づき、地すべり及びばた山の崩壊を防止し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とした地すべり防止区域はない。

(4) 地震等による被害予想等

事業実施想定区域及びその周囲において、「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月、福岡県）による津波の浸水予想図（想定震源は対馬海峡東の断層、初期潮位を平均潮位に設定した場合）を図 3-3-12 に示す。

なお、地震による液状化について、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月、福岡県）によると、各想定地震により違いがあるものの、事業実施想定区域は、概ね「液状化危険度はかなり低い」に含まれる。



図 3-3-11 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



図 3-3-12 津波の浸水予想図

3.4 その他の必要な事項

3.4.1 公害苦情件数

福岡市及び東区における平成 26 年度の公害苦情件数を表 3-4-1 に示す。

福岡市の公害苦情件数は 427 件あり、騒音が 209 件と最も多く、次いで悪臭が 79 件であった。

表 3-4-1 公害苦情件数（平成 26 年度）

							単位:件
行政区域	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	総数
福岡市	51	37	209	17	79	275	427
東 区	3	6	29	6	12	29	85

出典: 福岡市統計書(平成27年(2015年)版)「(福岡市ホームページ)」

3.4.2 地方公共団体等が実施する環境の保全に関する計画

(1) 福岡県環境総合基本計画

福岡県は、行政の各分野における環境の保全と創造に関する共通認識を形成し、施策相互の連携に資するため、環境政策の長期的な目標と施策の具体的方向性を明らかにした環境総合基本計画を平成 7 年に、第二次計画を平成 15 年に策定している。

第二次計画の期間中に、「身近な自然の保全・再生」、「水環境の保全」等のテーマにおいては改善が図られたが、「きれいな空気の確保」、「リユース・リサイクルの推進」、「温室効果ガスの排出削減」等においては目標達成には至っていない。これらの課題に加え、地球温暖化の進行による気候変動、資源やエネルギーの確保、地域固有の生態系のかく乱、越境大気汚染などの国境を越えた環境問題など、より深刻化した課題や新たな課題に直面している。このような今日の環境を取り巻く情勢に適切に対応し、福岡県の豊かで安全・安心な環境を将来世代に引き継いでいくため、第三次福岡県環境総合基本計画として平成 25 年に策定し直されている。

第三次福岡県環境総合基本計画では、7 つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿とそれを実現するための 21 のテーマを設けている。また、計画期間は、平成 25～29 年度とされている。

《7 つの柱と 21 のテーマ》

1. 低炭素社会の構築

- ①地球温暖化の緩和、適応のための総合的な対策の推進
- ②省エネルギーの推進
- ③多様な低炭素型エネルギーの確保
- ④温室効果ガス吸収源の確保、長期固定化の推進

指標	現状	平成 29 年度目標
温室効果ガス排出量	5,981 万トン (平成 22 年度)	温暖化対策実行計画 において設定予定

2. 循環型社会の構築

- ①資源消費抑制、資源循環利用システムの構築
- ②資源循環利用に関する産業の育成

指標	現状	平成 29 年度目標	備考
産業廃棄物の排出量、 再生利用率	10,689 千トン 54% (平成 22 年度)	14,454 千トン 61% (平成 27 年度)	廃棄物処理計画改 定時に再検討予定

3. 自然共生社会の構築

- ①生物多様性保全・再生のための総合的な対策の推進
- ②自然と調和した基盤整備、まちづくりの推進
- ③自然と調和した農林水産業の推進
- ④多様な機能を有する森林の保全

4. 健康で快適に暮らせる生活環境の確保

- ①測定・監視体制の構築と状況の把握、情報の提供
- ②廃棄物の適正処理や環境保全への各種対策の実施と情報の提供
- ③越境問題対策の推進

指標	現状	平成 29 年度目標
環境基準の達成率 〔大気、水質、ダイオキシン類、 騒音〕	大気（SPM、NO ₂ ：48.6%（全地点）） 水（BOD、COD：78.3%（全地点）） ダイオキシン類（大気、公共用水域 水質、公共用水域底質、地下水、 土壌：全項目 100%） 騒音（自動車騒音 91.1%） （平成 23 年度）	環境基準の達成・維持を図る

5. 国際環境協力の推進

- ①環境関連技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
- ②民間国際環境協力の促進

6. よりよい環境を実現するための地域づくり・人づくり

- ①地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
- ②環境を考えて行動する人づくりの推進

7. 環境負荷を低減する技術・産業の振興

- ①環境関連技術の実用化・普及、環境関連産業の振興、海外展開の支援
- ②エコタウンを核とした環境関連産業の拠点化
- ③クリーンエネルギーの普及、関連産業の育成
- ④環境に配慮した農林水産業の振興

(2) 福岡県廃棄物処理計画

福岡県では、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、平成27年7月に平成32年度までを計画期間とする「福岡県廃棄物処理計画」を策定している。

この計画では環境分野における基本計画である福岡県環境総合基本計画を支える計画として、3R(排出抑制、再使用、再生利用)を推進し、さらに、廃棄物の適正な処理を行うことにより福岡県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理して提示している。

《一般廃棄物の平成32年度の目標》

区 分	24年度実績	25年度実績	26年度実績 (速報値)	県の32年度目標値	県の32年度目標値による計算量
ごみ総排出量	1,846千t	1,853千t	1,858千t	(26年度比) -2%	1,820千t
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	549g	550g	544g	538g (26年度比) -1%	—
再生利用率	23%	22%	22%	(総排出量比) 23%	—
最終処分量	200千t	193千t	195千t	(26年度比) -2%	191千t

区 分	24年度実績	25年度実績	32年度目標値	国の32年度目標値による計算量
ごみ総排出量	45,234千t	44,874千t	(24年度比) -12%	39,806千t
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	533g	527g	500g	—
再生利用率	21%	21%	(総排出量比) 27%	—
最終処分量	4,648千t	4,538千t	(24年度比) -14%	3,997千t

《産業廃棄物の平成32年度の目標》

区 分		24 年度実績	25 年度実績	県の 32 年度 目標値	県の 32 年度 目標値による 計算量
排 出 量		13,045 千 t	15,258 千 t	(25 年度比) 3%増以内の抑制	15,716 千 t
再生 利用 率	汚泥以外	89%	89%	(排出量比) 90%	—
	汚 泥	8%	6%	(排出量比) 6%	—
最終処分量		564 千 t	629 千 t	(25 年度比) 3%増以内の抑制	648 千 t

区 分	24 年度実績	25 年度実績	32 年度目標値	国の 32 年度 目標値による 計算量
排 出 量	379,137 千 t	384,696 千 t	(24 年度比) +3%	390,511 千 t
再生利用率	55%	53%	(排出量比) 56%	—
最終処分量	13,102 千 t	11,721 千 t	(24 年度比) -1%	12,971 千 t

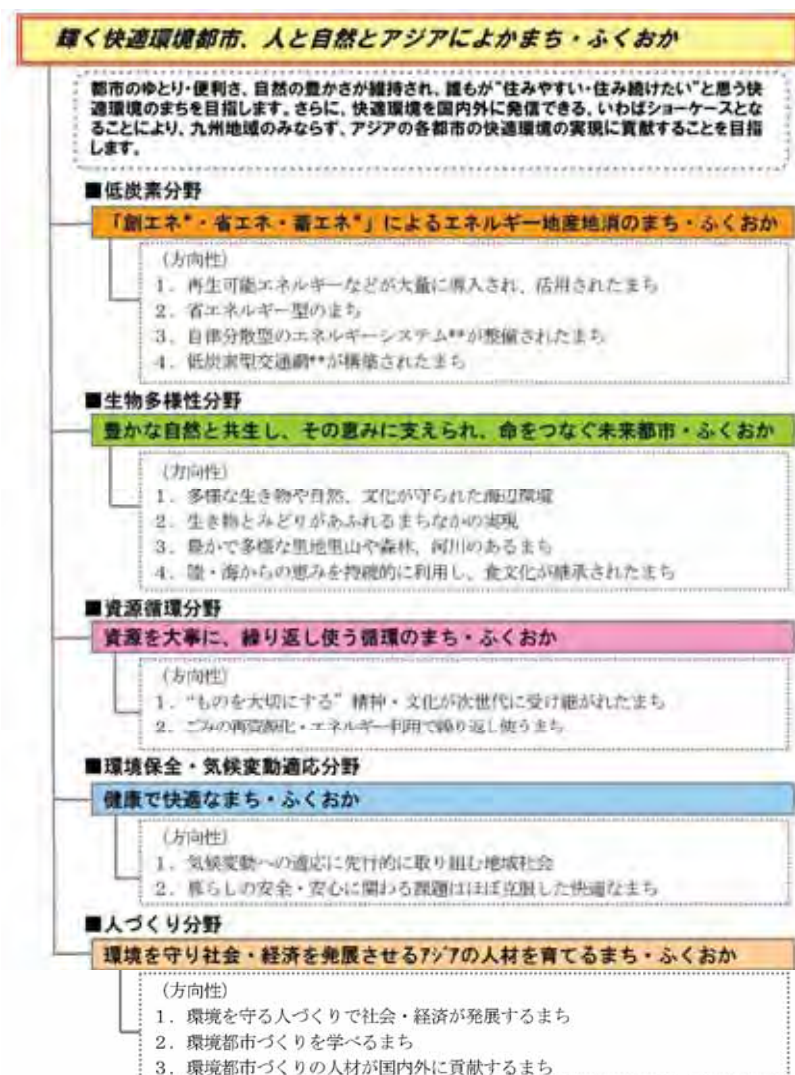
(3) 福岡市新世代環境都市ビジョン

福岡市では、複雑・多様化する環境問題と、関連する社会・経済の情勢の変化に対応しながら、長期的展望に立って環境都市づくりを推進するための指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」が平成 25 年 3 月に策定されている。

この計画では、「福岡市環境基本計画（第 2 次）」の「めざすべき姿」などを引き継ぎながら、一方で、社会・経済と環境の統合的向上による新たな価値の創出を目指している。そのため、従来の環境分野に比べ、安全・安心、ビジネス、交通、教育等の社会・経済の要素もより幅広く取り込む形で、平成 62 年の将来像が設定され、取組の方向性が示されている。

また、環境基本計画や環境分野の個別計画だけでなく、今後、策定・改定される他の行政分野の計画においても、環境都市づくりの面で指針となるものと位置づけられている。

《取組の方向性》



(4) 福岡市環境基本計画(第三次)

福岡市では、「福岡市環境基本条例」(平成8年9月26日 条例第41号)に基づき「福岡市環境基本計画」を策定している。この計画は、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等として位置づけられる計画である。平成9年に環境基本計画(第一次)、平成18年に環境基本計画(第二次)を策定し、平成26年に環境基本計画(第三次)を策定している。

この計画では、「めざすまちの姿」「環境施策の分野別のまちの姿」の実現に向けて、市民・事業者・行政などを各主体が、それぞれの果たすべき責務と公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取組みを進めていく方向性を示している。また、環境基本条例第7条第6項に基づき策定された部門別計画の上位計画となる。

《施策の体系》



(5) 福岡市環境配慮指針(改訂版)

福岡市では、「福岡市環境基本計画」に示す環境像「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」を実現するために、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針として「福岡市環境配慮指針」（平成19年2月第二次改訂）を策定している。

この指針では、自然的・社会的条件を考慮して、市域を大きく4つのゾーンに区分し、各ゾーンの特性に従い、それぞれの地域で必要な環境配慮の方向を示している。

《ゾーン別環境配慮方向》

内陸部

『人が日常の中で身近な生きものと出会える、自然とのふれあいにあふれるまち』

《事業別環境配慮事項》

交通基盤整備事業

A 生物の多様性

- ① 生物の生息・生育地の保全
- ② 周辺樹林地の保全
- ③ 生物の生息・生育条件への影響の軽減
- ④ 動物の移動経路の確保
- ⑤ 小動物の行動習性に配慮した付帯施設の設置
- ⑥ 生物の生息環境に広がりを持たせる
- ⑦ 貴重種・希少種の保存
- ⑧ 外来種の侵入防止
- ⑨ 植栽管理
- ⑩ 生物の生息状況の調査

B 地形・景観・自然とのふれあい等

- ① 地形の改変の最小化
- ② 周辺の自然景観との調和
- ③ 良好な自然景観の創出
- ④ 周辺の都市景観との調和
- ⑤ 良好な沿道景観の整備
- ⑥ 市民のレクリエーション活動を考慮した施設の整備
- ⑦ 良好な音環境の創出

C 生活環境・廃棄物・環境への負荷

- ① 車両通行に伴う騒音・振動、排ガス、粉じんの影響軽減
- ② 施工時の騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生・拡散の抑制又は防止
- ③ 資材の再利用の推進
- ④ 建設副産物の発生抑制及び適正処分
- ⑤ ヒートアイランド現象の影響軽減
- ⑥ 周辺住環境への配慮
- ⑦ 建築物の解体時の注意
- ⑧ 歩行者の安全
- ⑨ 周辺地域の交通流に与える影響軽減

(6) 生物多様性ふくおか戦略

ア. 戦略の位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に定められた生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略」を踏まえて、平成24年5月に策定されたものである。

また、「福岡市新・基本計画」並びに「福岡市環境基本条例」に基づいて策定している「福岡市環境基本計画」を踏まえ、福岡市の生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することで本市の魅力を増進するという観点から、行政・まちづくりの基本的方向性を示すものである。

イ. 戦略の概要

ア) 戦略の期間

多くの生物が複雑に絡み合い構成されている生物多様性を維持・向上していくためには、非常に長い期間と継続的な取り組みが必要であると考えられる。また、上位に位置づけられる「生物多様性国家戦略」が「100年後も豊かな生物多様性を守り続けるために」という考えに基づいて策定されていることも踏まえ、本戦略の期間も100年間とし、長期目標の100年後を見据えつつ、当面10年程度の取り組みをとりまとめている。

イ) 戦略の対象地域

本戦略の対象地域は、福岡市新・基本計画の対象とする福岡市全域とする。

ただし、生物多様性に関する問題は、山地の連なりや河川の流域など行政区域の外側とも密接な関係を持つほか、野生生物、人、ものの移動を介した国内外の生物多様性への影響なども考慮する必要があることから、対象地域を越え、広域に視野を広げた取り組みも検討している。

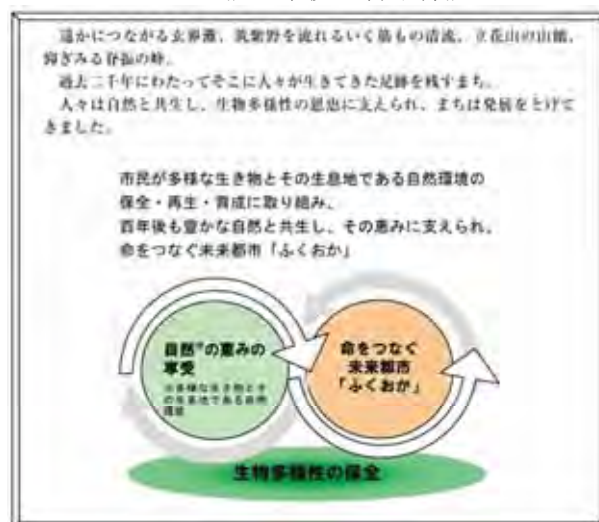
ウ) 戦略の理念

本戦略の理念として「生物多様性国家戦略」の「生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念」を以下のとおり示している。

- ① すべての生命が存立する基盤を整える
- ② 人間にとって有用な価値を持つ
- ③ 豊かな文化の根源となる
- ④ 将来にわたる暮らしの安全性を保证する

また、100年後の将来像を掲げ、さらに生物多様性の観点から市域を8つに区分し、各区分の地域特性に従い、それぞれの地域別に目標を示している。

《100年後の将来像》



ウ．戦略の方向性

福岡市の生物多様性のポテンシャルを踏まえ、当初10年間の施策の方向性を次のように定めている。

- ① 市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう生物多様性を広く社会に浸透させる
- ② ふくおかの魅力が生物多様性の恵みに支えられていることを理解し、重要性を認識できる人や組織の形成を支援する
- ③ 海洋、島しょ、干潟、平野、丘陵、山地、河川など、ふくおかの多様な生物の生息環境を守るとともに、中心市街地や港湾地域においては、再生・復元を行い、山、川、平野、海のつながりを確保する
- ④ 動物、水生生物、植物などふくおかの貴重な生きものを守り、豊かな生物相の回復を目指す
- ⑤ ふくおかの地理的特性を活かして生物多様性に配慮したまちづくりを推進する
- ⑥ 安心して暮らせるふくおかの都市基盤をつくる
- ⑦ 生物多様性の恵みを活かしてふくおかの魅力を増進する
- ⑧ 生物多様性に育まれてきたふくおか固有の文化を継承する
- ⑨ 生物多様性の恵みを活かして新たなふくおかの文化を創造する
- ⑩ ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域との協力関係を構築し、連携した取組みを推進する
- ⑪ ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域と連携していくための仕組みやルールを構築する

(7) 新循環のまち・ふくおか基本計画(第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画)

福岡市では、平成16年12月に第3次の一般廃棄物処理基本計画となる「循環のまち・ふくおか基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向け、ごみの削減目標を掲げるとともに、市の特性を踏まえ、市民・事業者と協働して、3Rの推進に取り組んできた。

第4次計画(平成23年12月)においては、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興など新たな視点も加味して、新たな、ごみ減量・リサイクルの数値目標を設定し、その達成に向けた重点施策として、家庭ごみについては、2R(リデュース・リユース)に重点をおいた3Rの意識向上と行動促進のための啓発を行うとともに、事業系ごみについては、資源化の余地があるごみの減量・資源化を推進することを目的としている。

ア. 計画の概要

ア) 目標年次

西部工場の更新時期(平成39年)、人口のピーク予測(平成35年)、循環型社会形成推進基本法に基づく第2次循環型社会形成推進基本計画による中長期的なイメージの時期(平成37年)を考慮して、平成21年度を基準年次とし、計画期間を平成24年度から平成37年度までの14年間としている。また、平成27年(第1次)、平成32年(第2次)に中間目標を設定している。

イ) 基本方針

「元気が持続する循環のまち・ふくおか」の実現に向け、次の3つの基本方針に基づき取り組む。

- ① 循環型社会づくりのさらなる推進
- ② 処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- ③ 持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

イ. 計画の目標

本計画の数値目標として、ごみ処理量を平成21年度の約58万トンから約11万トン削減し、平成37年度には約47万トン以下となることを目指す。

また、ごみのリサイクル率は平成21年度の28%から10ポイント向上させ、平成37年度には38%以上となることを目指す。

さらに、ごみ減量に向けた3Rの取組状況及びごみの適正処理の取組状況について、多面的に把握し、これを施策に反映させるため、6つの取組指標(3R率、3R実践度、有害廃棄物分別の実践度、家庭ごみの容積、埋立処分量、温室効果ガス排出量)を設定する。本計画の数値目標として、ごみ処理量を平成21年度の約58万トンから約11万トン削減し、平成37年度には約47万トン以下となることを目指す。

また、ごみのリサイクル率は平成21年度の28%から10ポイント向上させ、平成37年度には38%以上となることを目指す。

さらに、ごみ減量に向けた3Rの取組状況及びごみの適正処理の取組状況について、多面的に把握し、これを施策に反映させるため、6つの取組指標(3R率、3R実践度、有害廃棄物分別の実践度、家庭ごみの容積、埋立処分量、温室効果ガス排出量)を設定する。

ウ. 施策展開

目標達成に向け、以下に示す「4つの柱」を連携させた施策を展開する。

- ① 市民・事業者の自主的・自発的な取組みの促進
- ② 3Rの基盤整備
- ③ 経済的手法の活用
- ④ 人づくり

(8) 九州地方における建設リサイクル推進計画 2014

国土交通省では、国および地方公共団体のみならず民間事業者も含めた建設リサイクルの関係者が、今後、中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月）を策定している。この建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を基本として、九州地方建設副産物対策連絡協議会が、九州地方の建設リサイクルのより一層の推進を図るため、九州地方における目標値の設定や行動計画を加えた独自の推進計画として、「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」を平成 27 年 3 月に策定している。

この計画では、循環型社会の構築の観点から、以下の目標指標が定められている。

《本計画の目標(九州地域全体)》

対 象 品 目		平成 2 4 年度 (実 績)	平成 3 0 年度 目 標 () 内は全国目標値
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	9 9 . 3 % 9 9 . 0 %	9 9 % 以上 (9 9 % 以上) 9 9 % 以上 (9 9 % 以上)
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	9 2 . 1 % 8 8 . 9 %	9 5 % 以上 (9 5 % 以上) 9 0 % 以上 (9 0 % 以上)
建設混合廃棄物	排出率 再資源化・縮減率	3 . 0 % 4 9 . 6 %	2 . 5 % 以下 (3 . 5 % 以下) 5 0 % 以上 (6 0 % 以上)
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	9 6 . 3 %	9 6 % 以上 (9 6 % 以上)
建設発生土	建設発生土有効利用率	7 7 . 2 %	7 8 % 以上 (8 0 % 以上)

※目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

第4章 計画段階配慮事項の選定

「福岡市環境影響評価技術指針」（平成11年3月29日、改定平成25年10月1日）（以下「技術指針」という。）に基づき、計画段階配慮事項は、対象事業計画に係る環境影響の要因（以下「影響要因」という。）と環境の構成要素（以下「環境要素」という。）の関係及び環境に及ぼす影響の重大性を検討し、事業計画の内容（以下、「事業特性」という。）や地域特性に応じて、重大な環境影響のおそれがある項目を選定した。

4.1 影響要因、環境要素の抽出

事業特性及び地域特性に関する情報を整理し、抽出した影響要因及び環境要素は次のとおりである。

4.1.1 影響要因の抽出

事業特性に関する情報を事業種別に整理し、抽出した影響要因を表4-1-1に示す。

工事計画等の詳細は現時点では確定していないが、影響要因を抽出した。また、工事が終了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物にて行われることが予定されている事業活動その他の人の活動であって対象事業計画の目的に含まれるもの（以下「存在及び供用」という。）に係る影響要因を抽出した。

表 4-1-1 影響要因の抽出

影響要因	事業種別	事業特性の内容
工事の実施	①その他の土地の造成	・骨格となる都市計画道路の整備を行う。 ・近代建築物は部分保存を行うとともに一部保存エリアを設け現状保存する。 ・公共施設として箱崎中学校や公園の整備を行う。
	②土地区画整理事業	・箱崎中学校の移転や公園の再整備を行う。
	①②共通	・事業実施想定区域は、その大部分（約7割）が九州大学箱崎キャンパスであり、校舎及び研究施設等が存在し、九州大学が現状建物を解体するとともに、埋蔵文化財発掘調査や土壌汚染対策法に基づく調査を行っており、今後も継続して行われる。 ・解体工事及び文化財調査、土壌汚染対策法に基づく調査並びに土壌汚染対策が完了した後、造成工事を行う。 ・既存樹木は残置で残すエリアと移植が可能な樹木が多いエリアを整理し有識者の意見に基づき保存を検討している。
存在及び供用	①その他の土地の造成	・西側の国道3号の沿道は、交通利便性の高さを活かしながら、新たな活力・交流を生み出すため、新産業創造機能、業務商業機能、スポーツ・健康増進・医療機能、文化発信機能などの立地による事業活動が想定される。 ・南側は大学正門周辺を中心として、大正から昭和初期に建築された大学の近代建築物等を活かしながら、個性と創造性に富んだ多様な人材を育成するとともに、住宅系の土地利用に接しているため周辺環境に配慮し、教育・人材育成機能、研究・開発機能、留学生支援機能、医療・福祉機能、居住機能などの立地による事業活動が想定される。
	②土地区画整理事業	・東側は住宅系の土地利用が多い地域であり、近年、JR沿線等において集合住宅等の立地が進んでいる地域に隣接しており、主に安全・安心・快適で健康やかに暮らす環境づくりにつながる機能として、医療・福祉機能、健康増進機能、防災機能、生活支援機能、居住機能、創業支援機能などの立地による事業活動が想定される。
	①②共通	・交通の軸となる都市計画道路の沿道は、各ゾーンの機能を相互に補完する土地利用や、広場等の交流の場など、ゾーン間の交流を促し、箱崎キャンパス地区の一体感を生み出す機能などの立地による事業活動が想定される。 ・貝塚駅、箱崎九大前駅の2つの駅前には、地区の顔となるゲート広場、店舗、飲食店、交通利便性を高める駅前広場などの立地による事業活動が想定される。

注)事業種別は①その他の土地の造成事業、②土地区画整理事業の2つの事業別、①②の共通で抽出した。

4.1.2 環境要素の抽出

地域特性に関する情報を整理し、抽出した環境要素を表 4-1-2～3 に示す。

表 4-1-2 環境要素の抽出

環境要素	地域特性の内容
大気質	一般環境大気測定局である東局(箱崎中学校校庭)で測定されている過去 5 年間(平成 22～26 年度)の二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準の長期的評価を達成している。 自動車排出ガス測定局である千鳥橋局(国道 3 号と県道後野福岡線及び市道千代粕屋線の交差点)で測定されている過去 5 年間(同)の二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準の長期的評価を達成している。
騒音	平成 25～26 年度の自動車騒音が測定されており、市道箱崎浜線、市道松島貝塚線は環境基準(昼間 70dB、夜間 65dB)を達成しているが、一般国道 3 号、一般国道 3 号バイパス、国道 201 号は環境基準(昼間 70dB、夜間 65dB)を超過している。 平成 24 年度の航空機騒音は、福岡市東区箱崎 6 丁目で環境基準(WECPNL: 類型Ⅱ(75 以下))を超過し、平成 25～26 年度の福岡市東区箱崎 5 丁目で環境基準(Lden: 類型Ⅱ(62dB 以下))を超過している。
振動	平成 26 年度に道路交通振動が測定されており、一般国道 3 号、一般国道 3 号バイパスは要請限度(昼間 70dB、夜間 65dB)を達成している。
水質	事業実施想定区域北東側で多々良川及び宇美川に接している。 多々良川(名島橋:C 類型)、須恵川(休也橋:C 類型)、宇美川(塔の本橋:C 類型)の過去 5 年間(平成 22～26 年度)の BOD(75%値)は、環境基準(5mg/L 以下)を達成している。平成 26 年度の生活環境項目、健康項目はほう素を除き各地点ともに環境基準を達成している。 また、ダイオキシン類は、平成 26 年度に多々良川(名島橋)、宇美川(塔の本橋)で測定されており環境基準(1pg-TEQ/L 以下)を達成している。
地下水	平成 26 年度に東区松島で概況調査、東区原田で継続監視調査を行っており、全ての項目で環境基準を達成している。 ダイオキシン類は、平成 26 年度に東区で測定されていない。
水底の底質	平成 26 年度に多々良川(名島橋)、須恵川(休也橋)、宇美川(塔の本橋)で測定されており、総水銀及び PCB は底質の暫定除去基準(総水銀 25ppm、PCB10ppm)を達成している。 ダイオキシン類は、平成 26 年度に多々良川(名島橋)、宇美川(塔の本橋)で測定されており環境基準(150pg-TEQ/g 以下)を達成している。
土壌	事業実施想定区域及びその周囲は、市街地その他がほとんどであり、乾性褐色森林土が一部分布している他は、灰色低地土壌が点在している。 ダイオキシン類は、平成 26 年度に東区松田で測定されており環境基準(1,000pg-TEQ/g 以下)を達成している。 また、事業実施想定区域は大学跡地であることから、九州大学により土壌汚染対策法に基づく調査が実施されている。
地形・地質	事業実施想定区域周囲に名島の檣石(ほぼしらいし)、古第三紀岩石海岸が確認されている。 名島の檣石は、多々良川の河口、名島神社境内の海岸にある古第三紀漸新世前期(約 3,500 万年前)に形成された化石(珪花木)であり、昭和 9 年に天然記念物(国)に指定されている。 古第三紀岩石海岸は、新生代古第三紀に形成された砂岩・礫岩を主とする露出した岩石からなる海岸地形で、福岡市環境配慮指針に学術的価値の高い地質として掲載されている。 事業実施想定区域に重要な地形及び地質はない。
動物	福岡市環境配慮指針の「市内の貴重・希少生物等のリスト」の掲載種として、事業実施想定区域及びその周囲では、鳥類は多々良川河口のクロツラヘラサギ、カンムリカイツブリ、コアシサシ、ズグロカモメ、ダイシャクシギ、ハチクマ、ハヤブサ、ミサゴ、オオヨシキリ、キビタキ等の 31 種、昆虫類はミカドアゲハ、アオヤンマ、ベニイトトンボの 3 種、底生動物は多々良川河口のヒロクチカノコガイ、ハクセンシオマネキ、ヒメアシハラガニ、クシテガニ、ウモレベンケイガニの 5 種である。魚類は宇美川沿いの水路のニッポンバラタナゴ、ミナミメダカの 2 種である。 事業実施想定区域に鳥類のコムクドリ、ホシムクドリ、昆虫類のミカドアゲハが分布しており、重要な種はミカドアゲハ 1 種である。

表 4-1-3 環境要素の抽出

環境要素	地域特性の内容
植 物	福岡市環境配慮指針の「市内の貴重・希少生物等のリスト」の掲載種として、名島海岸のイソホウキギ 1 種である。
生態系	事業実施想定区域及びその周囲における生物の生育・生息基盤環境は、地形、地質、土壌、植生、土地利用形態等の観点から類型区分を行った。 事業実施想定区域及びその周囲は、広く分布する「市街地」、「二次林」、「河川汽水域」に区分され、各環境類型区分の代表的な生物種を以下に示す。 「市街地」は、植栽等の植物並びにアブラコウモリ、イタチ、ノネコ、アマガエル、ヤモリ、カナヘビ、スズメ、カワラバト、ハクセキレイ、ツバメ、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、アオスジアゲハ、ミカドアゲハ、ヤマトシジミ、ウスバキトンボ、クマゼミ、アブラゼミ、オンブバッタ、メダカ、アメリカザリガニ等の動物が抽出される。 「二次林」は、タブ群落、シイ・カシ萌芽林等の植物並びにアブラコウモリ、イタチ、ノネコ、ヤマカガシ、スズメ、カワラバト、ハクセキレイ、ツバメ、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、アオスジアゲハ、ミカドアゲハ、ヤマトシジミ、ウスバキトンボ、クマゼミ、アブラゼミ、オンブバッタ等の動物が抽出される。 「河川汽水域」は、ヨシ群落、塩生植物群落等の植物並びにミシシippアカミミガメ、コサギ、マガモ、コアジサシ、シロウオ、トビハゼ、ヤマトオサガニ等の動物が抽出される。
景 観	主要な眺望点として、多々良川緑地、地蔵松原公園、汐井公園野球場、景観資源として元寇防塁（地蔵松原公園、国指定史跡）が挙げられる。
人と自然との触れ合いの活動の場	人が多く集まる場所として多々良緑地、地蔵松原公園、汐井公園野球場と、東区ウォーキングルートが挙げられる。

4.2 環境に及ぼす影響の検討

事業特性及び地域特性に関する情報を整理し、環境に及ぼす影響を検討し、表 4-2-1 に示す。

表 4-2-1 環境に及ぼす影響の検討

影響要因	環境影響の検討結果
工事の実施	・事業実施想定区域は住居系の土地利用に接していることから、解体工事、土壌汚染対策法に基づく対策工事、造成工事に伴う建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行に係る大気質（粉じん等）、騒音、振動、地下水、地盤への影響が考えられる。 ・事業実施想定区域から発生する降雨時の雨水排水に伴う、水質（水の濁り）への影響が考えられる。 ・事業実施想定区域から発生する土砂、建設廃材、伐採木等の建設副産物の発生が考えられるが、分別を徹底し、再資源化施設への搬入を予定しており、廃棄物等の量を低減することから、重大な環境影響はないと考えられる。
存在及び供用	・事業実施想定区域及びその周囲には、重要な地形・地質は確認されていないことから、土地（造成地）の存在に伴う地形・地質に係る重大な環境影響はないと考えられる。 ・土地（造成地）の存在に伴う動物、植物、生態系への影響が考えられる。 ・土地（造成地）の存在に伴う景観、人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、事業実施想定区域及び周囲が平坦であり、これらの環境要素に係る重大な環境影響はないと考えられる。 ・施設等の稼働に伴う大気質、騒音・超低周波音、振動、悪臭、温室効果ガス等を発生させる施設の設置は想定されていない。また、地下水の揚水は計画されていないことから、これらの環境要素に係る重大な環境影響はないと考えられる。 ・施設関連車両の走行に伴う大気質、騒音、振動への影響が考えられる。

4.3 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項について、技術指針に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、表 4-3-1～2 に示すとおり、工事の実施について「大気質」、「騒音」、「振動」、「地下水」、「地盤」、存在及び供用について「大気質」、「騒音」、「振動」、「動物」、「植物」、「生態系」を選定した。

なお、鳥類や底生動物の重要な生息地である汽水域の環境は改變しないことから、「動物」のうち水鳥や底生動物は、調査、予測及び評価の対象から除外した。

また、現時点で造成や雨水排水等の工事計画が確定していないことから、「工事の実施」に係る「動物」は、調査、予測及び評価の対象から除外した。

表 4-3-1 計画段階配慮事項に係る選定項目（工事の実施）

項目 環境要素	計画段階配慮事項の選定理由		選定項目
	事業特性	地域特性	
大気質	建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行に伴う大気質への影響が考えられる。	周辺に住居系土地利用等が存在する。	○
騒音	建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行に伴う騒音の影響が考えられる。	周辺に住居系土地利用等が存在する。	○
超低周波音	超低周波音を発生させる工事は想定されない。	周辺に低周波音を発生する施設等は存在しない。	—
振動	建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行に伴う振動の影響が考えられる。	周辺に住居系土地利用等が存在する。	○
悪臭	悪臭を発生させる工事は想定されない。	周辺に悪臭を発生する施設等は存在しない。	—
水質（水の濁り）	造成地の雨水排水による水の濁りによる影響が考えられる。	周辺に取水施設等は存在しない。	—
底質	底質を悪化させる工事は想定されない。	周辺に底質の悪化に繋がる施設等は存在しない。	—
地下水	土壌汚染対策等の工法によっては、水位等へ影響を及ぼす可能性がある。	周辺に井水が存在する。 また、必要に応じ、土壌汚染対策法に基づき適切に対応する。	○
地形・地質	一時的に造成工事を行う。	重要な地形・地質は存在しない。	—
地盤	土壌汚染対策等の工法によっては、水位等へ影響を及ぼす可能性がある。	周辺に井水が存在する。	○
土壌	一時的に造成工事を行う。	土壌汚染対策法に基づき適切に対応する。	—
動物	一時的に造成工事を行う。	重要な種として鳥類のコムクドリ、ホシムクドリ、昆虫類のミカドアゲハが分布する。	—
植物	一時的に造成工事を行う。	重要な種の生育は確認されていない。	—
生態系	一時的に造成工事を行う。	重要な生息・生育環境は確認されていない。	—
景観	主要な眺望点、景観資源の改變は想定されない。	主要な眺望点、景観資源が存在する。	—
人と自然との触れ合いの活動の場	人が集まる場所、ウォーキングコースの改變は想定されない。	人が集まる場所、ウォーキングコースが存在する。	—
廃棄物等	廃棄物等は減量化を図り適切に処理する。	周辺に廃棄物等を発生する施設は存在しない。	—
温室効果ガス等	温室効果ガス等を発生する工事は想定されない。	周辺に温室効果ガス等を発生する施設は存在しない。	—

注) 選定項目：○は選定項目、—は非選定項目

表 4-3-2 計画段階配慮事項に係る選定項目（存在及び供用）

項目 環境要素	計画段階配慮事項の選定理由		選定 項目
	事業特性	地域特性	
大気質	供用に伴い発生する関連車両の走行に係る大気質への影響が考えられる。	周辺に住居系土地利用等が存在する。	○
騒音	供用に伴い発生する関連車両の走行に係る騒音の影響が考えられる。	周辺に住居系土地利用等が存在する。	○
超低周波音	低周波音を発生する施設の設置は想定されない。	周辺に低周波音を発生する施設等は存在しない。	—
振動	供用に伴い発生する関連車両の走行に係る振動の影響が考えられる。	周辺に住居系土地利用等が存在する。	○
悪臭	悪臭を発生する施設の設置は想定されない。	周辺に悪臭を発生する施設等は存在しない。	—
水質(水の濁り)	水質汚濁を発生する施設の設置は想定されない。	周辺に取水施設等は存在しない。	—
底質	底質を悪化させる施設の設置は想定されない。	周辺に底質の悪化に繋がる施設等は存在しない。	—
地下水	地下水の水位・水質を悪化させる施設の設置は想定されない。	周辺に井水が存在する。	—
地形・地質	地形・地質を改変する施設の設置は想定されない。	重要な地形・地質は存在しない。	—
地盤	地下水位の変動が生じる施設の設置は想定されない。	周辺に井水が存在する。	—
土壌	土壌汚染を発生する施設の設置は想定されない。	周辺に土壌汚染を発生する施設はない。	—
動物	土地(造成地)が存在する。	重要な種として鳥類のコムクドリ、ホシムクドリ、昆虫類のミカドアゲハが分布する。	○
植物	土地(造成地)が存在する。	重要な種の生育は確認されていない。	○
生態系	土地(造成地)が存在する。	重要な生息・生育環境は確認されていない。	○
景観	景観を悪化させる施設の設置は想定されない。	主要な眺望点、景観資源が存在する。	—
人と自然との触れ合いの活動の場	人が集まる場所等への影響が生じる施設の設置は想定されない。	人が集まる場所、ウォーキングコースが存在する。	—
廃棄物等	廃棄物等を発生する施設の設置は想定されない。	周辺に廃棄物等を発生する施設は存在しない。	—
温室効果ガス等	温室効果ガス等を発生する施設の設置は想定されない。	周辺に温室効果ガス等を発生する施設は存在しない。	—

注) 選定項目：○は選定項目、—は非選定項目

非選定項目については、今後、「福岡市環境影響評価技術指針」（平成 11 年 3 月 29 日）の「表 6 参考項目 表 6-10 各種造成事業」に示される参考項目を参考としつつ、事業特性、地域特性及び計画段階配慮書の結果を踏まえ、方法書段階で環境影響評価項目を選定し、準備書・評価書段階で、当該項目に係る調査・予測・評価などの環境影響評価を実施していく。

4.4 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法は、概ねの事業実施想定区域の位置等を決定する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とする。調査は既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質、騒音、振動は住居系土地利用等の状況、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とする。予測は、環境の状況の変化を把握する方法とする。評価は、環境影響の度を整理、比較する方法とする。

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法を表 4-4-1、調査及び予測の位置等を図 4-4-1～2 に示す。

表 4-4-1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法

影響要因	環境要素	検討対象	調査方法	予測方法	評価方法
工事の実施	大気質	住居系土地利用等※1	既存資料を用いて把握する	保全上留意すべき施設との位置関係を把握し予測する方法	環境影響の回避又は低減の状況を整理
	騒音				
	振動				
	地下水	現段階では、施工方法等の予測条件の設定が困難であるため、方法書以降の環境影響評価の手続きの中で、事業の熟度に応じ、これらの環境要素の調査、予測及び評価の実施を検討する。			
	地盤				
存在及び供用	大気質	現段階では、将来交通量等の予測条件の設定が困難であるため、方法書以降の環境影響評価の手続きの中で、事業の熟度に応じ、これらの環境要素の調査、予測及び評価の実施を検討する。			
	騒音				
	振動				
	動物	重要な種の生息地※2	既存資料を用いて把握する	公園・緑地等※3との位置関係を把握し予測する方法	環境影響の回避又は低減の状況を整理
	植物	既存資料調査により、重要な植物種や生態系の重要な生育・生息環境の情報は確認されていないが、土地（造成地）が存在することから、方法書以降の環境影響評価の手続きの中で、これらの環境要素の調査、予測及び評価の実施を検討する。			
	生態系				

注) 住居系土地利用等の状況や重要な種の生息地等は図4-4-1～2に示す。

住居系土地利用：騒音規制法に基づく第1種区域、第2種区域とする。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域）

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

（主として第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率200%）、市街化調整区域）

保全上留意すべき施設：学校、病院等とする。

※1) 住居系土地利用等の既存資料：「福岡都市計画総括図」（平成27年4月）、「平成27年度教育便覧」（平成27年）、「幼稚園を探そう」（平成27年）、「社会福祉手帳」（平成27年）、「福岡県病院名簿」（平成27年）、「福岡市都市計画基礎調査」（平成24年）

※2) 重要な種の生息地等の既存資料：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年）

※3) 公園・緑地等の既存資料：「福岡都市計画総括図」（平成27年4月）

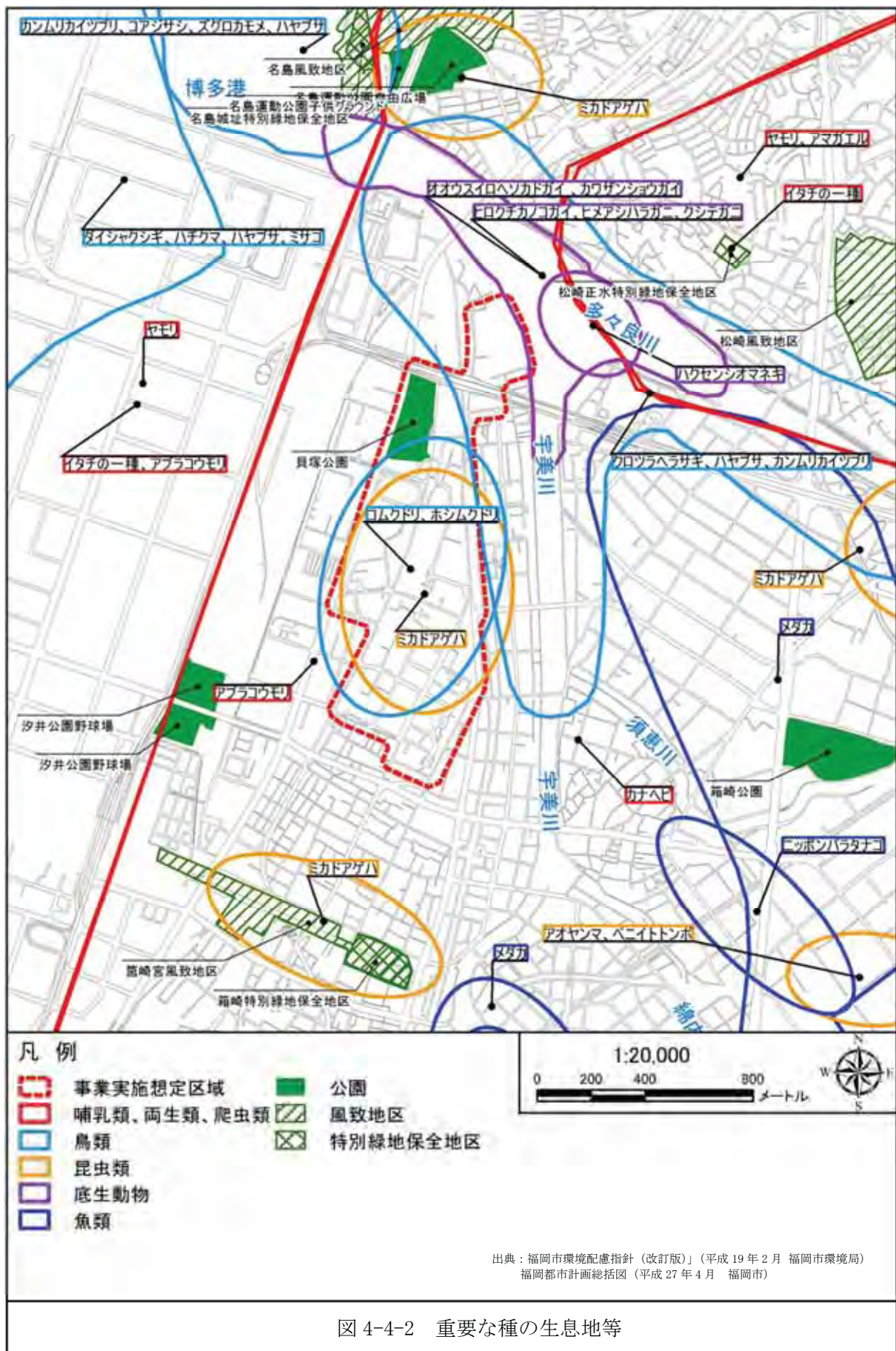


図 4-4-2 重要な種の生息地等

第5章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査は、既存資料に基づき、表 4-4-1 の「検討対象」の位置・分布を把握した。

予測では回避又は低減の状況を記載し、環境の状況の変化の程度を把握し、評価を行った。

なお、検討対象への環境影響の回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の方法書以降の環境影響評価の中で調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

5.1 大気質

5.1.1 調査

事業特性に関する情報を整理するとともに、工事の実施に伴う大気質（粉じん等）の影響等に関する文献の調査を行った。

(1) 事業特性に関する情報

- ・建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行に伴う粉じん等の発生が想定される。
- ・事業実施想定区域の周囲は住宅系土地利用等が多い地域であり、工事用車両の走行ルートとして、九州大学小松門（図 4-4-1 参照）からの大型車等の出入りが想定される。

(2) 大気質（粉じん等）の状況

粉じん等（降下ばいじん）の既存資料調査結果を表 5-1-1 に示す。

一般的に、海浜部では海水に溶けている塩分（塩化ナトリウム、塩化マグネシウムなど）が海水とともに飛散することにより粉じん等が発生し、内陸部では自動車の走行により舞い上がった道路の砂などにより粉じん等が発生する。

既存文献によると、事業実施想定区域及びその周囲に位置する吉塚小では、粉じん等が過去 5 年間（平成 22～26 年度）で参考値を超えていた年はない。

表 5-1-1 粉じん等の測定結果（平成 22～26 年度）

測定局	年度	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	参考値
吉塚小	年平均値 (ton/km ² /月)	2.8	2.5	2.8	2.8	2.5	10ton/km ² /月以下であること。

注) 降下ばいじんは環境基準が無いため、「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値」(寄与分としての10ton/km²/月)を参考値として設定する。

出典: 福岡市大気測定結果報告書(平成22～26年度版)(福岡市)

(3) 住居系土地利用等の状況

住居系土地利用等において保全上留意すべき施設（以下「保全対象施設」という。）の状況を表 5-1-2 に示す。

表 5-1-2 保全上留意すべき施設の状況

保全上留意すべき施設	種類等	事業実施想定区域 からの距離
貝塚病院	総合病院、199床	約180m
陣内皮膚科クリニック	病院	約20m
入江内科小児科	病院、11床	約30m
福岡山田医院	総合病院、50床	約150m
筈松デイサービスセンター	社会福祉施設	約80m
いきいき箱崎	社会福祉施設	約100m
はこぎき保育園	保育園	約80m
みそら保育園	保育園	約90m
まつぼっくり保育園	保育園	区域内
恵泉幼稚園	幼稚園	約60m
東箱崎小学校	小学校	約140m
箱崎中学校	中学校	区域内

注) 施設等の位置は、「図 4-4-1 住居系土地利用等の状況」を参照。

5.1.2 予測

事業実施想定区域及びその周囲に立地する保全対象施設に対する、建設機械の稼働及び資材等運搬車両の走行に伴う粉じん等の影響の予測結果を表 5-1-3 に示す。

表 5-1-3 大気質（粉じん等）の予測結果

予測項目	予測結果	環境保全措置の実施	環境保全措置の内容
現状において粉じんが問題となっている地域との関連性	粉じんが問題となっている地域ではない	粉じんが問題となっている地域ではない	—
事業実施想定区域から100m以内における保全対象施設数	病院等：4件 学校等：5件	発生源への直接散水を行う	・発生源への直接散水（約1/10） ・建設機械を保全対象から離す ・複合同時稼働を避ける ・強風時の作業を控える
事業実施想定区域から最寄りの保全対象施設までの距離	病院等：約20m 学校等：約60m		
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから100m以内における保全対象施設数	病院等：3件 学校等：2件	走行速度の抑制を行う	・工事用道路への散水 ・工事用車両のタイヤ洗浄 ・走行速度の抑制（30km/h→15km/hの場合、約1/10） ・工事用道路を保全対象から離す ・強風時の作業を控える
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから最寄りの保全対象施設までの距離	病院等：約15m 学校等：約40m		

注）面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ（平成11年11月、国土交通省）に基づき、事業実施想定区域から100mの範囲を、粉じんの影響が想定される範囲と仮定した。

5.1.3 評価

事業実施想定区域の周囲は住居系土地利用等が存在しており、工事の実施における大気質（粉じん等）の影響予測を行った結果、表 5-1-4 に示すとおり、環境保全措置の実施により低減効果が見られた。

したがって、保全対象施設に対して工事の実施に伴う大気質に係る重大な環境影響はないと考えられる。

表 5-1-4 大気質（粉じん等）の評価結果

評価指標	予測結果	評価結果
現状において粉じんが問題となっている地域との関連性	粉じんが問題となっている地域ではない	○
事業実施想定区域から100m以内における保全対象施設への影響	発生源への直接散水を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから100m以内における保全対象施設への影響	走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○

注）○：工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性はほとんどない。

△：工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性が考えられる。

5.2 騒音

5.2.1 調査

事業特性に関する情報を整理するとともに、工事の実施に伴う騒音の影響等に関する文献の調査を行った。

(1) 事業特性に関する情報

- ・建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行に伴う騒音の発生が想定される。
- ・事業実施想定区域の周囲は住宅系土地利用等が多い地域であり、工事用車両の走行ルートとして、九州大学小松門（図 4-4-1 参照）からの大型車等の出入りが想定される。

(2) 騒音（自動車騒音）の状況

騒音（自動車騒音）の既存資料調査結果を表 5-2-1 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲では、過去 2 年間（平成 25～26 年度）で国道 3 号及び国道 3 号バイパスで昼間・夜間ともに環境基準を超えていた。

表 5-2-1 自動車騒音（平成 25～26 年度）

平成25年度														単位: dB	
No.	測定地点概要				測定結果		環境基準		環境基準との比較		要請限度		要請限度との比較		
5力年 通し 番号	路 線 名	評価区間 番号	測定地点住所	定点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目18-3	●	73	68	70	65	×	×	75	70	○	○	
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	●	72	70	70	65	×	×	75	70	○	○	
139	一般国道201号	10250-1	福岡市東区多の津3丁目9		73	69	70	65	×	×	75	70	○	○	
168	香椎箱崎浜線	80010-10	福岡市東区箱崎4丁目10		60	54	70	65	○	○	75	70	○	○	
169	松島貝塚線	80020-2	福岡市東区筥松		55	49	70	65	○	○	75	70	○	○	

参考: 平成25年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果(平成27年3月、福岡市環境局)

平成26年度														単位: dB	
No.	測定地点概要				測定結果		環境基準		環境基準との比較		要請限度		要請限度との比較		
5か年 通し 番号	路 線 名	評価区間 番号	測定地点住所	定点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
	2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目	●	73	69	70	65	×	×	75	70	○	○
	3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	●	71	69	70	65	×	×	75	70	○	○

参考: 平成26年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果(平成28年1月、福岡市環境局)

(3) 住居系土地利用等の状況

住居系土地利用等の保全対象施設の状況は大気質（粉じん等）と同様である。

5.2.2 予測

事業実施想定区域及びその周囲に立地する保全対象施設に対する、建設機械の稼働及び資材等運搬車両の走行に伴う騒音の影響の予測結果を表 5-2-2 に示す。

表 5-2-2 騒音の予測結果

予測項目	予測結果	環境保全措置の実施	環境保全措置の内容
現状において騒音が環境基準を超過している地域との関連性	国道3号は環境基準を超過している	国道3号は環境基準を超過している	—
事業実施想定区域から50m以内における保全対象施設数	病院等: 2件 学校等: 2件	防音パネルや仮囲いの設置を行う	・低騒音型建設機械及び超低騒音型建設機械の採用 ・防音パネルや仮囲いの設置(約20dB低減) ・建設機械を保全対象から離す ・複合同時稼働を避ける
事業実施想定区域から最寄りの保全対象施設までの距離	病院等: 約20m 学校等: 約60m		
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから50m以内における保全対象施設数	病院等: 3件 学校等: 1件	走行速度の抑制を行う	・走行速度の抑制(30km/h→15km/hの場合、約6dB低減) ・工事用道路を保全対象から離す ・工事の分散
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから最寄りの保全対象施設までの距離	病院等: 約15m 学校等: 約40m		

注) 福岡都市計画道路 1・4・8号自動車専用道路アイランドシティ線環境影響評価書(平成25年6月、福岡県)に基づき、事業実施想定区域から50mの範囲を、騒音の影響が想定される範囲と仮定した。

5.2.3 評価

事業実施想定区域の周囲は住居系土地利用等が存在しており、工事の実施における騒音の影響予測を行った結果、表 5-2-3 に示すとおり、環境保全措置の実施により低減効果が見られた。

したがって、保全対象施設に対して工事の実施に伴う騒音に係る重大な環境影響はないと考えられる。

表 5-2-3 騒音の評価結果

評価指標	予測結果	評価結果
現状において騒音が環境基準を超過している地域との関連性	現況騒音レベルが環境基準を超過する区間に近接している	△
事業実施想定区域から50m以内における保全対象施設への影響	防音パネルや仮囲いの設置を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから50m以内における保全対象施設への影響	走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○

注) ○: 工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性はほとんどない。

△: 工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性が考えられる。

5.3 振 動

5.3.1 調査

事業特性に関する情報を整理するとともに、工事の実施に伴う振動の影響等に関する文献の調査を行った。

(1) 事業特性に関する情報

- ・建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行に伴う振動の発生が想定される。
- ・事業実施想定区域の周囲は住宅系土地利用等が多い地域であり、工事用車両の走行ルートとして、九州大学小松門（図 4-4-1 参照）からの大型車等の出入りが想定される。

(2) 振動（道路交通振動）の状況

振動（道路交通振動）の既存資料調査結果を表 5-3-1 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲では、過去 2 年間（平成 25～26 年度）で国道 3 号及び国道 3 号バイパスで昼間・夜間ともに要請限度を達成していた。

表 5-3-1 道路交通振動（平成 25～26 年度）

平成25年度

測定地点概要						要請限度 (デシベル)		測定結果 レベル(L ₁₀) (デシベル)		要請限度 との比較	
測定 地点 番号	路 線 名	評価区間 番号	測定地点住所	車線 数	区域 区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目18-3	6	2	70	65	46	42	○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	6	2	70	65	43	42	○	○

出典：平成25年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果(平成27年3月、福岡市環境局)

平成26年度

測定地点概要						要請限度 (デシベル)		測定結果 レベル(L ₁₀) (デシベル)		要請限度 との比較	
測定 地点 番号	路 線 名	評価区間 番号	測定地点住所	車線 数	区域 区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目	6	2	70	65	40	34	○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	6	2	70	65	43	41	○	○

出典：平成26年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果(平成28年1月、福岡市環境局)

(3) 住居系土地利用等の状況

住居系土地利用等の保全対象施設の状況は大気質（粉じん等）と同様である。

5.3.2 予測

事業実施想定区域及びその周囲に立地する保全対象施設に対する、建設機械の稼働及び資材等運搬車両の走行に伴う振動の影響の予測結果を表 5-3-2 に示す。

表 5-3-2 振動の予測結果

予測項目	予測結果	環境保全措置の実施	環境保全措置の内容
現状において振動の要請限度を超過している地域との関連性	国道3号は要請限度を達成している	国道3号は要請限度を達成している	—
事業実施想定区域から100m以内における保全対象施設数	病院等: 4件 学校等: 5件	低振動工法を採用する	・低振動型建設機械の採用 ・低振動工法の採用(空溝1mの場合、約5dB低減) ・建設機械を保全対象から離す ・複合同時稼働を避ける
事業実施想定区域から最寄りの保全対象施設までの距離	病院等: 約20m 学校等: 約60m		
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから100m以内における保全対象施設数	病院等: 3件 学校等: 2件	走行速度の抑制を行う	・走行速度の抑制(30km/h→15km/hの場合、約3dB低減) ・工事用道路を保全対象から離す ・工事の分散
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから最寄りの保全対象施設までの距離	病院等: 約15m 学校等: 約40m		

注) 道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(平成25年3月 国土技術総合研究所・独立行政法人土木研究所)に基づき、事業実施想定区域から100mの範囲を、振動の影響が想定される範囲と仮定した。

5.3.3 評価

事業実施想定区域の周囲は住居系土地利用等が存在しており、工事の実施における振動の影響予測を行った結果、表 5-3-3 に示すとおり、環境保全措置の実施により低減効果が見られた。

したがって、保全対象施設に対して工事の実施に伴う振動に係る重大な環境影響はないと考えられる。

表 5-3-3 振動の評価結果

評価指標	予測結果	評価結果
現状において振動が要請限度を超過している地域との関連性	現況振動レベルが要請限度を超過する区間に近接していない	○
事業実施想定区域から100m以内における保全対象施設数	低振動工法を採用することにより、保全対象施設への影響を低減する	○
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから100m以内における保全対象施設数	走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○

注) ○: 工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性はほとんどない。

△: 工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性が考えられる。

5.4 動物

5.4.1 調査

事業特性に関する情報を整理するとともに、存在及び供用に伴う動物の影響等に関する文献の調査を行った。

(1) 事業特性に関する情報

- ・土地（造成地）の存在に伴う動物の生息環境への影響が想定される。（図 4-4-2 参照）

(2) 動物の状況

動物の既存資料調査結果を表 5-4-1 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲では、「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）によると、図 4-4-2 に示すとおりである。

表 5-4-1 重要な種の状況

種 名	一般的な生態	希少性
コムクドリ	サハリン南部、南千島で繁殖し、フィリピン、ボルネオ北部で越冬する。日本では本州中部以北に夏鳥として渡来して繁殖する。枝から枝に移動しながらクモや昆虫を捕らえ、ヤマザクラなどの実も食べる。	福岡市環境配慮指針（改訂版）の掲載種
ホシムクドリ	ユーラシア大陸西部から中部で繁殖し、北アフリカ、中東、インド東北部、中国西部で越冬する。北米中部、南部、南アフリカ、オーストラリア南部、ニュージーランドには移入されて分布。日本には少ない冬鳥として西南日本に渡来する。島根県飯梨川、鹿児島県出水には毎年少数が越冬する。	福岡市環境配慮指針（改訂版）の掲載種
ミカドアゲハ	アオスジアゲハにやや似たアゲハチョウである。本州の一部、四国、九州、南西諸島に分布するが、食樹のオガタマノキ、タイワンオガタマがやや発達した森林に生育することから分布は局所的となる。食樹はその他、植栽木に利用されるタイサンボクなど。吸蜜植物はトベラ、イボタノキ、ネズミモチ、ミカン類、クスノキなどである。福岡県内では各地で記録される。	福岡市環境配慮指針（改訂版）の掲載種

(3) 重要な種の出現状況

重要な種の出現状況を表 5-4-2 に示す。

表 5-4-2 重要な種の出現状況

種 別	名 称	事業実施想定区域からの距離	コムクドリ	ホシムクドリ	ミカドアゲハ
公園	名島運動公園自由広場	800m	—	—	○
	名島運動公園子供グラウンド	800m	—	—	○
	貝塚公園	地区内	○	○	—
	汐井公園野球場	400m	—	—	—
	箱崎公園	1,100m	—	—	—
風致地区	箱崎宮風致地区	600m	—	—	○
	松崎風致地区	1,100m	—	—	—
特別緑地保全地区	箱崎特別保全緑地地区	600m	—	—	○
	松崎正水特別保全緑地地区	800m	—	—	—

出典：福岡都市計画総括図（平成27年4月 福岡市）
福岡市環境配慮指針（改訂版）（平成19年2月 福岡市環境局）

5.4.2 予測

事業実施想定区域及びその周囲に分布する重要な種の生息環境に対する影響の予測結果を表 5-4-3 に示す。

表 5-4-3 動物の予測結果

重要な種	予測項目	予測結果	環境保全措置の実施	環境保全措置の内容
コムクドリ	事業実施想定区域の生息環境	重要な種の生息環境へ影響を及ぼす可能性がある	新たな公園・緑地等を整備する	・新たな公園・緑地等を整備する ・既存樹木の保全を検討する
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	最も近い公園・緑地等との距離が400m程度離れている	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の樹木との連携を図る	・既存樹木の移植を検討する ・周辺の住宅地の樹木との連携を図る
ホシムクドリ	事業実施想定区域の生息環境	重要な種の生息環境へ影響を及ぼす可能性がある	新たな公園・緑地等を整備する	・新たな公園・緑地等を整備する ・既存樹木の保全を検討する
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	最も近い公園・緑地等との距離が400m程度離れている	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の樹木との連携を図る	・既存樹木の移植を検討する ・周辺の住宅地の樹木との連携を図る
ミカドアゲハ	事業実施想定区域の生息環境	重要な種の生息環境へ影響を及ぼす可能性がある	新たな公園・緑地等を整備する	・新たな公園・緑地等を整備する ・既存樹木の保全を検討する
	事業実施想定区域周辺の生息環境	重要な種の生息環境の改変はない	重要な種の生息環境の改変はない	・環境保全措置は検討しない
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	最も近い公園・緑地等との距離が400m程度離れている	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の住宅地等の植栽木との連携を図る	・植栽種としてタイサンボク、オガタノキ等の食樹の移植を検討する ・周辺の住宅地の植栽木との連携を図る

注)ミカドアゲハについて、事業実施想定区域から100mの範囲を、重要な種の移動が想定される範囲と仮定した。鳥類は渡り鳥で、コムクドリは夏鳥、ホシムクドリは冬鳥である。

5.4.3 評価

事業実施想定区域の周囲にはまとまって存在する自然環境が分布しており、存在及び供用における動物の影響予測を行った結果、表 5-4-4 に示すとおり、環境保全措置の実施により回避及び低減効果が見られた。

したがって、存在及び供用に伴う動物に係る重大な環境影響はないと考えられる。

表 5-4-4 動物の評価結果

重要な種	評価指標	予測結果	評価結果
コムクドリ	事業実施想定区域の生息環境	新たな公園・緑地等を整備することや既存樹木の保全を検討することで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の樹木との連携を図ることで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
ホシムクドリ	事業実施想定区域の生息環境	新たな公園・緑地等を整備することや既存樹木の保全を検討することで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の樹木との連携を図ることで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
ミカドアゲハ	事業実施想定区域の生息環境	新たな公園・緑地等を整備することや既存樹木の保全を検討することで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
	事業実施想定区域周辺の生息環境	重要な種の生息環境の改変はないことから、重要な種の生息環境への影響は回避される	○
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の住宅地等の植栽木との連携を図ることで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○

注) ○: 影響はほとんど想定されない。

△: 一定の影響が想定される。

×: 重大な影響が想定される。

第6章 計画段階配慮の総合評価

計画段階配慮事項ごとの評価結果は、表 6-1 に示すとおりである。

環境影響に係る検討の結果、大気質、騒音、振動、動物について、重大な環境影響はないと評価する。

表 6-1 環境要素別評価結果及びその理由

環境要素 の区分	影響要因 の区分	評 価
大気質	工事の実施	発生源への直接散水や走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減することから、工事の実施に伴う大気質（粉じん等）に係る重大な環境影響はないと考えられる。
騒 音	工事の実施	防音パネルや仮囲いの設置、走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減することから、工事の実施に伴う騒音に係る重大な環境影響はないと考えられる。
振 動	工事の実施	低振動工法の採用、走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減することから、工事の実施に伴う振動に係る重大な環境影響はないと考えられる。
動 物	存在及び供用	新たな公園・緑地等の整備や周辺の樹木との連携を図ることで、重要な種の生息環境への影響は低減することから、土地の存在に伴う動物に係る重大な環境影響はないと考えられる。

第7章 専門家等による技術的助言

計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価の実施にあたり、専門家その他の環境影響に関する知見を有するものの助言を受けた。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容は、表 7-1 に示すとおりである。

表 7-1 技術的助言の内容

環境要素の区分	専門分野	技術的助言の内容
土壌汚染、地下水	環境修復学	土壌汚染対策法に基づく調査結果について、地域の概況で整理している件について異論はない。
動物(哺乳類)	基礎生物学	周辺の風致地区や公園等と結びつく地域のエコロジカルネットワークを創るべきである。
動物(鳥類)	鳥類	方法書以降の手続きを進めるにあたり、水鳥等の繁殖場所や時期を把握する必要がある。
動物(魚類)	魚類学	跡地利用について、多々良川河口干潟に隣接する区域に重要な種を集めたビオトープを創るなど配慮すべきである。
植物	園芸学	樹木の保存について、地元の意向を聞きながら将来のまちづくり等で活用していくべき。また、生態系の保全ゾーンを創るべきである。

第 8 章 その他規則で定める事項

対象事業を実施するにあたり、必要となる許認可等又は届出の内容について、表 8-1 に示す。

表 8-1 許認可等又は届出の内容

事業の種類	許認可権者	摘 要
①その他の土地の造成	福岡市長	都市計画法第 29 条第 1 項
②土地区画整理事業	国土交通大臣	土地区画整理法第 52 条第 1 項